WE LOVE THE EARTH

第40回 公害環境デー

大阪から公害をなくし、地球環境を守り、環境の保全・再生をめざす第40回府民集会



海面が6メートル上昇した場合のシミュレーション。
高さ6メートルの津波がきた場合の想定に、ほぼ合致する。
(FLood Mapsにより作成)

みんなで考えよう、大阪の防災

地震と津波、大災害から 生命・絆・都市を守る第一歩に

東海・東南海・南海の巨大地震や上町断層帯直下型地震が言われる近畿と大阪。その実態と防災、街づくりに焦点を当てました。

記念講演

越山 健治氏（関西大学社会安全研究科・社会安全学部 准教授）
迫り来る危機 ― 大阪の災害・危険性

塩崎 賢明氏（神戸大学大学院工学研究科・工学部 教授）
巨大地震と大阪の防災 ― 阪神淡路・東日本大震災に学ぶ

各自治体の防災計画の実態報告●大阪の公害・環境問題についての基調報告●質疑と討論など

※ 各分野の取り組みは『資料集』としてお配りします。



2012年 **2月26日(日)** 13:00～
(開場12:00、終了予定16:30)

エルおおさか 南館5階 ホール
大阪府立労働センター

参加費無料

●主　催　第 40 回公害環境デー実行委員会
●事務局　大阪から公害をなくす会　大阪市中央区内本町 2-1-19　内本町松尾ビル 10　370 号
TEL (06) 6949-8120　FAX (06) 6949-8121　E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp

第４０回公害環境デー

プログラム

12:00　開場

13:00　開会

基調報告

記念講演Ⅰ　　迫り来る危機－－大阪の災害・危険性－

関西大学社会安全学部准教授　　越山健治先生

記念講演Ⅱ　　阪神・淡路大震災から東日本大震災へ

神戸大学大学院工学研究所教授　塩崎賢明先生

大阪府域市町村の地震対策　　防災まちづくり研究会 in 公害をなくす会

質疑・全体討論

アピール

閉会のあいさつ

16:30　終了

※午後 6 時からグリーン会館で「公害をなくす会創立 40 周年の集い」があります。ぜひお気軽にご参加ください。

目　次

①越山先生の講演 PPT ……P 3

②塩崎先生の講演 PPT ……P14

③大阪府域市町村の地震対策 PPT ……P26

④基調報告……P30

⑤各分野の取り組みの報告（内容の目次は次ページに）……P37

⑥第 40 回公害環境デーアピール（案）……P67

各分野の取り組みの報告

①泉南アスベスト国賠訴訟のたたかい……伊藤・泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会

②寝屋川「廃プラ」公害の根絶に向けて……廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会

③ぜん息被害者の救済は待ったなし……上田・大阪公害患者の会連合会

④公害のない第２京阪国道を求める住民運動……長野・公害のない第２京阪道路を求める寝屋川、四条畷市民の会

⑤迷走する淀川左岸線（２期）工事……廣瀬・中津リバーサイドコーポ環境を守る会

⑥高速道路「大阪泉北線」廃止から住民参加での「風かおる“みち”」へ……松田・道路公害に反対し、東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会

⑦破局的な気候変化の被害回避に力を尽くそう……岩本・公害をなくす会温暖化委員会

⑧信太山に里山自然公園をもとめる運動……花田・信太の森ＦＡＮクラブ

⑨「ソラダス２０１２」住民によるＮＯ2 大気汚染監視運動の大切さ……久志本・公害環境測定研究会

⑩「原発ゼロの会」発足の趣旨と要求……原発ゼロの会・大阪　事務局

⑪関西電力との話し合い懇談会・要請・交渉について……坂東・電力労働運動近畿センター

⑫自然エネルギー推進のとりくみ（当日配布）……藤永・自然エネルギー市民の会

⑬大阪府の公害対策・環境行政に対する重点要望……大阪から公害をなくす会

[講師紹介]

●越山健治（こしやま　けんじ）先生

1972 年滋賀県生まれ。大阪府立茨木高校卒、神戸大学工学部卒。
民間シンクタンク、神戸大学助手、人と防災未来センター研究員を経て
現在、関西大学社会安全学部准教授。専門は都市復興背計画、都市防災計画、行政災害対応。著書に『災害対策全書』（分担執筆、ぎょうせい 2011）、『復興コミュニティー論入門』（分担執筆、弘文堂 2007）など。

●塩崎賢明（しおざき　よしみつ）先生

1947 年川崎市生まれ。大阪府立茨木高校卒、京都大学工学部卒。神戸大学工学部教授。
日本福祉大学・大阪教育大学非常勤講師、オックスフォード大学・バーミンガム大学客員教授歴任し、現在神戸大学大学院工学研究所教授・工学部教授。
専門は都市計画、住宅問題・住宅政策。著書に『大震災 15 年と復興の備え』（共編著、クリエイツかもがわ、2010）、『復興まちづくり』（共著、日本建築学会、2009）、『住宅復興とコミュニティー』（日本経済表論社、2009）など多数

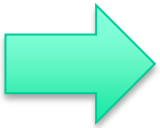
第４０回　公害環境デー

迫りくる危機
－大阪の災害・危険性－

関西大学社会安全学部
准教授　越山　健治

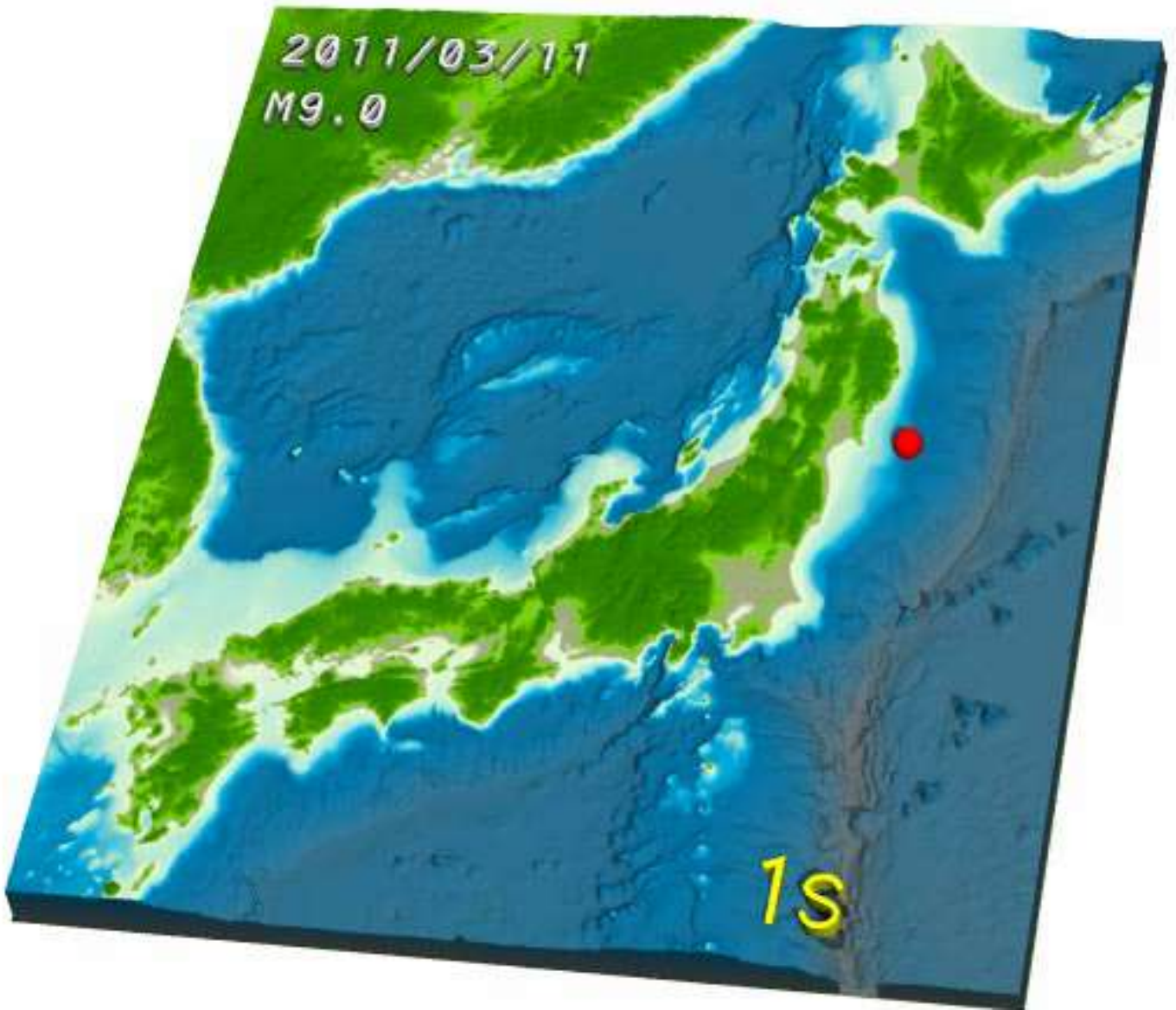
今の世代がしなければならないこと

- 明治維新世代　（19世紀後半）
- 戦争経験世代　（20世紀前半）
- 現代災害世代　（20世紀後半）
  - 20世紀後半から大災害・大事故が頻発
    - 1985　日航ジャンボ墜落事故
    - 1995　阪神・淡路大震災
    - 1995　オウム真理教地下鉄サリン事件
    - 2000　（ニューヨーク同時多発テロ）
    - 2004　新潟県中越地震
    - 2005　（ニューオーリンズ大水害）
    - 2006　JR福知山線脱線事故
    - 2011　東日本大震災・・・



この経験を次の世代に引き継いでいかなければ

東日本大震災の被害：地震の揺れによる被害



東日本大震災の被害：地震の揺れによる被害

**広域に強く長く揺れることが
いかに現代日本を混乱させるか**

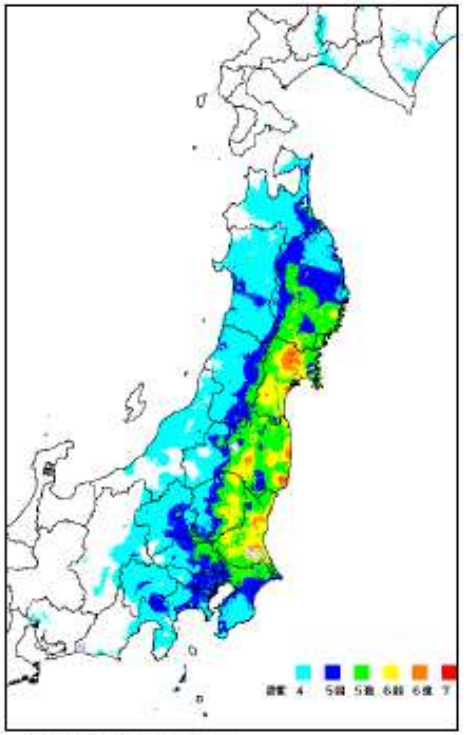
■離れた場所での長周期地震動による建物被害
■広域の通信・電気ネットワーク障害
■強い揺れによる交通障害





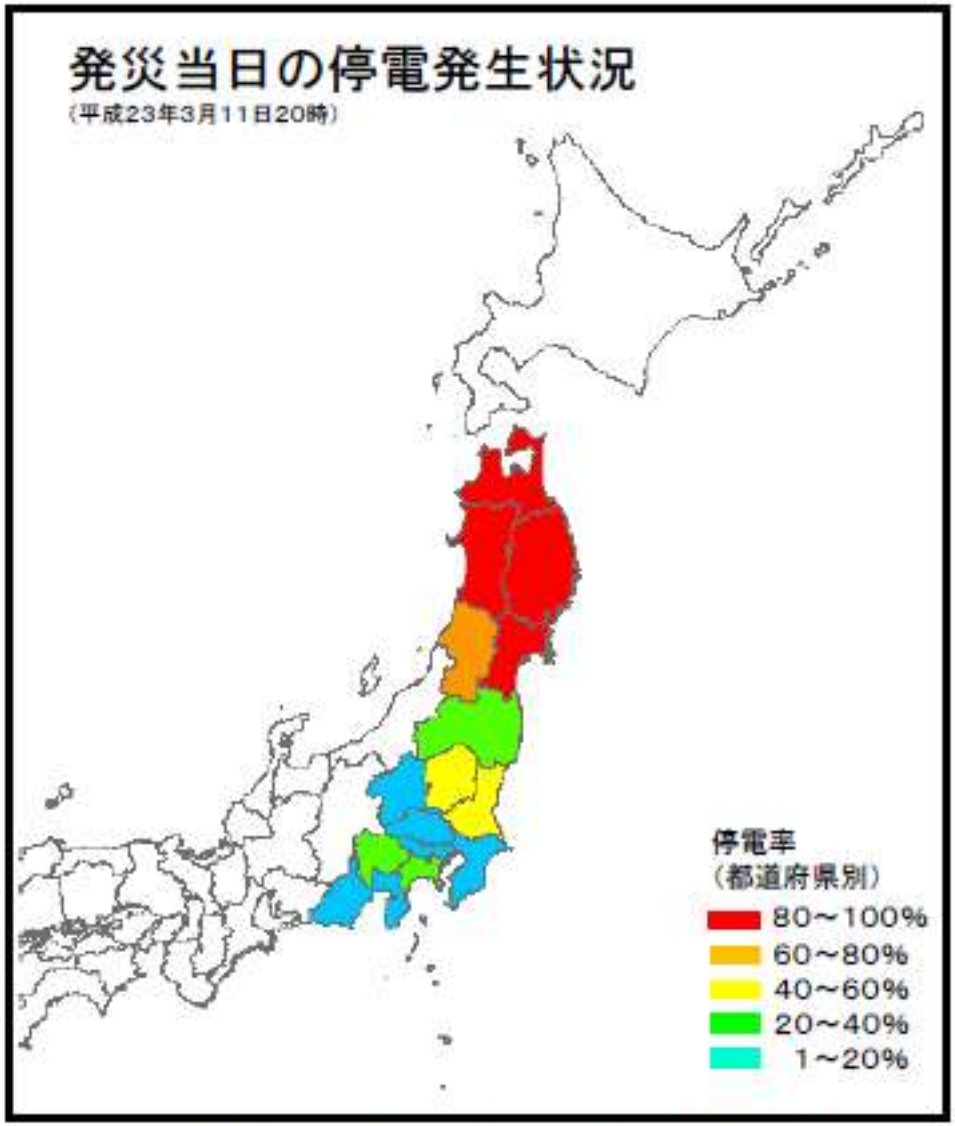


東北地方太平洋沖地震の推定震度



気象庁提供資料より内閣府作成

発災当日の停電発生状況（3月11日20時）



東北電力管内

都道府県	停電戸数	停電率(※)
青森県	900，000	99%
岩手県	770，000	95%
秋田県	660，000	98%
宮城県	1，370，000	96%
山形県	510，000	74%
福島県	270，000	22%

東京電力管内

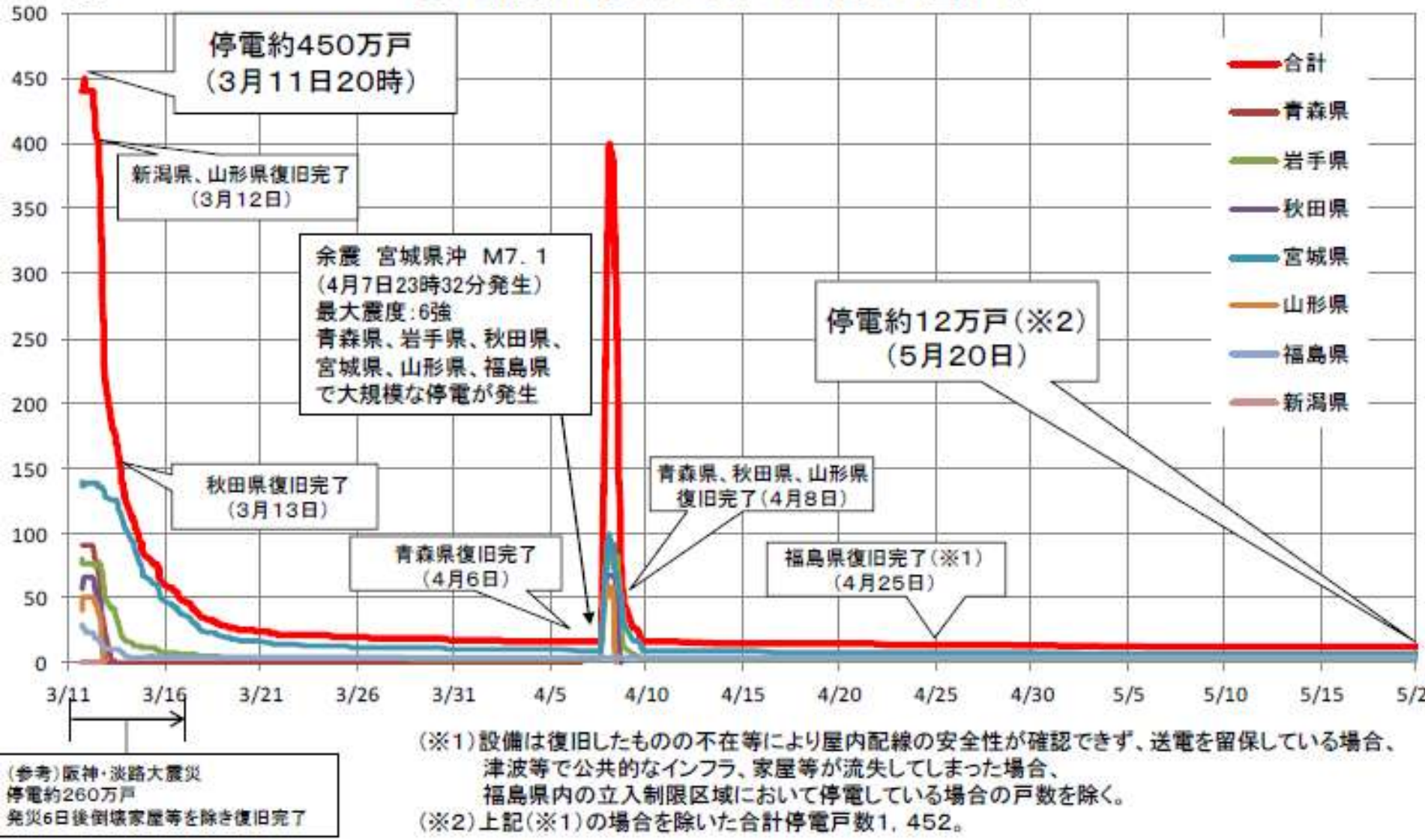
都道府県	停電戸数	停電率(※)
東京都	102，665	1%
神奈川県	1，277，705	24%
栃木県	567，925	43%
千葉県	346，489	9%
埼玉県	342，878	8%
群馬県	225，524	17%
茨城県	823，404	42%
山梨県	145，009	22%
静岡県（富士川以東）	113，051	13%

（※）東北電力の停電率＝停電戸数/需要家戸数×100%で算出　需要家戸数は経済産業省提供資料による。
東京電力の停電率＝停電戸数/契約口数×100%で算出　契約口数は東京電力資料「平成22年度数表でみる東京電力」による。

（出典）
停電戸数：東北電力HP「東北地方太平洋沖地震に関する、停電情報」http://www.tohoku-epco.co.jp/emergency/9/index.html　東京電力HP「東北地方太平洋沖地震による影響などについて」
http://www.tepco.co.jp/cc/press/index-j.html

（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

電力復旧状況（東北電力管内）



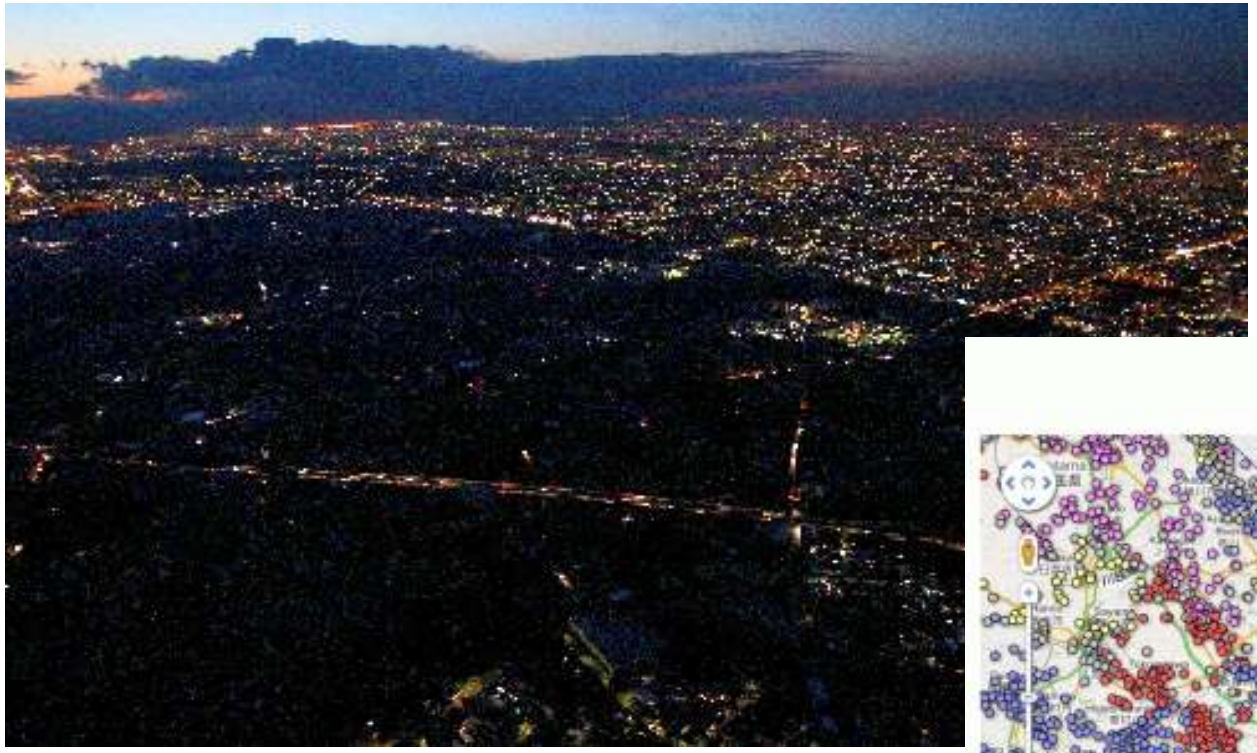
（※1）設備は復旧したものの不在等により屋内配線の安全性が確認できず、送電を留保している場合、
津波等で公共的なインフラ、家屋等が流失してしまった場合、
福島県内の立入制限区域において停電している場合の戸数を除く。
（※2）上記（※1）の場合を除いた合計停電戸数1，452。

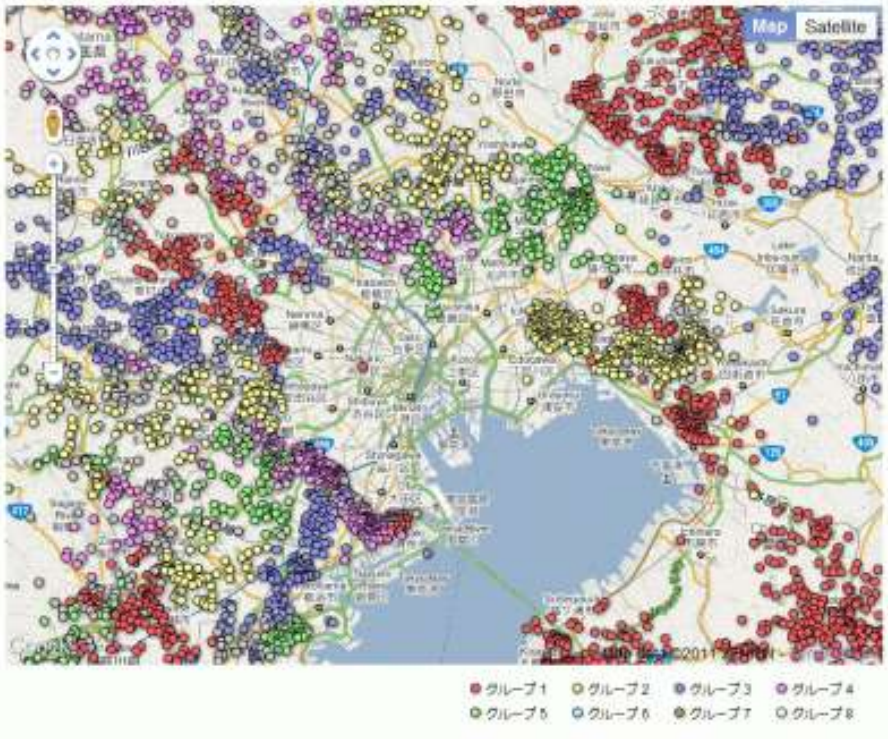
（参考）阪神・淡路大震災
停電約260万戸
発災6日後倒壊家屋等を除き復旧完了

（出典）東北電力HP「東北地方太平洋沖地震に関する、停電情報」 5月6日現在 http://www.tohoku-epco.co.jp/emergency/9/index.html
兵庫県HP「阪神・淡路大震災の支援・復旧状況」http://web.pref.hyogo.jp/pa17/pa17_000000002.html より内閣府作成

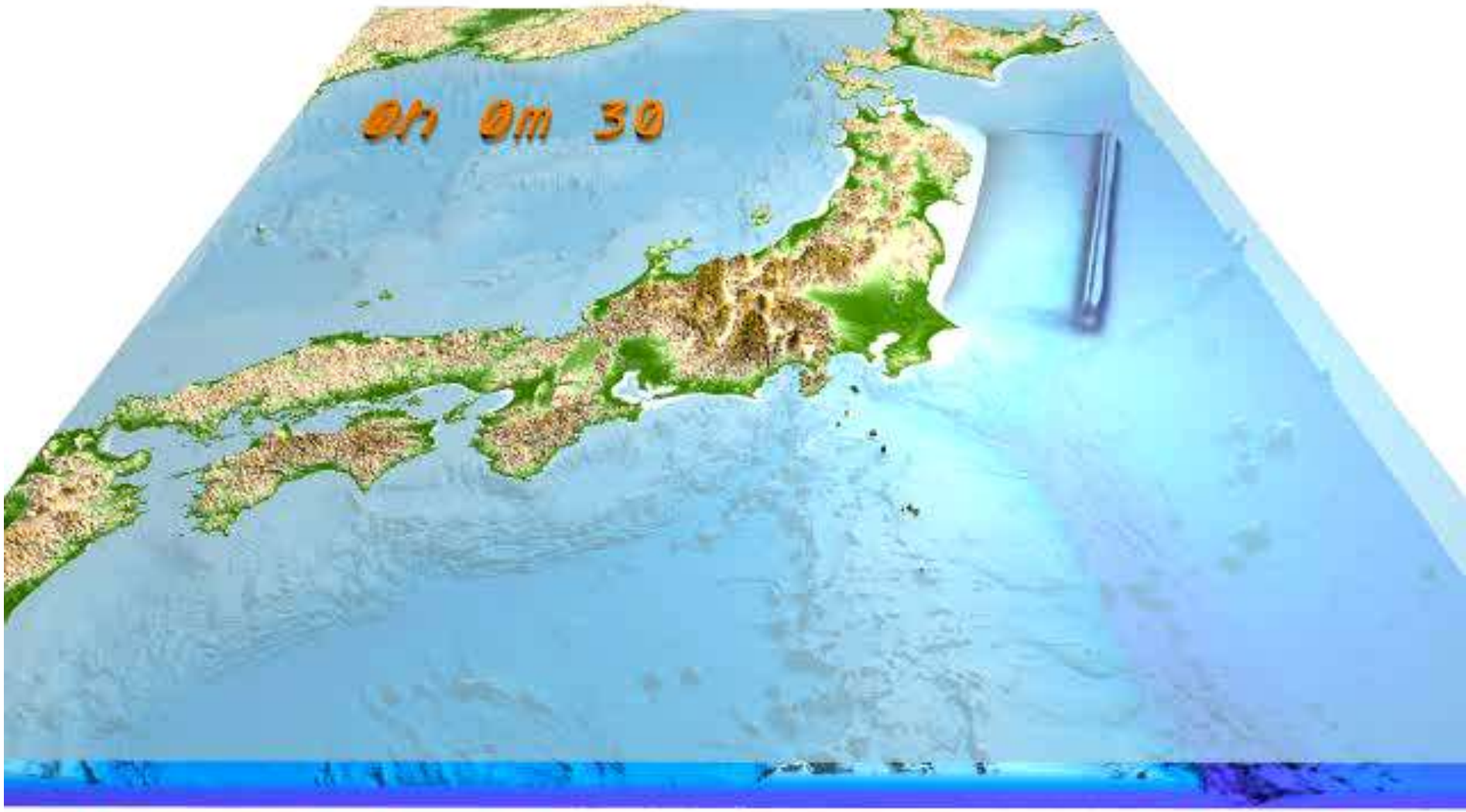
（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

首都圏の計画停電




Map
Satellite
グループ1
グループ2
グループ3
グループ4
グループ5
グループ6
グループ7
グループ8

東日本大震災の被害：津波災害



東日本大震災の被害：津波災害

津波常襲地域を襲った
歴史上最大級の津波による被害

■100年に一度の津波被害がある地域
■1000年以上前の大津波が襲ってきた事実
■現代社会沿岸部を襲った大津波の被害

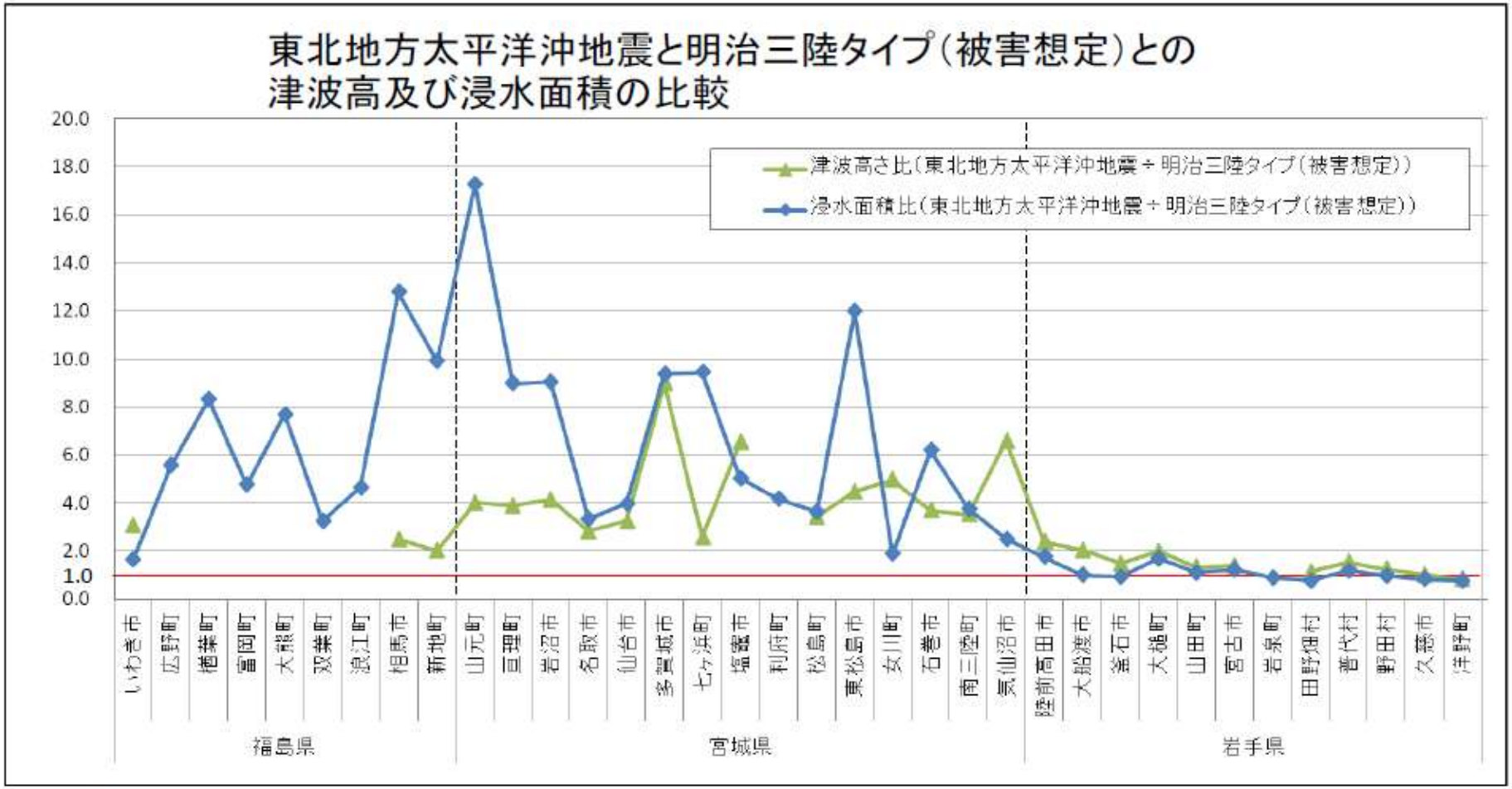






3. 従来の被害想定結果と東日本大震災の被害との比較

岩手県では被害想定に比べ、津波高では1～2倍、浸水面積で1～2倍程度、宮城県、福島県においては津波高が最大9倍、浸水面積では17倍程度になっている。

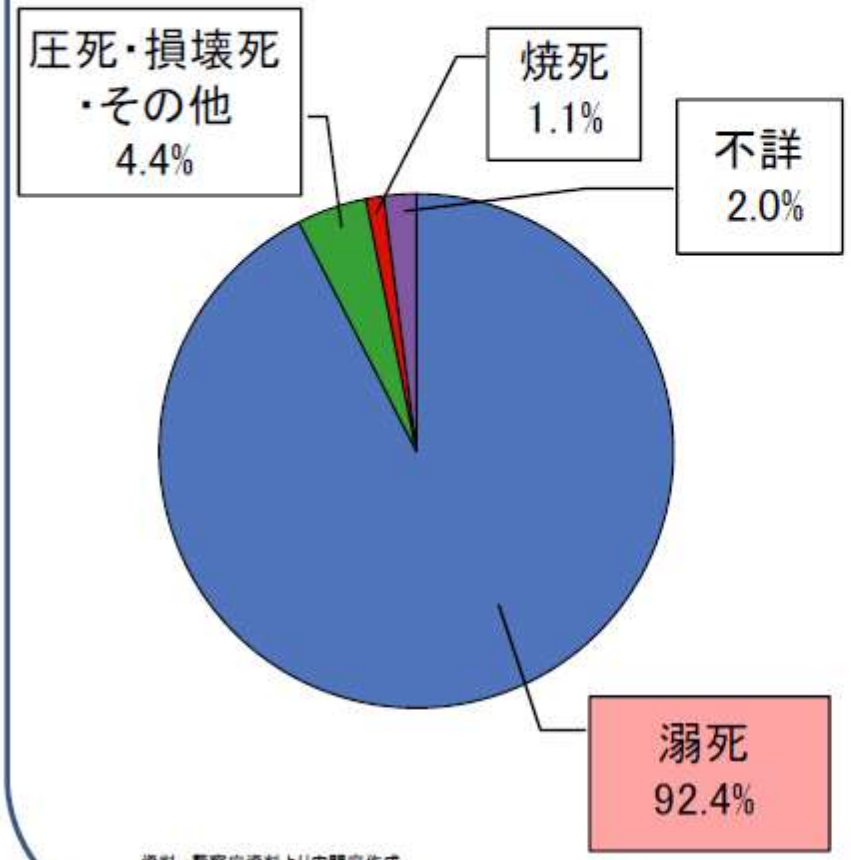


・東北地方太平洋沖地震：津波高：「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」による速報値（2011年5月9日），注：使用データは海岸から200m以内で信頼度A（信頼度大なるもの。信頼明瞭にして、測量誤差最も小なるもの）から市街地の最大値の浸水高の値を抽出。
浸水面積：国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報） 平成23年4月18日」
・明治三陸タイプ（被害想定）：津波高：東北地方太平洋沖地震の浸水高の値を採用した地点近傍の浸水高の計算値を使用，浸水面積：明治三陸タイプ（被害想定）の被害想定（堤防有り）の計算値を使用

（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

死因・年齢構成

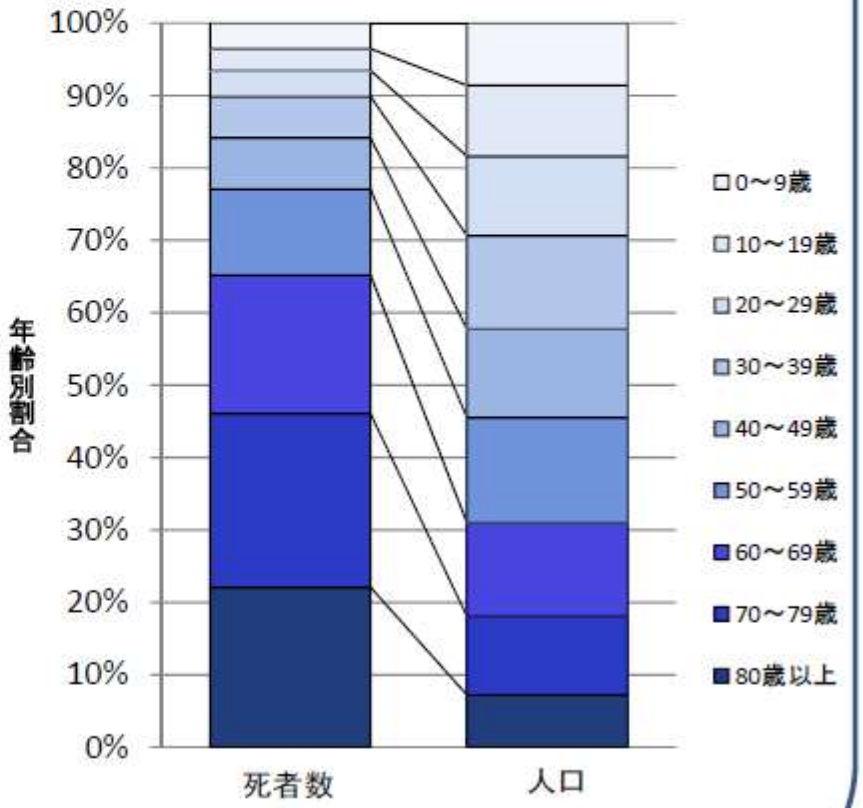
東北地方太平洋沖地震における死因（岩手県・宮城県・福島県）



資料・警察庁資料より内閣府作成

（平成23年4月11日現在）

死者数と人口の年齢階層別構成比の比較（岩手県・宮城県・福島県）



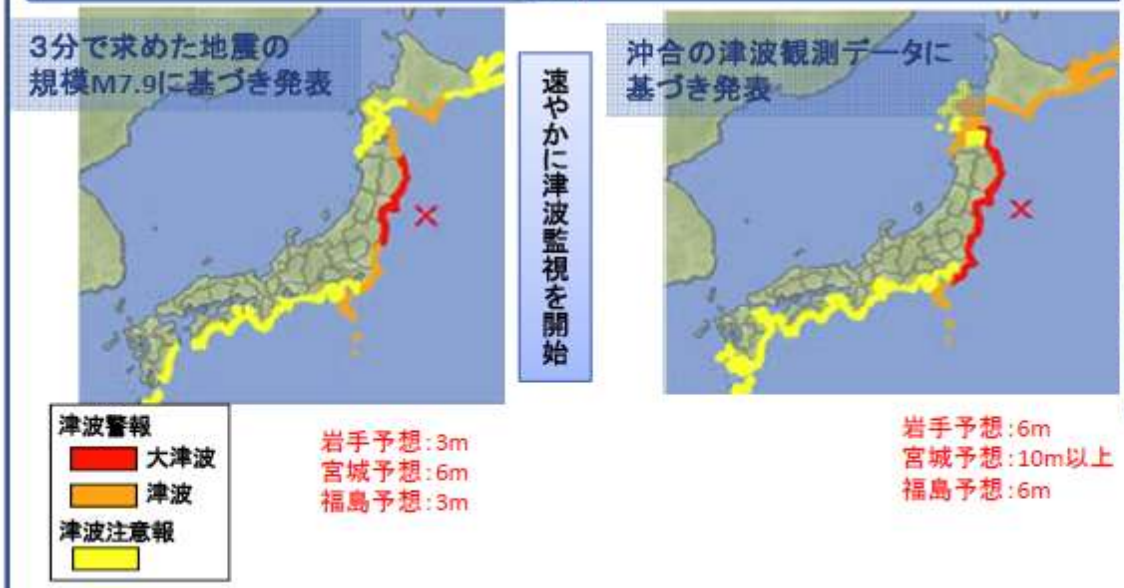
資料・東北地方太平洋沖地震による死者の年齢構成：警察庁資料より内閣府作成
・岩手県・宮城県・福島県の年齢構成：総務省資料より内閣府作成

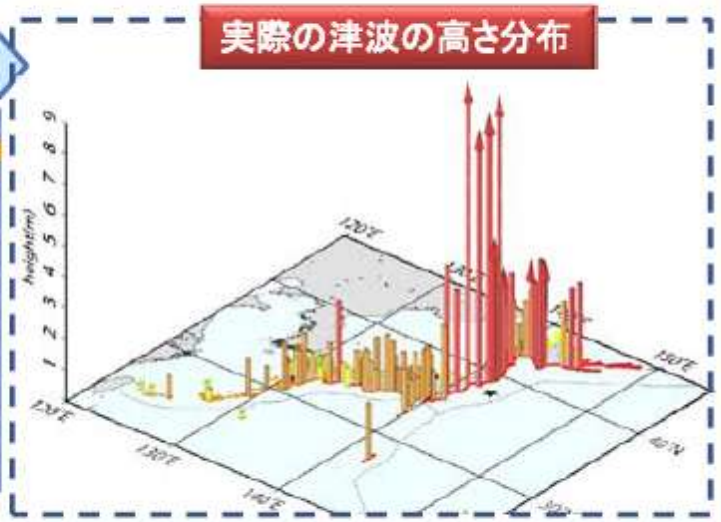
（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

東北地方太平洋沖地震における津波警報の課題

【東北地方太平洋沖地震発生直後における津波警報等の発表状況】

第1報：地震発生後3分で発表 → 第2報：地震発生後28分





主　要　課　題

1. 地震発生3分後に発表した津波警報第1報での**地震規模推定が過小評価。**
2. 第1報で発表した**「予想される津波の高さ3m」が避難の遅れに**繋がったと考えられる。
3. **広帯域地震計が振り切れ、地震の規模（マグニチュード）の精査ができなかった。**また、**沖合津波計のデータを利用した津波警報更新の手段が不十分**であった。
4. **観測結果「第1波0.2m」等の情報が、避難の遅れや中断に**繋がったと考えられる。

（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

地震の揺れがおさまった後の避難行動

地震の揺れがおさまった後の避難行動パターンは、以下のA～Dの4つに分類できる。　※N=870

A. 揺れがおさまった直後にすぐ避難した：直後避難	496名
B. 揺れがおさまった後、すぐには避難せず なんらかの行動を終えて避難した：用事後避難	267名
C. 揺れがおさまった後、すぐには避難せず なんらかの行動をしている最中に津波が迫ってきた：切迫避難	94名
D. 避難していない（高台など避難の必要がない場所にいた）	13名

地震の揺れがおさまった後の避難行動について、避難行動パターン別にみると、3県ともに「A：直後避難」が最も多いが、「B：用事後避難」「C：切迫避難」のように、すぐには避難せずなんらかの行動をしている人が42%みられる。

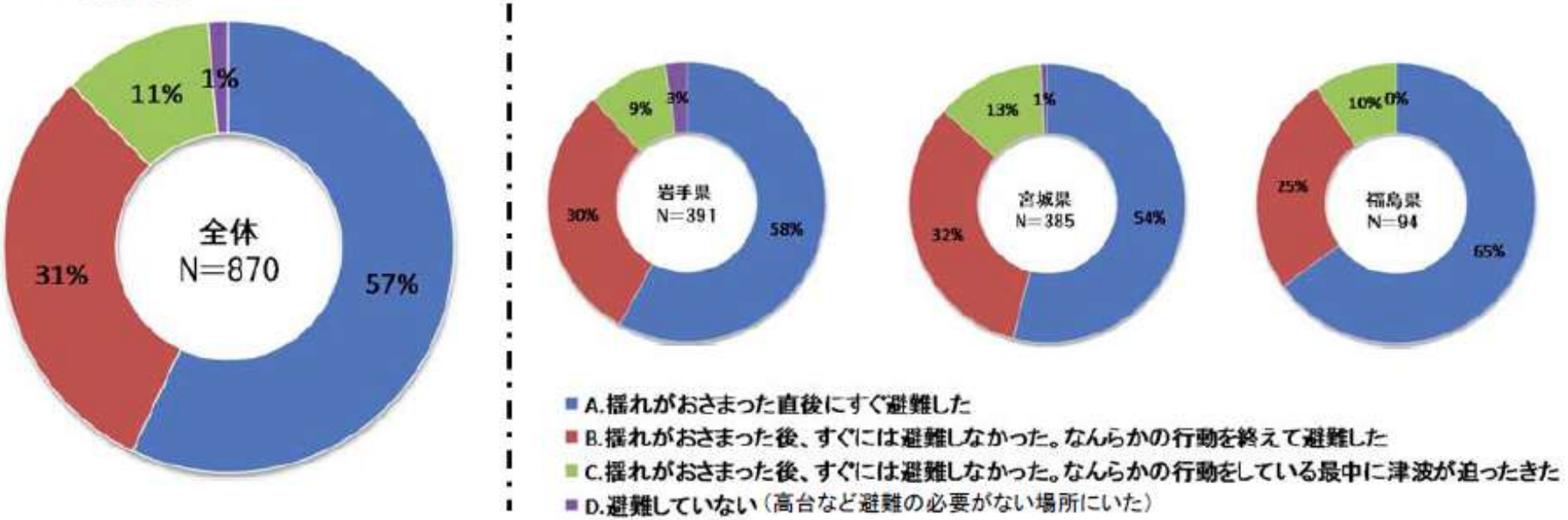


図　揺れがおさまった後の避難行動

（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

避難したきっかけ

※N=763（A+B）

最初に避難しようと思ったきっかけとして、3県ともに「大きな揺れから津波が来ると思ったから」が最も多く、次いで「家族または近所の人が避難しようといったから」「津波警報を見聞きしたから」「近所の人が避難していたから」である。

大きな揺れから津波の襲来を察知して避難した人が多いが、地域における避難の呼びかけや率先避難が避難を促す要因となる

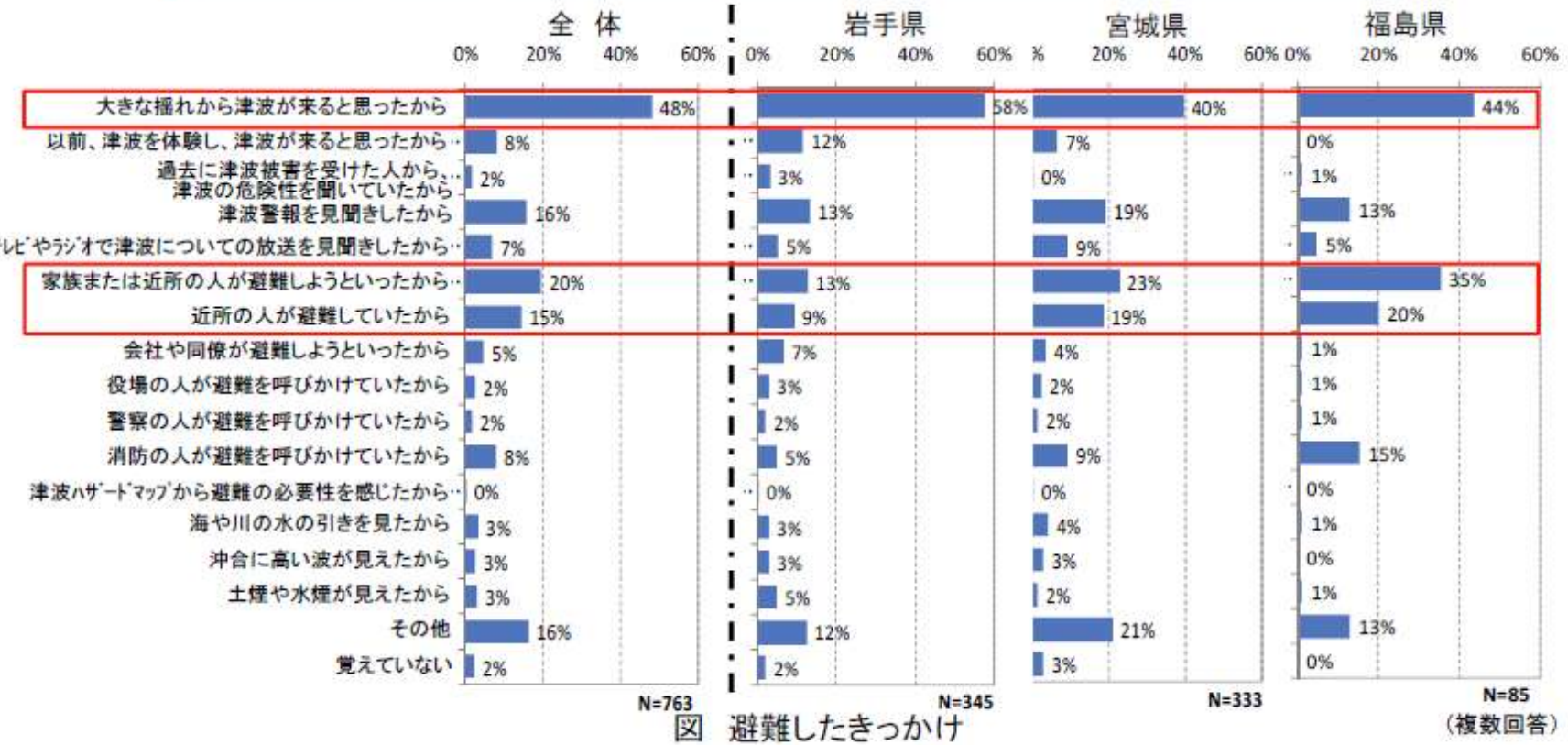


図　避難したきっかけ

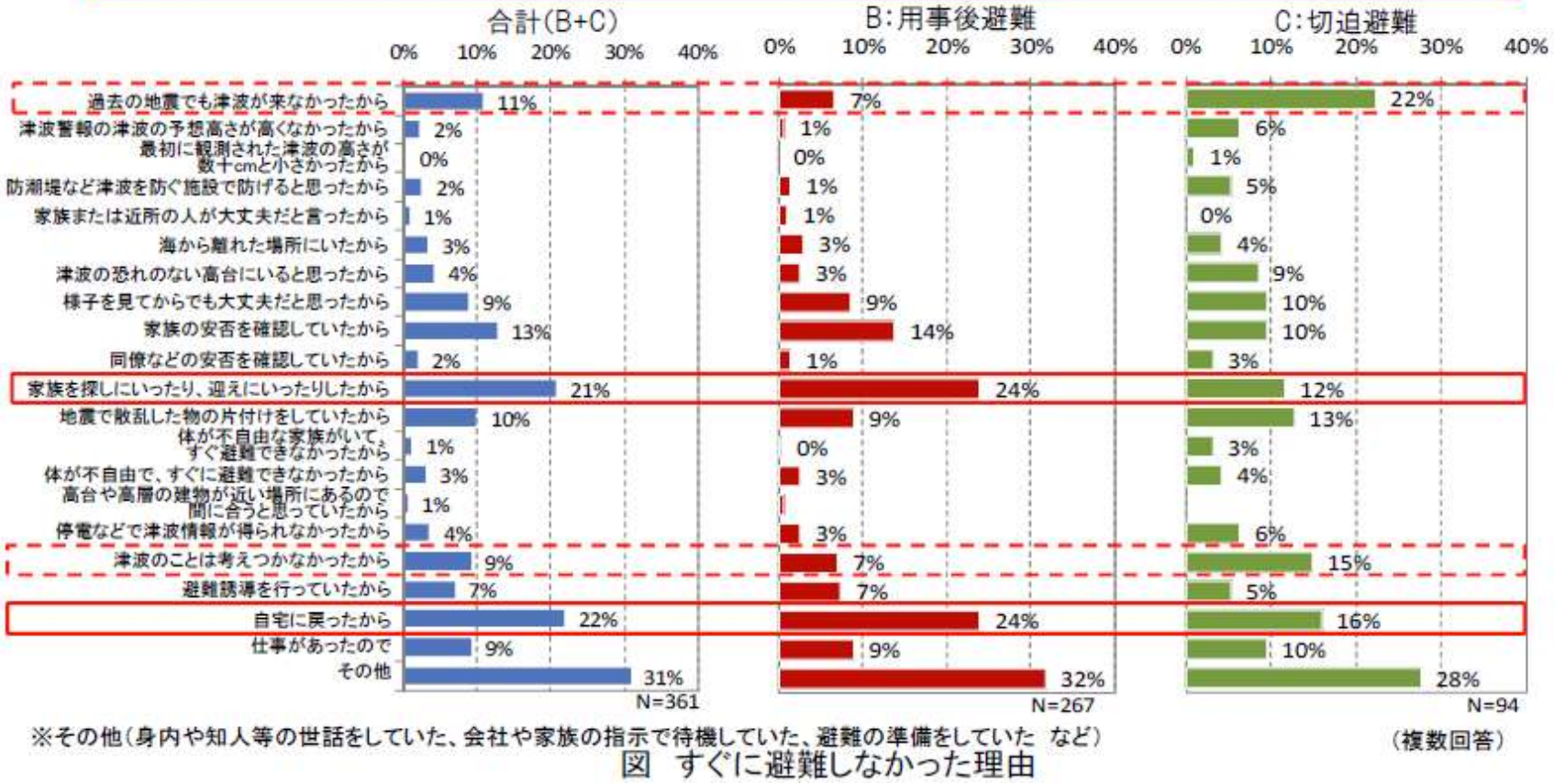
（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

避難行動パターンとすぐに避難しなかった理由

※N=361（B+C）

行動パターン「B：用事後避難」「C：切迫避難」の方に対して、すぐに避難しなかった理由を調査した結果、「B：用事後避難」の人は、「家族を探しにいったり、迎えにいったりしたから」「自宅に戻ったから」という理由が多い。一方、「C：切迫避難」の人は「過去の地震でも津波が来なかったから」、「津波のことは考えつかなかったから」といった津波への意識が薄いと考えられる理由が多い。

「家族を探す」、「自宅へ戻る」といった行動が、迅速な避難行動を妨げる要因になっている
この要因を減ずることが被害軽減に結びつく



※その他（身内や知人等の世話をしていた、会社や家族の指示で待機していた、避難の準備をしていた など）

（複数回答）

図　すぐに避難しなかった理由

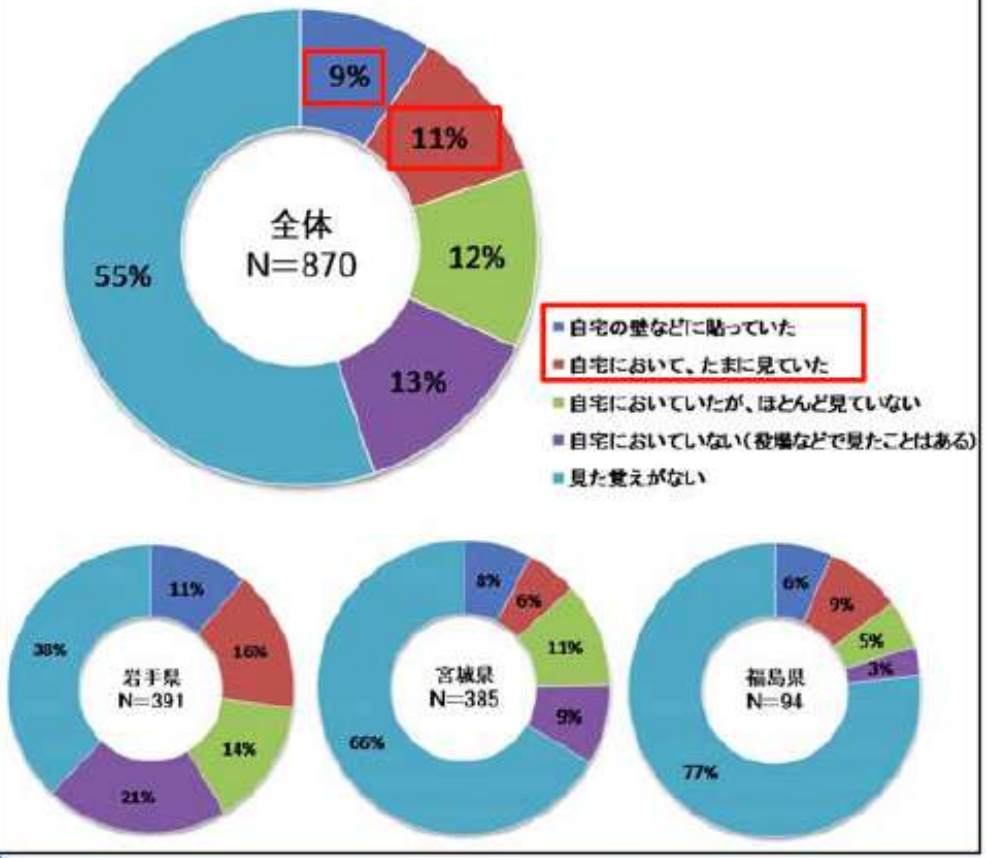
（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

ハザードマップ認知率

・津波ハザードマップを「自宅の壁などに貼っていた」「自宅において、たまに見ていた」人は約20%に過ぎない。

平成23年東日本大震災における避難行動等に関する調査（内閣府、消防庁、気象庁）

住民への面接調査（津波ハザードマップの活用状況）



避難支援者への面接調査（津波ハザードマップの活用・意見等）

（自治体）
・ハザードマップは全戸配布している。

（警察）
・平時の各戸訪問時にマップを見せて避難の必要性を説明している。
・内部的に浸水エリアや危険個所等の確認に利用している。
・津波浸水区域を基に交通規制をかける。

（学校）
・津波防災教育で活用している
・校内に掲示している
・ハザードマップの浸水域外だと安心する場合があり、説明が難しい。

（病院）
・職員に周知している。
・ハザードマップを活用していない（浸水想定区域外だから）

（自治会）
・ハザードマップは市全体だから、町内会単位では使えない。市が作成したものとは別に、自治会で津波防災マップを作成した。

（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会　資料）

東日本大震災の被害：原発被害

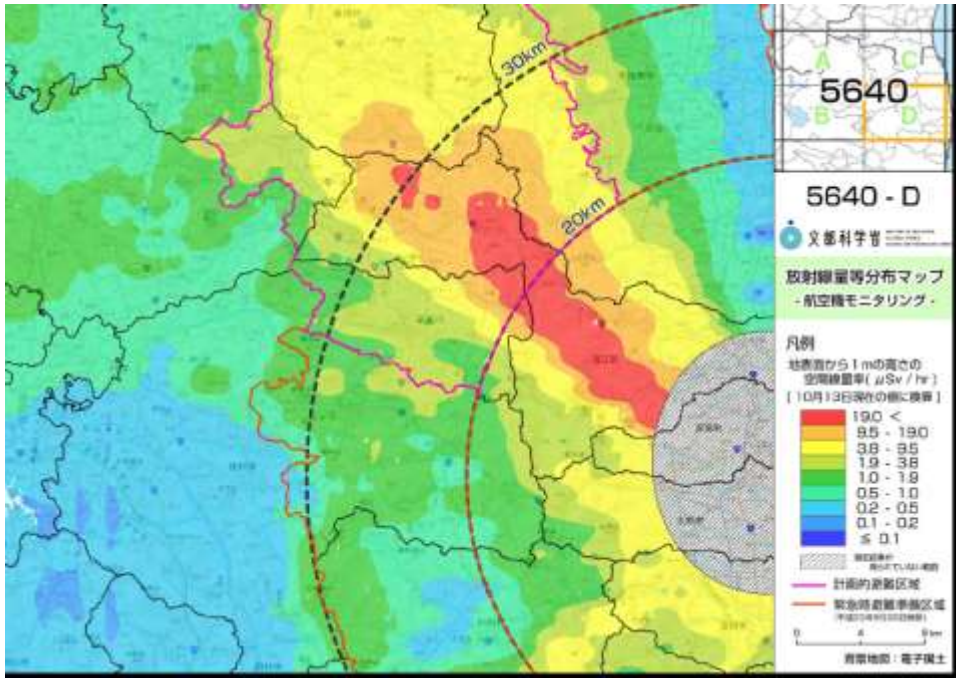
対応することに重きを置かない危機対応力の欠如

■あくまで制御されていることが前提の対応計画
■地震災害と原子力災害の複合性
■見えない危険性、情報による避難



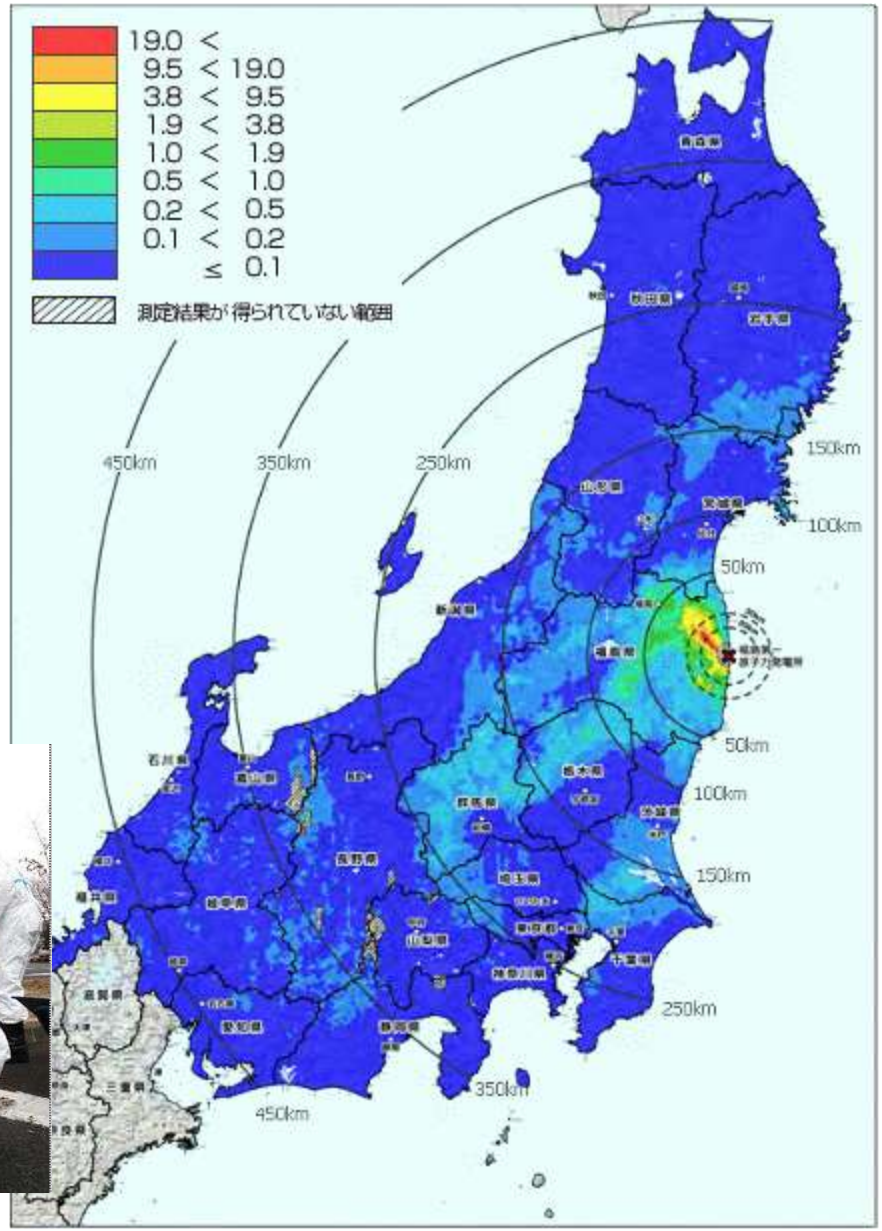






航空機モニタリングによる地表面から１ｍの広域空間線量率

11月1日現在の値に換算　μSV/h







東北大震災が現代人に問いかけるもの

- 「被害を防ぐ」という意味が問われる
  - 想定・予測するのは、あくまで対策量を決める一つの基準
  - 制御可能な場合と、そうでない場合がある
- 安全と安心のゆらぎ
  - 「安心」とは、己への過信と他への依存
  - 「安全」は常に変化し続ける
- 東北の話なのか日本の話なのか？
  - 地域社会と自然との関係を問い直す
  - 現代生活と技術との関係を問い直す

復旧・復興への長いみちのり

- 今回の震災の本質的な意味
  - 「安全な地域社会を取り戻す過程」に存在

被害を受けたところが**何を**行い

周辺が**何を支援し**

みんなが**何を学び、次につなげる**か

解けたように思えたものしか、つなげない

東日本大震災の語るもの

- 次は「西日本大震災」の番である

1944年　東南海地震被害



錦地区の津波被害状況（『くろしお　錦小学校創立百周年記念』より）



http://nankai-jishin.com/

プレート境界型巨大地震の被害がもたらす影響

（2006-2008年研究プロジェクト成果より）

- 長周期地震動による都市部被害
- 津波被害による沿岸部被害
- 津波被害による広域ネットワーク被害、ライフライン被害（沿岸部発電所被害）
- 広域ネットワーク被害に伴う復旧時間の超長期化
- 不通・不能時間の長期化に伴う間接被害の拡大
- 居住機能が保てない地域が多く存在し、多くの人が疎開型避難に向かう可能性がある

東日本大震災の地域防災の教訓

- 支援は数日、来ないかもしれない
- 電気とガソリンの入手に四苦八苦
- 遠くへ避難することが最善策かも
- 災害と地域の関係は自分で理解する
- 情報なくして先は見えない

阪神・淡路大震災の復習

- 建物倒壊は人の命を奪う
- 密集している市街地では火災が怖い
- 鉄道・自動車など高速移動乗り物は地震時の挙動が解明されていない
- ライフラインは止まる、都市は機能停止する
- 避難所生活は過酷であり、また住宅再建はさらに過酷である

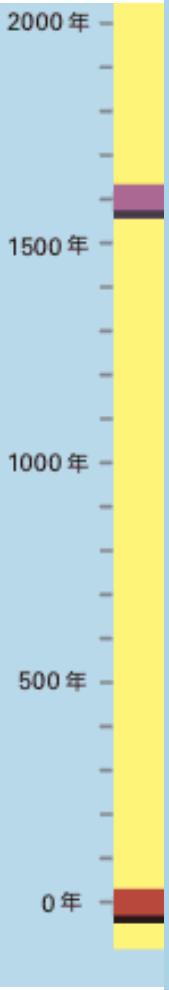
・・・・・「現代都市」が有する弱点の数々

「まだ、わたしたちはこの課題を解けてない」

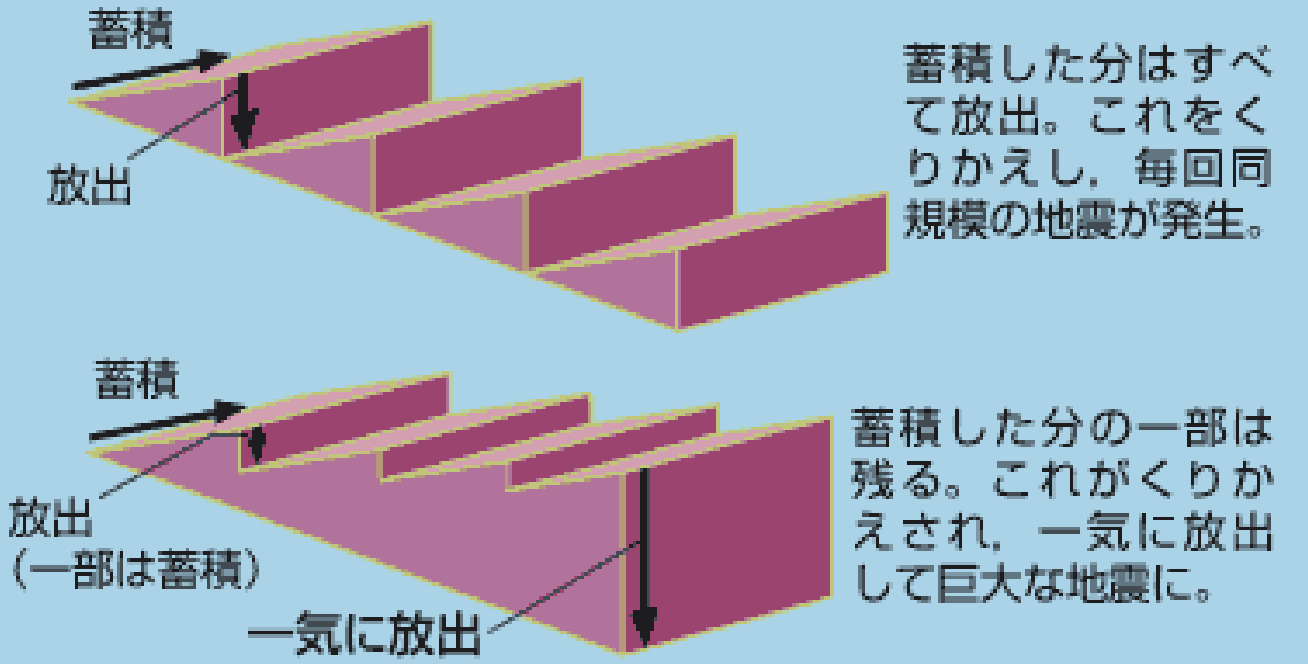
近畿圏に懸念される地震災害　–東南海・南海地震



周期のあるプレート境界型大地震



プレート境界にエネルギーが蓄積されるモデル



上段は，蓄積されたエネルギーが，１回の地震ですべて放出されるモデル。下段は，蓄積されたエネルギーが１回の地震で放出しきらずに一部が残され，さらに蓄積していくモデル。巨大な地震をひきおこすエネルギーがたまっていく。

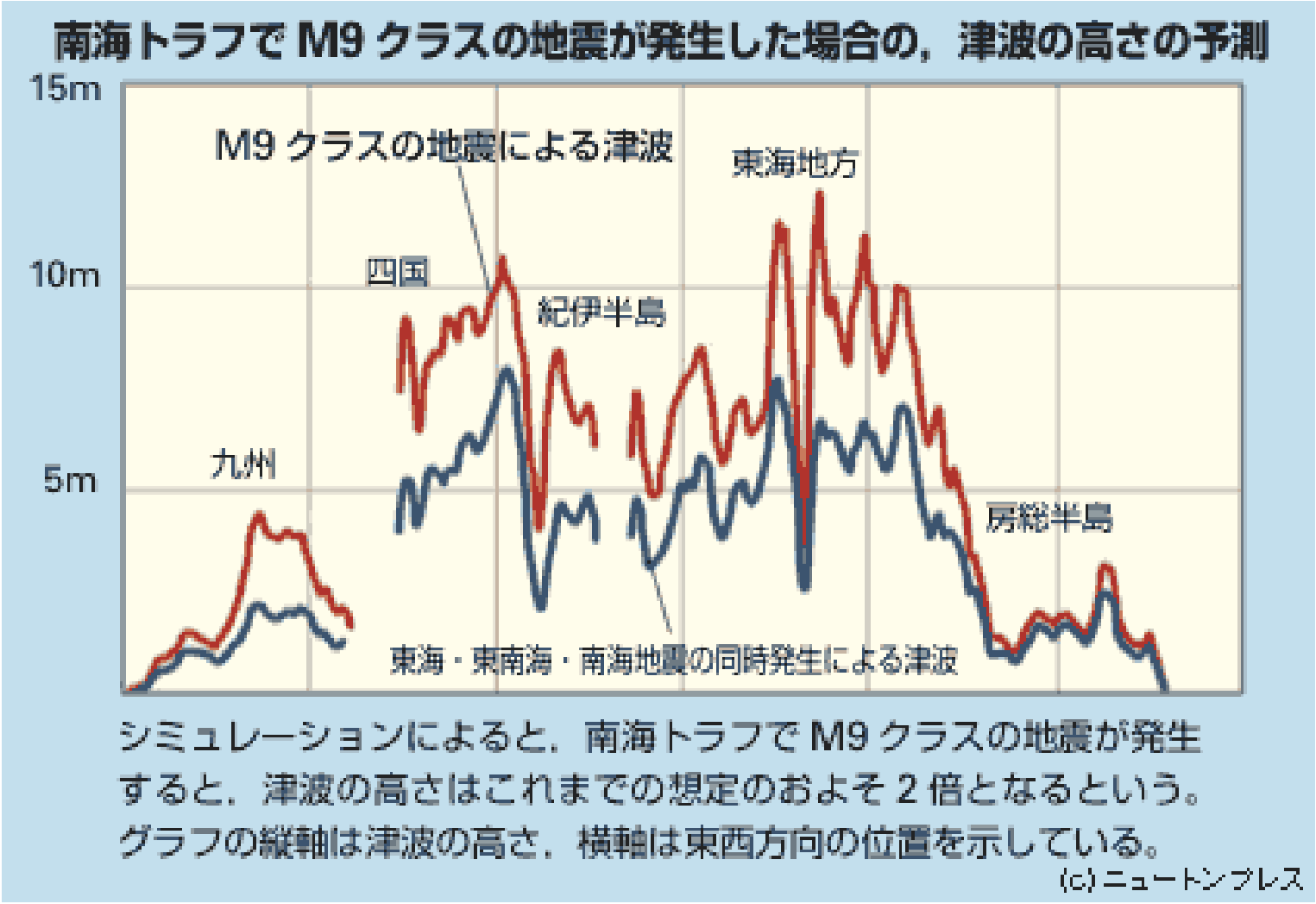
(c) ニュートンプレス

津波による堆積物

左の縦長の写真は，高知県の蟹ヶ池の底に残された地層である。蟹ヶ池では，地震の規模が大きいときにだけ津波が流れこみ，津波堆積物が残される。４層の堆積物（厚さ５～10センチメートル）とは別に，明らかに厚い堆積物の層（約50センチメートル）がおよそ2000年前に形成されている。この時期に特別に大きな地震が発生した可能性を示す貴重なデータである。

(c) ニュートンプレス

地震規模が巨大化すると津波も巨大化



大阪にとって怖い地震は「西日本大震災」なのか？

- 直接被害で怖いのは「都市直下型」

- 日本全体の影響力で懸念されるのは「西日本大震災」

近畿圏に懸念される地震災害　–都市直下型地震

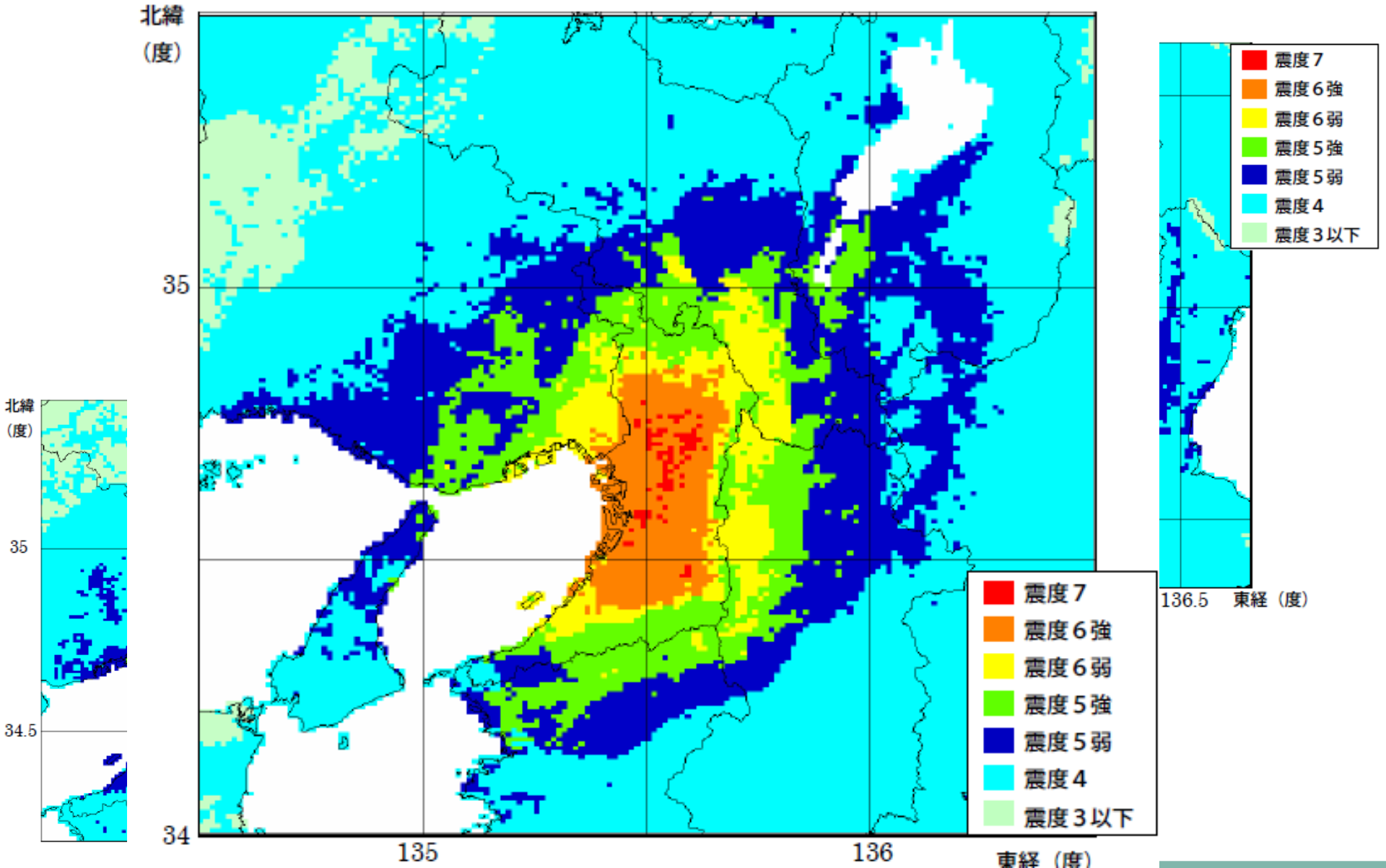
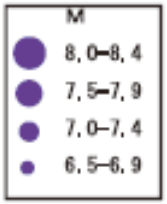
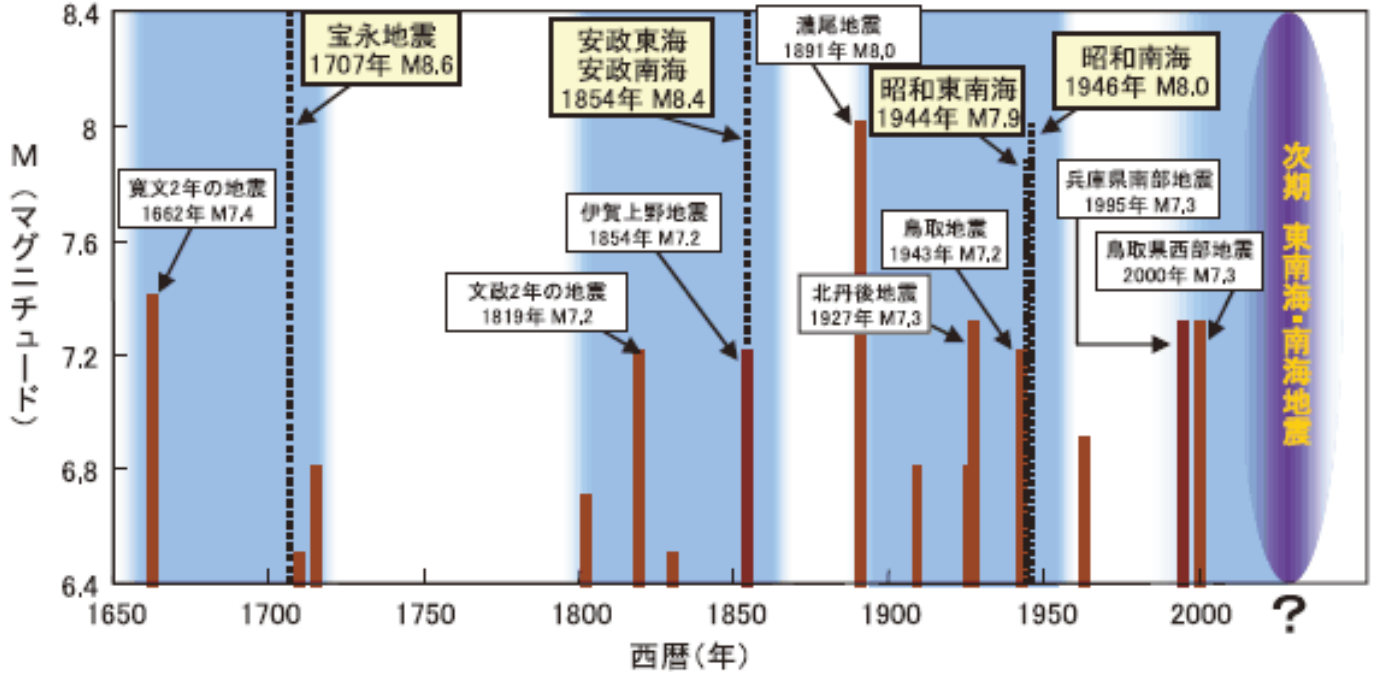


図2－3－48 西日本の内陸における地震活動



西日本の内陸で発生した地震の震央分布
（1650年以降，深さ30km以浅，M6.5以上）





領域内で発生した地震高さはMの大きさ

東南海，南海地震の発生年

東南海，南海地震の発生前後に，内陸の地震活動が活発化していると想定される概ねの期間（約60年間）

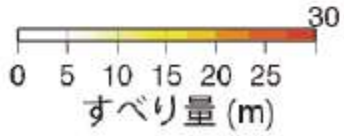
（防災白書）

日本人なら読もう「防災白書」

図1－1－2 震源域における断層面のすべり分布

- 最大すべり量は約30m
- 破壊継続時間は約170秒間
- 大きくすべった領域の周辺で余震が多発

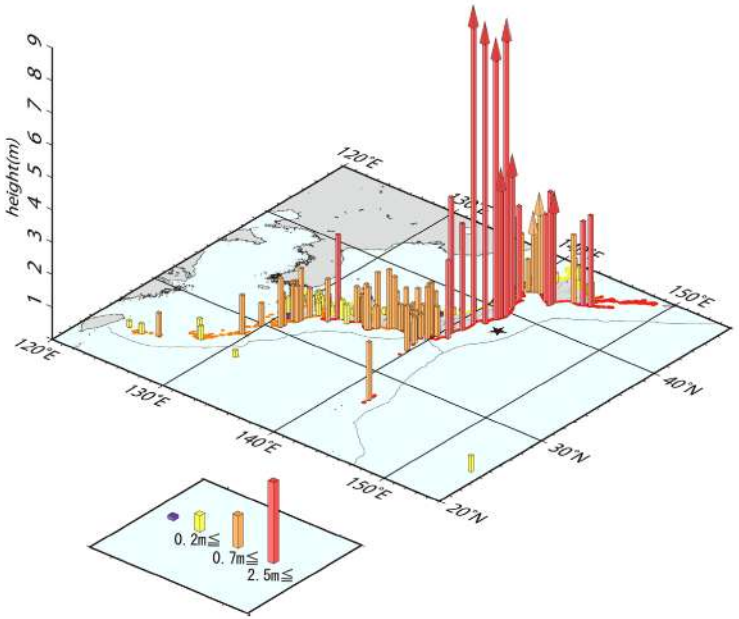
★ 本震の破壊開始点
★ 3月9日以降のM7以上の地震の震央
● 本震発生から1日間のM5以上の地震の震央
× 各小断層の中心点
▲ 解析に用いた観測点



コンターの間隔は4m

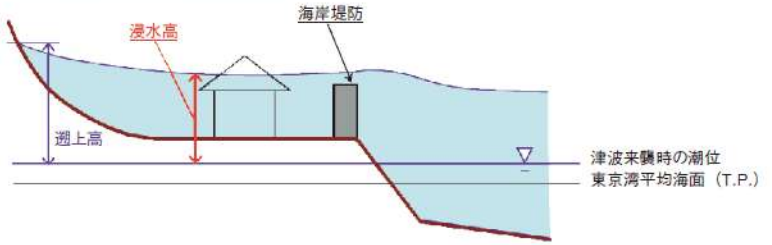
出典：気象庁気象研究所資料をもとに作成

図1－1－3 津波の観測状況



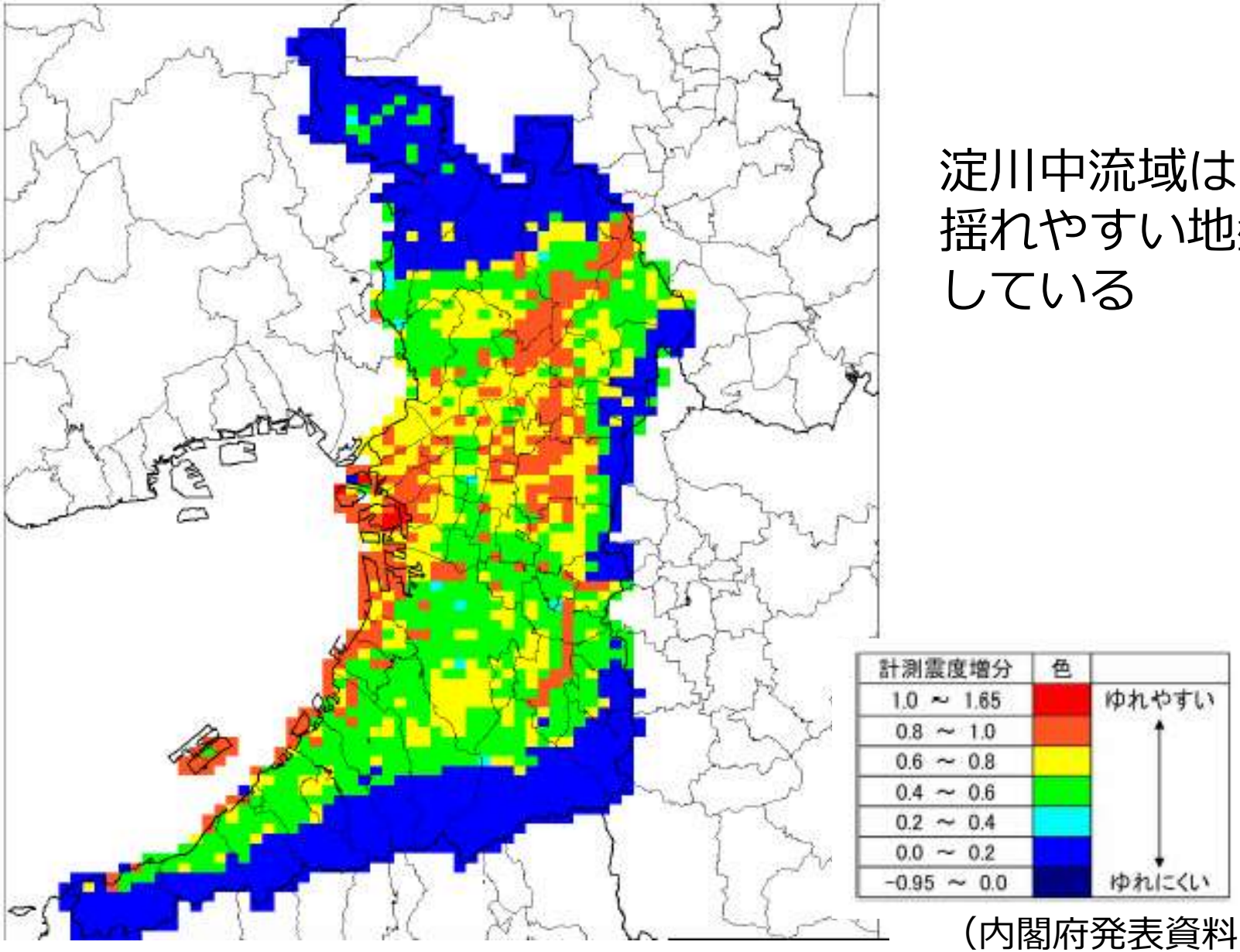
（気象庁資料）

浸水高、遡上高について



浸水高　：津波到達時の潮位から津波の痕跡までの高さ
遡上高　：津波到達時の潮位から津波が駆け上がったところまでの高さ

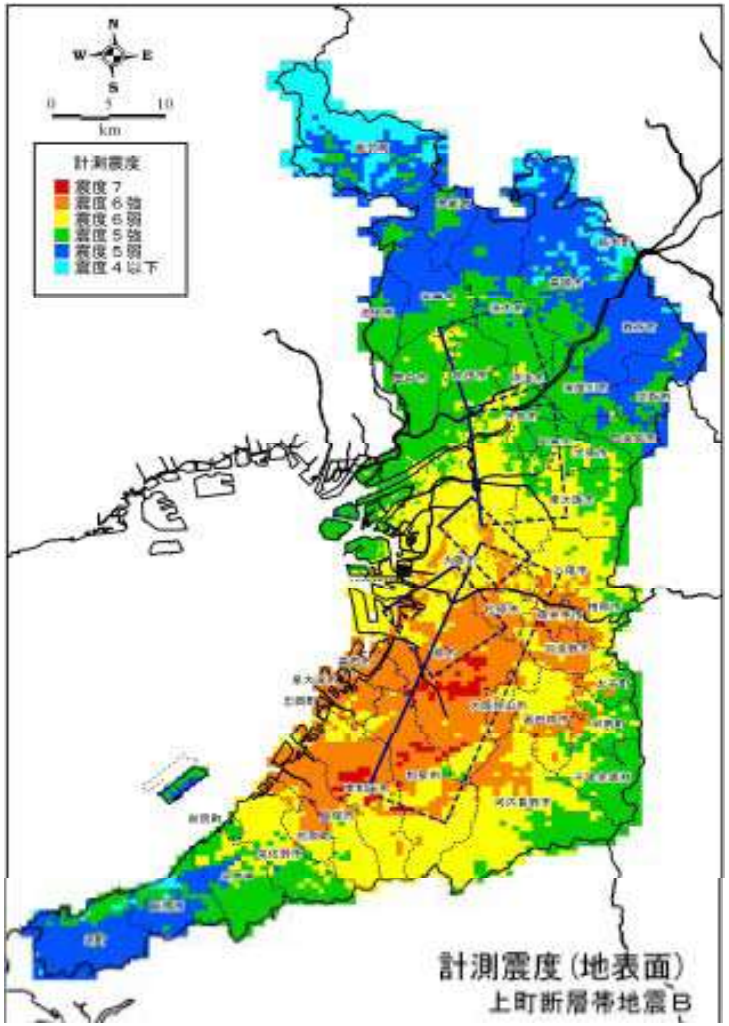
大阪府の揺れやすい表層地盤



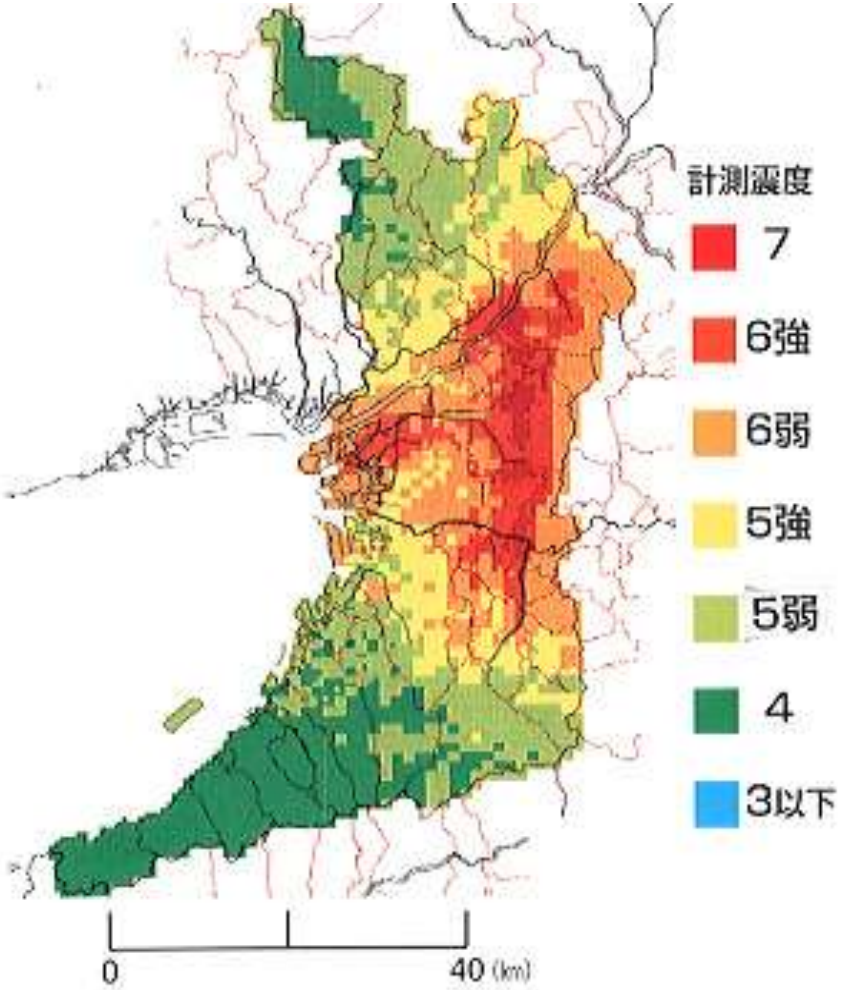
淀川中流域は
揺れやすい地盤を
している

（内閣府発表資料）

大阪府の被害想定



上町断層帯



生駒断層系

現代型災害・都市型災害の特徴

- 都市がさらに「都市化」する傾向がある
  - 共助より自助の人が増える
  - 地域の縁　より　個人の縁　へ
- 自分でできることはほとんどなくなる
  - いろいろなサービスが存在して、そこに依存するのが都市
  - インフラ・ネットワークの持つ役割はより高くなっていく
- 都市を支えるいろいろな構造物が劣化してくる
  - いままでのような「抑止」はできない
  - いままでのような「再建」はできない
- 自然を見る目、地域を見る目が衰えてくる
  - 通常、都市は自然から隔離していく生き物である

大阪という場の「地震災害」がこわい理由

- 日本で有数の過密大都市
- 日本で最大の木造密集市街地
- 日本で有数の埋め立て地盤都市
- 日本で有数の空地の少ない都市
- 「しばらく大災害を経験してない」

将来の社会防災の姿

「ひと」「すまい」「地域」を支える新技術

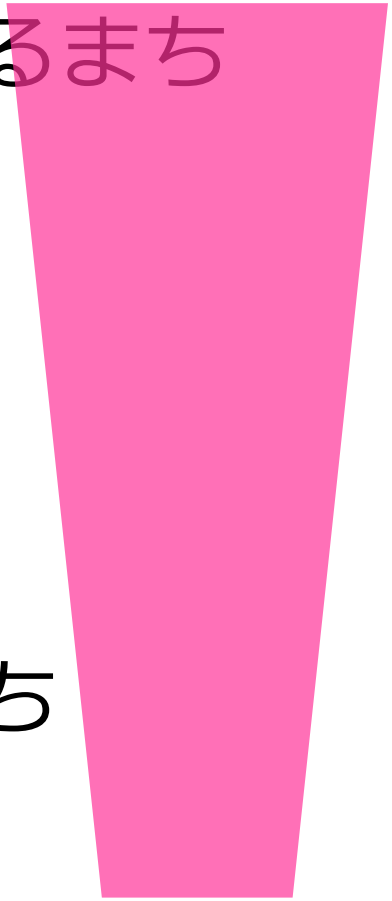
- 担い手は65歳以上でいい
- すまいと地域のメンテナンスをしていこう
- さまざまな人々がコミュニケーションする
- ２地域間交流による支援と適応力の向上を
- 大きなセイフティーネットと小さなコミュニティ活動が地域を支える

できる人ができない人を巻き込んで行動する社会へ

災害に強いまちとは？

被害への寄与力

- 災害が起きないようになっているまち
  - 被害予防性能の高いまち
- 災害に対する備えがあるまち
  - 被害軽減性能が高いまち
- 災害で被害が拡大しないまち
  - 災害対応性能が高いまち
- 災害からの復興が実行できるまち
  - 災害復興性能が高いまち



空間対策　×　しくみ　×　人間

震災の教訓を踏まえた備え方

「予防は個々でできる範囲で行う」

- 災害予防は第一原則ではあるが・・
- 「すべての危機をゼロにする」のは無理
  - そもそもどんな危機が来るかもわからない
  - リスク回避方法４方策
- 今の個人（社会）でできる範囲の努力を行い初期に発生する被害量を低減する
  - その目標値としての「想定」はありうる

震災の経験を踏まえた備え方

- 災害支援を具体的に考えることで必要なものが見える
  - 「災害支援」は、相手のためだけでなく、自らのためになる
  - 特に地域単位、集団での支援は、いろいろなことを気づかせてくれる
  - 集団が最も災害対応によい状況は「すぐに支援してもらえること」である

震災の経験を踏まえた備え方

- **自分たちの地域を「避難できる能力の高い地区」にする**
  - どんな事象が発生して、「逃げろ」と言われるかは、わからない
  - 地域全員が他の場所に移動できる能力を高めておいて損はない
  - 図上訓練であれば広域避難もやってみる

震災の経験を踏まえた備え方

- 正しい知識に正しい意識を周辺と共有する
  自分が動くことで周りも動く

  - 「全員参加」である必要はない
  - 一人の声で多くの人が動くのが危機時

  - ただし知識は常に変化し続けなければならない。経験がものを言うが、すべて正しいわけでもない。
  - リーダーの存在が重要である（責任も）

震災の経験を踏まえた備え方

- 自助も共助も公助も状況次第
- 災害時の状況への適応力は高めておこう
  - 災害が起きた時にどのような状況になるかは、災害種によるのではなく、個人の状況による
  - 個々それぞれ状況が異なるし、欲するレベルも異なるから公的準備は難しい
  - 重要なのは、不便でいろいろと欠如している状況に適応できるかどうかである

震災の経験を踏まえた備え方

- 大切なのは日々の活動と思考
- 「いつもと違う」を共有しよう
  - 地域の力をよく理解するには、毎日の「目」が必要
  - いつも見ている人の「違和感」が、小さな課題をとらえる
  - まちの見方、空間の見方、社会の見方を考えてみる

震災の経験を踏まえた備え方

- 「助ける」しくみが「助かる」しくみに
  - 自分が被害に遭うことを考えて、備えをするのは実はしんどい
  - 誰かを助けるために、自分ができることを考えるのは実は楽しい
  - でも、誰かを助けるためには、①自分がその立場にいること、②助ける能力があること、が必要
  - 助けることができる人は、助けてもらえる人

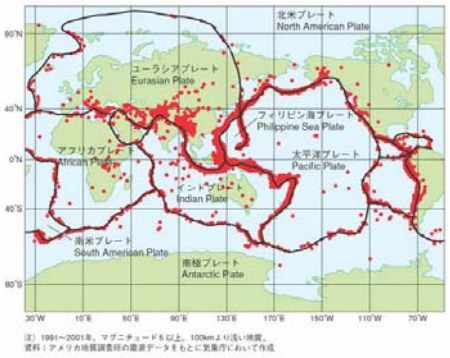
大阪から公害をなくす会　2012. 2. 26

阪神・淡路大震災から東日本大震災へ

神戸大学大学院工学研究科
塩崎賢明
shiozaki@kobe-u.ac.jp

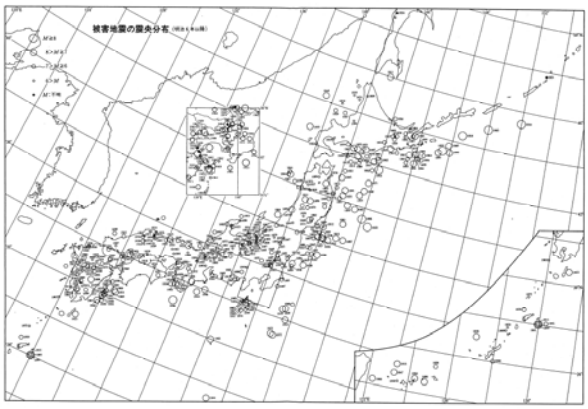
日本は災害大国、地震大国

世界の地震の2割以上が日本で発生（1994～2003年、M6.0以上の地震）



地震の分布（明治6年以降）

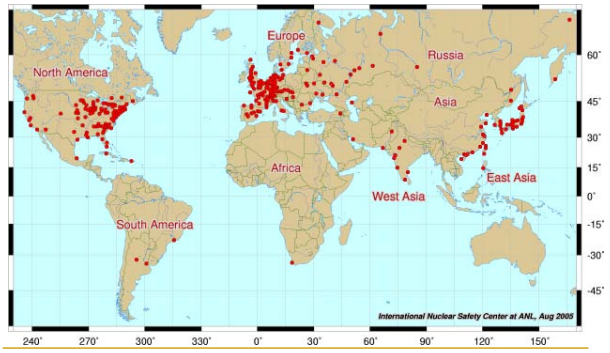
出典：宇佐美龍夫「新編・日本被害地震総覧」



日本の地震発生

- 1995年　阪神・淡路大震災
- 2011年　東日本大震災
  この間にも多数の地震
- 世界の地震の2割以上が日本で発生
  （1994～2003年、M6.0以上の地震）
- 昔から地震列島
  その歴史を振り返り、過去の経験から学ぶ
  東日本大震災→貞観地震（869年）
  阪神・淡路大震災→東灘区郡家遺跡
  （縄文以来少なくも3回の大地震）
  1000年単位の周期は不思議ではない

世界の原発



世界の地震と原発

地震と原発

	地震回数（＊）	原発基数	国土面積（1万km2）	国土面積10万km2当り地震	国土面積10万km2当り原発
中国	17	13	960	0.2	0.1
トルコ	16	0	78	2.1	0.0
イラン	15	0	165	0.9	0.0
日本	10	55	38	2.6	14.5
インド	5	18	329	0.2	0.5
インドネシア	5	0	191	0.3	0.0
イタリア	4	0	30	1.3	0.0
パキスタン	3	2	80	0.4	0.3
アフガニスタン	2	0	65	0.3	0.0
アルジェリア	2	0	23.8	0.8	0.0
ニカラグア	2	0	13	1.5	0.0
アメリカ	0	104	963	0.0	1.1
フランス	0	59	55	0.0	10.7
韓国	0	20	10	0.0	20.0

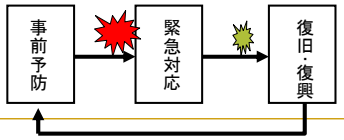
（＊）1900年以降の死者1000人超の地震回数

「災害に備える」;減災

- 予防
  「防災」から「減災」へ
  個人でできること、国や自治体がすること
  「地震予知」は可能？
- 緊急対応
  避難、救急・救命、消火
  日常的にしていないことは非常時にできない
- 復旧・復興
  一難去ってまた一難 「復興災害」

次の地震にむけて日本の減災戦略

- **10年間で、被害を半分に減らす計画**
- 主要手段:建築物耐震化
  津波避難意識の向上
- 復興段階での被害(復興災害)考慮なし
  復興段階でも被害が出る。復興は次への備え。



住宅復興の意義

- 住まいは生活の基礎
- 災害からの立ち上がりには、まず住宅
- 住宅復興がうまくいかなければ復興災害を招く
- 減災にとって住宅復興は重要
- 災害に対して、住宅復興のための備えが重要。

阪神・淡路大震災の住宅復興

- 25万戸の住宅が全半壊
- 単線型プログラムの住宅復興
  避難所→応急仮設住宅→復興公営住宅
- ハコモノの建設・供給
- コミュニティの喪失
  社会的孤立。孤独死。
  「復興災害」の現出

コミュニティ保全の住宅復興

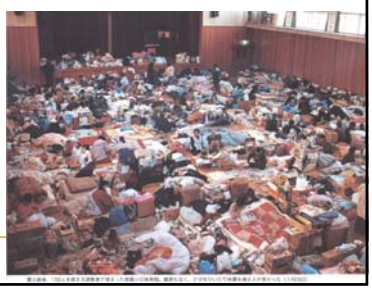
- 避難所→仮設住宅→公営住宅 システム
  遠隔地、大量建設、抽選入居
  生活・コミュニティの回復に大きな問題
- もとの居住地で、コミュニティを大事して、
  被災者自身の力で住宅再建できるように
  公共が支援する方式を。
- ①自力再建＋②復興公営住宅
  多様なメニュー

避難所



地震の経験が多いにもかかわらず、ほとんど改善されていない

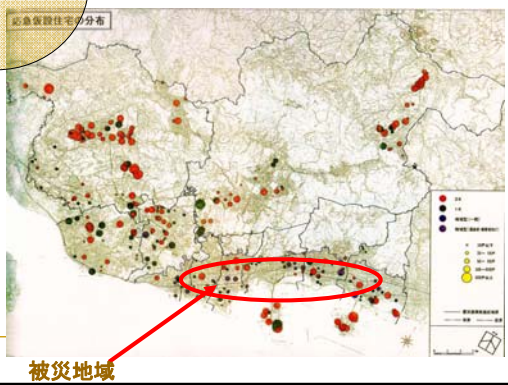




仮設住宅

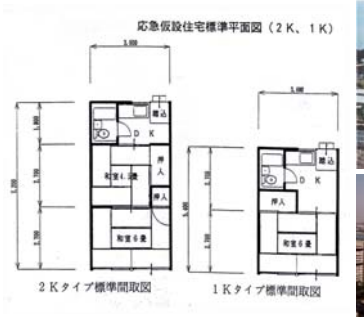
4万8300戸

遠隔地に多数



被災地から遠い仮設住宅

山上（西宮市）







埋立地（芦屋市）

阪神・淡路大震災の仮設住宅







恒久住宅

阪神・淡路大震災の住宅復興3カ年計画

合計	125,000戸建設
復興公営住宅等	38,600戸
その他公的賃貸住宅	32,200戸
民間賃貸住宅	8,200戸
分譲住宅等	46,000戸

復興公営住宅

- 国＋地方自治体の資金による低家賃住宅
- 阪神・淡路大震災　38,600戸を建設



神戸市兵庫区、キャナルタウン



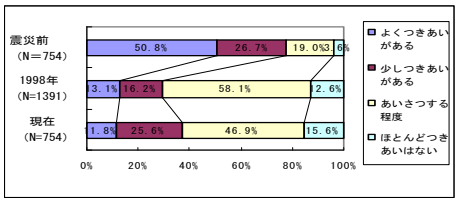
神戸市須磨区、ベルデ名谷

復興公営住宅の問題

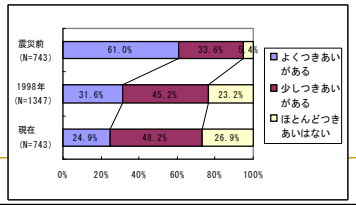
- 住宅そのものには満足（設備・家賃）
- 環境面では一部不満
- 高齢単身世帯・低所得者の集中
- 滞納・強制退去問題
- コミュニティ（つきあい）の崩壊
  - 1日中全く誰とも話さない
  - 楽しみはテレビ・ラジオ
  - 元の居住地に戻りたい・いつも思い出す
- LSAなどの見守りサービスの効果には限界
- 物的計画の欠陥－高層大規模団地
- 立地の問題（従前居住地から遠い）

コミュニティの崩壊

近所づきあい

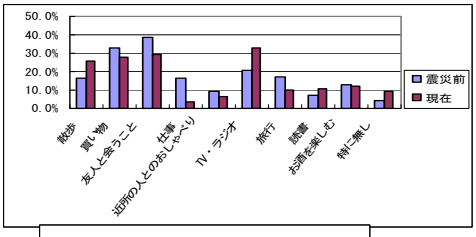


友人・親戚つきあい

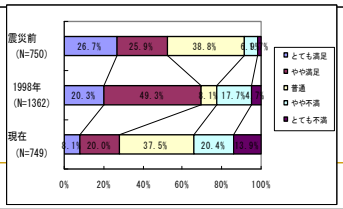


孤立化する生活

生活の楽しみ



生活の満足度



孤独死

- **震災後の17年間で**
  復興公営住宅で717人
  応急仮設住宅で233人
- 合　計　　950人

直接死　5502人
間接死　932人
孤独死　950人
総計　7348人

孤独死　4つの原因
①低所得　　(金がない)
②慢性疾患　(アルコール依存症も)
③社会的孤立　（家族とも切れている）
④劣悪住環境　（人間らしい住まいの欠如）

自力仮設住宅

別の選択肢





自力仮設住宅の類型

















自力仮設住宅の分布（神戸市内に5000戸）



図3　自力仮設住宅分布状況図（灘区）

応急仮設住宅と自力仮設住宅の比較

	応急仮設住宅	自力仮設住宅
根拠法	災害救助法23条1項	災害救助法23条2項適用可能
建設費	400万円／戸	平均900万円
規模	19～26㎡	平均65㎡
居住性能	最低居住水準未満	一応のレベル
立地	郊外、遠隔地	従前の土地
入居	抽選	自己決定
使用期間	原則2年で解体、撤去	継続使用、増改築、建替え
コミュニティ	崩壊。孤独死など発生	コミュニティ維持、地域活性化

東日本大震災の特徴

（1）超広域性
　南北500kmの被災地。
　阪神・淡路大震災は100km。
　被災地が遠い。
（2）複合性
　地震のゆれ、津波、火災（コンビナート火災、山火事）、地すべり、原発事故
（3）過疎化・高齢化の進む地方小都市・集落

被災状況

大船渡市







大船渡市内　(2011.8)









気仙沼



港内の重油タンクが破損し、
燃え上がって火災を広げた。





消防艇も黒こげ

宮城県女川町

最も被害の激しかった地区のひとつ。約1000人が犠牲に(人口の1割)。



横倒しになったビル



高台にある町立病院、
1階まで水没。

南三陸町の中学校





20mの高台にある中学校の1階まで水没。

震災の瓦礫

年間の処理量の100年分の瓦礫を抱えた市町もある。



東日本大震災 復興状況ー 避難



- 復興の3段階
  ①避難→②仮設居住→③本格復興
- 避難所はほぼ解消 （短期近接地）
- 広域避難、3県から7万人
- **長期遠隔地避難居住**
- **自治体機能そのものの「避難」**
- 従来にない**復興災害**を生む危険性

→ **もうひとつの災害**

応急仮設住宅

- 災害救助法23条1項、国費、県が建設、用地確保は市町村（県の役割が大）
- 必要戸数52000戸、ほぼ完成
- 入居率89%

1．ハードの問題

- 欠陥施工
- 鉄骨系プレハブ住宅の**居住性（断熱性・遮音性）**
  →断熱材の後付け工事
- 生活施設の欠如　医療・買物・利便施設

鉄骨プレハブ仮設住宅





施工不良／雨漏り、虫の侵入

居住性能劣悪／防音・断熱→**断熱材あとづけ工事**

画期的な木造仮設住宅

住田町の例　30㎡、260万円

優秀な断熱性・遮音性
地元産の木材使用
長期使用可能
地元の工務店建設
地域経済活性化







福島県会津若松の木造仮設

公募で6000戸の木造仮設住宅建設。
応急仮設木造住宅建設協議会の要請に応えた唯一の県





1階40㎡＋ロフト20㎡、畳・障子つき、建設費440万円



仮設住宅はいいけれど、（大熊町の住民）

ログハウス

6，9，12坪タイプ、2戸1、4戸1
13cm角杉材、床28mm厚
屋根断熱100mm
気の感想を見込んだ施工
設計：ハリウッド・ハウス









ソフトの問題

- 立地の問題、抽選入居
  - クルマがない、道路凍結、熊が出る
  - 買物難民、通院難民
- 仮設住宅団地の充実
  - 医療施設、生活利便施設、集会所
- 孤独死防止、「ケアつき仮設住宅」
  - 「高齢者サポート拠点」整備
  - 介護サービスの停滞（民間事業）
- 水光熱費負担の問題
  - 料金滞納で水道ストップ→孤独死（神戸市）
  - 料金減免必要

借上げ仮設住宅

- 民間賃貸住宅の家賃支給（6万円＊2年間）
- 好評。現在5万戸
- 応急仮設の必要戸数減少（7.2万→5.2万）
- 応急仮設に空家多数、入居率89%（11月8日現在）

- 問題点
- 賃貸住宅の分布に偏り
- 西日本の府県で受け入れず（公営住宅の空家あり）
- 本来は被災者に直接家賃支給すべき
- 災害救助法23条2項の適用を国がサボタージュ

仮設住宅から本格住宅に つなげる

- 自力仮設住宅の建設
- すぐに住み始め、商売や工場を再開。
- はじめは小規模、徐々に増築など。
  - 阪神大震災で5000戸
  - インドネシアの「コアハウス」
- 応急仮設住宅よりも資源・資金が有効に生きる

インドネシアのコアハウス

- **ジャワ島中部地震**（2006年）
- **はじめに鉄筋コンクリート造の小住宅、18㎡（約15万円）**
- **ゴトンロヨンによる自力／共同建設**
- **技術者・学生の指導援助**
- **資金ができれば、2倍、3倍に増築**







自力仮設住宅への支援は 災害救助法で可能

- 災害救助法の23条1項では、救助の方法として、「収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与」を掲げている
- 2項では「救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者に対し、金銭を支給してこれをなすことができる」

災害救助法の徹底活用

- 1947年制定
- 昭和南海地震を契機に
- 県知事や市長、自治体職員、ボランティアは必読。





復興公営住宅の供給原則

- コミュニティを重視し、孤立化しないように配慮
- 集落の近くに、小規模単位、木造住宅など



中越地震　山古志の復興公営住宅　木造2戸1



岩手県住田町営住宅　木造1戸建て

自力再建への支援

- 「被災者生活再建支援法」
  全壊世帯に最高300万円
  適用拡大と支援金増額
- 県の上乗せ支援金と義捐金
- 能登半島での効果、復興公営住宅の必要減少
- 新潟県のリバースモーゲージ
- ローコスト住宅の推進
  柏崎市の例（1平米10万円）
  住田町、福島県の木造住宅の実績

能登半島地震　住宅再建の支援

- 被災者生活再建支援（国）300万円
- 被災者生活再建支援（県）100万円
- 義捐金　170万円
- 能登ふるさと住宅補助　200万円
- 合計（最大で）　770万円
- この地域で1戸建て住宅建設費の半額





低コストの復興住宅



50㎡、建設費＝550万円



中越沖地震（柏崎市）



87㎡（＋ロフト）、建設費1000万円

97坪の土地を担保にリバースモーゲージ

毎月の返済額4000円

木造仮設住宅の移築・再利用

柏崎市椎谷、2009年7月





移築・建設費580万円

ウエキハウス（株）、木質接着複合パネル　外壁サイディング、内壁クロスなど化粧張　風呂、トイレエアコンなど仮設のもの使用

公営住宅の払い下げ案



公営住宅500万円売却案

被災者向け 築5年めど

復興まちづくりの問題

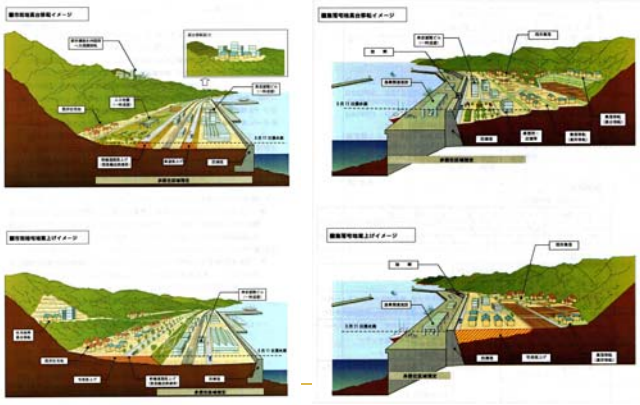
- 住宅復興にとってまちづくりがネック
- どこに家を建てるのか
- 水没した土地はどうなるのか
- 道路や鉄道・駅は元通りになるのか
- 港は復旧するのか
- 商売はいつからできるのか





1mの地盤沈下で今でも満潮時に冠水

高台移転と平地利用



高台移転の事例

- **被害のない吉浜集落**(大船渡市三陸町)
- 明治三陸津波で高台に移転



奥尻島の移転　1993年7月12日





壊滅した青苗地区





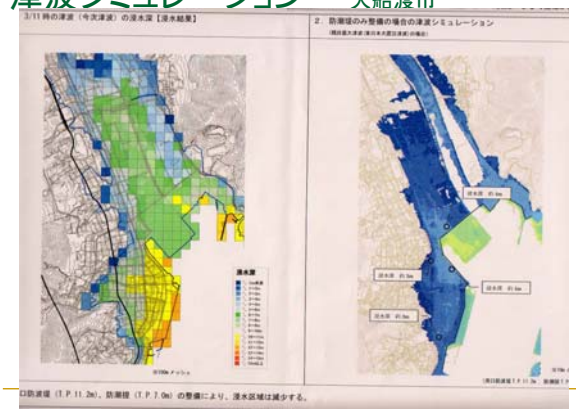
「望海橋」2000人避難可能27億円



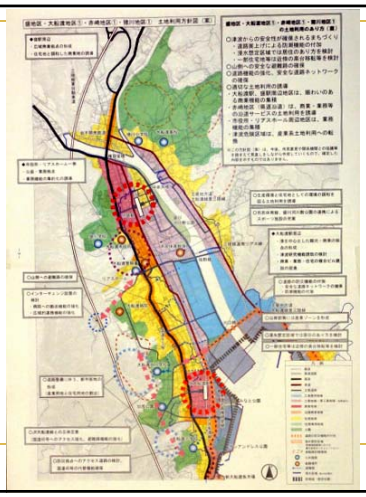
復興まちづくりの要件

1. 科学性
   - どのような危険性があり
   - どの程度の安全を確保するのか
   - どういう手段でそれを実現するのか
   - その効果と問題点はどうか
2. 資金と制度
   - 国・県・市町村の財源
   - 事業実施の手段（制度）
3. 住民合意
   - 参加
   - 合意（決断、自己決定）

津波シミュレーション　大船渡市



土地利用方針図



大船渡地区

3次補正予算案と関連施策

- 復興特区→各種規制緩和、ワンストップ処理
- 復興交付金1.9兆円→市町村負担は実質ゼロに
  （事業後の管理やランニングコストは地元負担）
  （個人の住宅建設は自己負担）
- 津波地域づくり法案→災害危険区域、高台移転等
- 人的支援
- 復興庁、復興局

規制緩和

- 自治体に用地買収権限
- 公営住宅の入居基準の緩和
- 公営住宅の払い下げ
- 宅地と農地の一体的な整備
- 基準法の用途規制緩和
- 津波避難施設の容積率緩和


復興へ 規制緩和すらり

首相交代で対策に遅れ

さまざまな問題

- 集落ごとの合意形成
  高台移転で仕事ができるか、雇用はあるか
  個人の住宅再建資金
  高い防潮堤で町はどうなるか
- 移転後の住宅地にサステイナビリティはあるか
- **長期計画と当面の生活問題のギャップ**
  事業に5～10年。
  その間、生活ができなければ、地域を離れる

浸水区域でも建築活動





営業再開

修復で再開するホテル



プレハブで産地直送の魚屋





自力仮設の理髪店









今、必要なこと

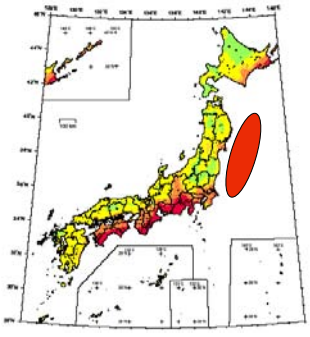
- 合意形成の支援
- 生活再建の支援

東日本大震災から西日本大震災へ

今後30年間の発生確率
- 宮城県沖　99%
- 東海　87%
- 東南海　70%
- 南海　60%

- 首都直下・南関東70%
- 上町断層　2～3%
- 山崎断層　0.03～5%

- 交通事故で負傷する　24%
- 火災にあう　1.9%
- 引ったくりにあう　1.2%



東海・東南海・南海地震の想定

- M8からM9の予想へ
- 1707年宝永地震・津波
- 2000年前に巨大津波



被害想定と減災戦略

中央防災会議

	M	全壊戸数	死者数
東海・東南海・南海連動	8.6	96万戸	28,000
首都直下	7級	85万戸	13,000
中部圏直下	7.6	30万戸	11,000
近畿圏直下	7.6	97万戸	42,000
日本海溝	8.6	9400戸	2,700

- 主な対策手段：住宅耐震化、木造密集市街地の改善、津波避難意識の向上
- ここでは、原発災害は想定外。
- 全国54基の原発のひとつでも事故を起こせば
- 徳島県・高知県でも2000年前に巨大津波（40～65m）

復興のための備えを急ぐべき

- 防災(予防)が大切。耐震改修、津波避難など。
- しかし、災害は防ぐことはできず、必ず被害が出る。
- 災害を受けた場合の復興の仕組みを作っておくことが不可欠。
- 病気にならないように予防する。
- 病気になった場合の治療・回復のための病院や医療制度と同様。

FINE

ご静聴ありがとうございました。

第４０回公害環境デー基調報告

２０１２年2月２６日
公害環境デー実行委員会

＜はじめに＞

今回の公害環境デーは、何時もの公害環境デーと持ち方を大幅に変えての開催となりました。

それは、昨年３月 11 日の東日本大震災の発生を受けて、原発の問題とともに地震・津波・防災の問題が大問題となっており、近畿にとっても東海・東南海・南海の巨大地震や上町断層帯直下型地震の発生が言われていることから、今回は地震・津波・防災問題に焦点を当てた公害環境デーにしようということになりました。

そうした趣旨で、今日はお二人の専門家にじっくり時間をとってご講演いただくことにしました。そして、この基調報告では、公害・環境問題全般がどうなっているか、どんな運動が求められているかなどについて、概観的に述べることにします。

（1）東日本大震災が突きつけたもの

1）地震・津波・防災問題

2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、Ｍ９という巨大地震とそれに伴う大津波によって三陸沿岸各地で死者 15,846 人、行方不明 3,321 人、家屋の全壊 12 万 8545 戸、半壊 24 万 3180 戸、一部損壊 67 万 2384 戸（2 月 2 日現在）、避難者 34 万 1411 人（1 月 26 日現在）という未曾有の大災害をもたらしました。1896 年の明治三陸津波に匹敵する人的被害をもたらした背景には、地震国日本での防災問題に本腰を入れてこなかった国の姿勢や観測機関や研究機関の判断の甘さがあり、その責任はきわめて重大です。加えて今回の震災は、将来起こりうる巨大災害を如何にとらえ、如何に備えるべきかについて、行政のみならず私たち住民にも課題を突きつけるものとなりました。

地震・津波の問題は、「はじめに」でも触れたように近畿・大阪でも近い将来東海・東南海・南海の巨大地震や上町断層帯直下型地震の発生が警告されており、決して遠い世界の話ではありません。もし東海・東南海・南海の三連動巨大地震とそれに伴う大津波が発生すれば、大阪でも津波による浸水、湾内のコンビナートやガスタンクなどの被災による大火災、地盤の液状化、地下街や高層ビル問題、住宅密集地域問題、山沿いや傾斜地での崩落問題などが発生します。

阪神淡路大震災からまだ 17 年しか経っていないのに、行政は阪神淡路大震災で提起された問題から次第に手を引き、震災対策・防災問題が後景に追いやられる状況にありました。私たちは阪神淡路大震災の直下型巨大地震、そして、今回の海溝型巨大地震とそれによる大津波を教訓にして、この問題を風化させずに、今こそ地震・津波・防災問題を大阪の問題に引きつけて、安全・安心の街づくり運動とリンクさせながら取り組んでいくことが大切です。

2）原発問題

東日本大震災で発生した福島第１原発の事故は、原発問題の深刻さを白日のもとにさらしました。

原発は一旦過酷事故を起こせば制御の出来ない、他の事故とは比べものにならない大規模・広範囲でしかも長期にわたる深刻な災害となること、いったん放射能に汚染されればその除去は大変困難な

事態になることなど、正に最大級の環境破壊、生活破壊の災害となるのが原発事故であることを示しました。加えて、原発は仮に「安全性」が確保されたとしても、原子力発電の過程で日々生成される放射性廃棄物の処理・処分方法が確立されないという根本的な問題を抱えており、この一事をとっても原発は「廃止する」以外にないことが明白となりました。同時に、原発がなくなったら日本の電力はどうなるなどの不安や疑問をいだいている人もたくさんいます。私たちは自然エネルギーの資源は膨大で活用に本腰を入れれば電力は十分賄えるし、環境にもやさしく、子どもたちに残すべきエネルギー・システムであると考えます。そうした立場から原発ゼロの会・大阪が呼びかける①原発は地震国日本にとっては余りにも危険。廃止して、ゼロにしよう、②日本の電力・エネルギー政策を自然エネルギーの方向に大きく転換しよう、という二つの要求を一致点にした府民運動を大きく前進させていきましょう。

関西では福井県の若狭湾に、“原発銀座”と言われるほどたくさんの原発が立地されています。そして、もしこの福井の原発群で地震・津波が発生し、福島第一原発のような事故が起これば、琵琶湖の水が汚染され、真っ先に私たちの飲み水がなくなるなど深刻な事態となります。そして、福井原発の最大の電力消費地は大阪です。原発立地県でのたたかいと電力消費地でのたたかいが連帯することが重要です。大飯原発の再稼動に反対する福井のたたかいと連携し、再稼動を許さない取り組みをすすめましょう。学習会や見学会など無数に開催し、原発ゼロ、自然エネルギー推進の運動を職場、地域、学園あらゆるところですすめましょう。

東日本大震災が突きつけた地震・津波・防災と原発・エネルギーという二つの大きな課題を正面から受け止め、今日の公害・環境デーを皮切りに府民運動を大きく前進させていきましょう。

（2）地道に取り組まれる被害者救済の運動

1）泉南アスベスト国賠訴訟

泉南のアスベストで中皮種や石綿肺がんになった患者たちが、「国は知っていた。出来た。でも、やらなかった」として国に責任を追及し、損害賠償を求めた泉南アスベスト国賠訴訟は、2010 年 5 月に大阪地裁で国の不作為責任を全面的に認める画期的な判決くだされ、一刻も早く被害者を救済するために判決に基づく「和解」が求められていました。しかし、国は「和解」に応じず控訴。そして、大阪高裁は 2011 年 8 月二審判決で、一審判決を完全に覆し、被告の請求を却下する不当な判決を下しました。その内容は、産業の発展と人の健康を天秤にかけた行政を容認し、産業の発展のためには多少の犠牲は仕方ないという“経済との調和”の考え方を復活させ、さらに、アスベストによる健康被害は「マスクをつけなかった本人の責任」「アスベスト粉塵の付着した作業衣を自宅に持ち帰った労働者が悪い」など、健康被害の責任を被害者の“自己責任”とする、公害裁判、被害者救済の到達点を半世紀も前に逆戻りさせるまったくの不当な判決でした。

アスベスト被害者は、二審判決の不当性を徹底的に明らかにして 2011 年 8 月 31 日には最高裁に上告、11 月 22 日には 1008 人の上告代理人を得て上告理由書・上告受理申立書を提出し、最高裁でのたたかいをすすめています。２陣訴訟も 2011 年 10 月 26 日には結審し、本年 3 月 28 日には判決があります。国の責任を明確にし、救済に着手させるため、裁判でのたたかいを支援するとともに、世論を大きく盛り上げていきましょう。

2）寝屋川「廃プラ」公害の根絶に向けて

二つの「廃プラ」処理工場から排出される化学物質で周辺住民に深刻な健康被害が生じている寝屋川「廃プラ」問題では、昨年１月の２審判決で、健康被害（症状）の存在は認めながらも、それが二つの施設に原因するものとは認定できない、何故なら「因果関係があるなら施設から同心円に被害が出るはず」だがそうなっていないとして控訴却下を言い渡しました。この論拠がまったく不当であることは、福島第１原発の事故で放出された放射能の汚染地図が同心円になっていないこと一つとってみても明白です。

どんなことがあっても泣き寝入りは出来ないとして被害住民は昨年２月に代表 51 名で、公害等調整委員会（公調委）に対し、健康被害の原因解明を求める「原因裁定」の申請を行い、受理され、現在審理が行われています。イコール社と４市リサイクル施設組合は公調委に対し“裁判で決着がついた問題を蒸し返すような審理をするな”と申し出ましたが、裁定委員長は「公害の原因を専門家を交え、科学的審理を追究し、判断するのが公調委の職務」として明快に退け、専門家による現地調査なども行いながら審理をすすめています。

一方、大阪府の態度は、「大阪高裁の判決やこれまでの環境調査の結果、地元市から要請がないことなどを総合的に判断して、調査が必要との認識には至っていない」（公害をなくす会の要望書に対する回答）と公衆衛生の観点の欠落した姿勢をとり続けています。こうした中、昨年３月に策定された大阪府の『新環境総合計画』では、化学物質について「人・動植物への極めて深刻な悪影響が懸念される化学物質については、完全な科学的根拠が欠如していることを対策延期の理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を行うという、予防的取り組みの考え方に基づく対策が必要です」と明記しています。

3）ぜんそく被害者の救済運動

環境省のもとに設置され 2006 年から 1 万 2000 人の学童、07 年からは 10 万人の幼児、08 年からは 11 万人の成人を対象に「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」を行ってきたそら（SORA）プロジェクトは、昨年 5 月に調査報告書を発表しました。その中でそらプロジェクトは、学童調査においては「自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められた」と明確に結論づけ、乳児調査でも「副次的な解析」で、成人調査では「症例対照研究」や「断面調査」において関連性に有意があったことに「留意する必要がある」と述べるとともに、「国（環境省）においては、…健康影響リスクのより一層の低減に向け、自動車排ガス対策やＰM2.5 対策を含む大気環境保全対策を積極的に推進すべき」と提言しています。調査結果に基づくこの提言は重要で、報告書の中にある「関連性を結論付けることは出来なかった」とか「健康影響を引き続き注視」などの文言を捉えて、何も解明されなかったように歪曲し、被害者救済を先送りするようにことを許さない提言となっています。

私たちは今回のそらプロジェクトの疫学調査で、自動車排ガスとぜん息発症の間に関連性があることがはっきりしたこと、だからこそ健康影響のリスク低減のために「自動車排ガス対策やＰM2.5 対策を含む大気環境保全対策」が重要であると指摘されている点に確信を持って、ぜん息被害者を救済する制度の創設を迫っていきましょう。あおぞらプロジェクト大阪とぜん息被害者の救済を求める会は、昨年 4 月から大阪府議会と国会に対する請願署名に取り組み、2 月 23 日には 3 万 4000 筆の請願署名を大阪府議会に提出しました。府議会では 3 月中には表決される予定です。こうした取り組みなどを節にしながら、引き続き救済制度の創設を求める運動を発展させましょう。

救済されないまま亡くなっていく被害者が後を絶ちません。被害者救済は待ったなしの課題です。被害者の命あるうちの救済をめざして全力をあげましょう。

（3）道路公害に対するたたかいで新たな動き

1）公害のない第２京阪道路を求める運動

第二京阪道路は、1969 年の大阪府域都市計画決定から 2010 年 3 月の全線開通まで、大阪府域５市住民の 40 年にわたる粘り強い運動によって、騒音対策（8m遮音壁・裏面吸音板の設置、低騒音舗装の実施）、掘割区域の改善（フタかけ、トンネル区域上部の一部公園化）、高架下利用（多目的広場、駐車場）、沿道残地の公園化などの成果を実現しました。さらに、住民の要求によって、沿道の枚方・交野・寝屋川・門真４市に各２局の常時監視測定局が設置されました。これら監視局の供用開始後 1 年間の NO_2 濃度（年平均値）と、供用開始前の NO_2 測定データが利用できる監視局または設置予定場所の NO_2 濃度（年平均値に換算）を比較すると、供用前にほぼ 13～14ppb であった NO_2 濃度が供用後に約 5ppb 程度増加していることが分かりました（門真市を除く）。これは、供用開始前に設置者が住民に説明したアセスメント値の約 5 倍であり、環境アセスメントが甘いことが明かになりました。現在の交通量約６万台／日が予測交通量約８～10 万台／日になれば、供用開始前より約 10ppb の NO_2 増加が見込まれ、汚染区域の急増が危惧されます。環境監視のいっそうの強化とともに、周辺道路の安全と交通事故防止対策の要求などを続けることが必要です。

2）迷走する淀川左岸線（2期）事業

大阪市が街路事業として行い、阪神高速道路株式会社が高速道路の維持管理・運営を行う合併施工方式の淀川左岸線２期（大阪西宮線～新御堂筋線）は、延長約４ｋｍに渡り淀川堤防の中に開削トンネル等を設置する全国でも類例のない構造形態であると 2011 年５月 10 日開催の大阪府公害審査会調停委員会で説明されました。淀川左岸線（２期）については、2004 年３月に報告された「淀川左岸線（２期）の建設に関する検討委員会」の「委員会総括」で、「雨水と河川水の浸透・地震と交通による振動・堤防地盤変状影響など検討した結果、堤防の安全基準をクリアーしている」と言明されています。もし技術的課題や安全基準をクリアーしているのであれば河川管理者との協議もスムーズに進み合意に至るはずなのに、基本設計が進まないばかりか、昨年５月には突然、非公開の「技術検討委員会」を立ち上げています。大阪市は基本設計がすすまない原因について明らかにしていません。

スーパー堤防計画が完成するまでは、暫定スーパー堤防の一部となり兼用工作物（河川道路）として取り扱うという方針が確定していながら、2010 年 11 月 30 日開催の大阪市と近畿整備局の打ち合わせでは、それまでトンネル上の土被りを全区間 1mとしていたものを“0m”へと変更し、また、堤防の高さで現状の方が計画堤防の高さより高いところは計画堤防の高さまで低くすることが検討されています。これでは、堤防の安全性、スーパー堤防との整合性が確保されるか大いに疑問です。

3）高速道路「大阪泉北線」計画廃止から住民参加での「風かおる、みち」へ

大阪泉北線計画は、天王寺～杉本町までＪＲ阪和線高架化と一体に、６車線幅 26m、高さ 20～25m、一日走行車両予測 13 万 8000 台という巨大な三重構造の都市計画で、1981 年に決定されました。その後、沿線住民の道路公害反対運動、阪神淡路大震災の発生、長居断層の

判明、安全なまちづくり世論の広がりなどで、都市計画決定後で全国初となる高速道路計画廃止（2004 年 2 月）の成果をあげました。阪和線高架化（南田辺・鶴ケ丘・長居・我孫子町）は、長時間の交通渋滞解消（12 ケ所）や踏切事故の根絶を求める声が高まり、早期実現を求める粘り強い運動の中、2006 年 5 月に高架化が実現しました。同時に沿線の美章園駅のバリアフリー化も、周辺住民の 9 年越しの運動で 2008 年 3 月にエレベーターの設置をはじめ駅のバリアフリー化が実現しました。

大阪泉北線計画の跡地活用では、大阪市が「天王寺大和川線整備計画（5.5 ㎞）」として緑道を中心とした風かおる“みち”を発表し、初めて住民参加での計画づくりが提案され、３年越しの討論の中で「みどりの中をゆったりと散策でき水を感じる場所」「イベントなど開催できる駅前ひろばに」「通過車両は極力防ぐ」「子どもからお年寄りまでゆったりと歩ける遊歩道」「自転車道は別に確保」「この緑道が防災にも役立つように」などの合意案がまとまってきています。

これら一連の運動は、道路公害に反対し、東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会と、阿倍野区・住吉区の住民運動の連携で運動が取り組まれています。道路公害に反対する運動が高速道路建設計画を断念させ、さらにその跡地をめぐって住みよい街づくりの取り組みに発展している運動として注目されます。

（4）COP17 など地球温暖化、生物多様性をめぐる情勢

1）京都議定書の継続と新国際協定の策定を合意したＣＯＰ17

昨年 11 月末から南アフリカ共和国のダーバンで開かれた国連気候変動枠組み条約第 17 回締約国会議（ＣＯＰ17）は、先進国と途上国の対立や 2012 年には主要国で大型選挙があることなどから“何も決められないだろう”と言われていましたが、12 月 11 日、京都議定書の第２約束期間（2013 年開始）を設定することを決定しました。京都議定書は、現在、地球温暖化防止のための法的拘束力のある唯一の国際条約で、その第一約束期間は 2008 年から 2012 年となっており、もし今回の会議で何も決められなければ、第一約束期間終了後に国際的な温暖化対策のうえで空白が生じるという重大な情勢にありました。参加した多くの国は空白になる事態を回避するためのギリギリの努力を行い、第２約束期間の設定に合意し、京都議定書を継続することで合意しました。これには欧州連合（EU）を含む 39 カ国・地域が参加します。

またＣＯＰ17 では、京都議定書で温室効果ガス削減に義務を負わない米国、中国を含めて「全ての加盟国に適用される」新たな国際協定を作る交渉を開始し、2015 年までに採択し、2020 年以降に実行することも合意されました。2013 年からの開始を目指していた新協定は、開始が大幅に遅れることになりましたが、今後の道筋が合意されたという点では、これからの足がかりを築いたものとして評価されます。

2）世界の流れに背を向けた日本政府

これに対し日本政府は、京都議定書の議長国であったにもかかわらず京都議定書の延長に反対し、最初から京都議定書第２約束期間への不参加を表明、また、会議途中で細野環境相が帰国してしまうなど、ＣＯＰ17 での交渉の前進を妨害しました。日本政府の第２約束期間への不参加の理由は、京都議定書が世界のCO_2排出量の４分の１しかカバーしておらず、CO_2削減の国際枠組みとして“役に立

たない”と言うものですが、「共通だが差異ある責任」の原則に基づく先進国の果たすべき役割を放棄した暴論と言わざるを得ません。それは、民主党・鳩山政権が国際公約した「2020 年までにCO_2を 90 年度比で 25%削減する」との中期目標の放棄を迫り、CO_2 の削減は“各国の自主的な取り組みだけでよい”として法的拘束力のある京都議定書からの離脱、温暖化対策の骨抜きを求める日本経済界の意向に沿ったものであることは明白です。

私たちは、日本政府に対し京都議定書第２約束期間に一刻も早く参加するとともに、世界に向って公約した「$CO_2$25%削減」の方針を堅持するとともに、その具体化を強く求めます。

（5）大阪府の公害対策・環境行政

昨年３月に大阪府の『新環境総合計画』が策定されました。環境総合計画とは、そもそもは公害による府民の健康被害を許さないために大阪の環境はどうあるべきかを示す総合計画でしたが、『新環境総合計画』では大気汚染などによる府民の健康被害がどうなっているかの分析などまったくなく、あたかも“公害は終わった”というスタンスで、低炭素・省エネルギー社会や循環型社会の構築を前面に押し出した計画になっています。しかも、ここでも歴史的な原因・要因分析がないため、「地球温暖化をストップ！」とか「生物の多様性をまもる」などといっても、スローガンばかりの具体性のない内容になっています。NO2 の環境保全目標は「0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する」といったあいまいな表現になっています。また、府立環境農林水産総合試験所（東成区）を 2012 年 4 月から独立行政法人化する施策も進められています。独立行政法人化では、人事面では事務職員を中心に大量の人員削減を行い、財政面では「民間企業からの受託研究等の拡充により独自収入の増加」が強調され、人と金の両面から公的責任が果たせなくなる計画になっています。計画が掲げる「きめ細かな府民ニーズを把握し、新たな研究分野への展開を図る」などという独立行政法人化の理由は、独立行政法人化しなくても内部努力でできるし、また、やるべき内容です。

一方、公害をなくす会が今年 1 月に行った大阪府との「懇談」では、例えば福井の原発で事故が起こった場合の対応については「関西広域連合において…」とか「関西広域連合の一員として…」など府としての主体性がまったくない回答に終始し、また、PM2.5 の観測体制では府所管分について述べるだけで、権限委譲を行った地域の観測体制については当該市町村任せの態度を取っていました。ある時は国や関西広域連合の動向を見て、また、ある時はそれは市町村の問題と逃げ、結局府は責任は取らず、府民要求に背を向けるというのが顕著になっています。

（6）第７回ソラダス測定運動の成功を

本年５月 17 日から 18 日にかけて、府下いっせいNO_2簡易測定運動である第７回ソラダス 2012 が取り組まれます。前回のソラダスから６年を経て実施されるソラダスは、①約 1000 メートル（大阪市内は約 500 メートル）区画ごとに５個以上のカプセルを取り付けてNO_2濃度の実態を面として調べるメッシュ測定、②道路沿道や環境教育などそれぞれの目的に応じて測る団体・グループ・個人の自主測定の二つからなっています。メッシュの線引きは、今回から緯度・経度を使うことになりました。

環境基準は、汚染状態の評価をはじめ環境行政全般にわたる重要な判断基準です。何よりも人の健康を守るために運用されるべきです。にもかかわらずNO_2環境基準は行政の都合優先で扱われています。NO_2環境基準は 0.04ppm～0.06ppm となってますが、1978 年の設定から 30 年以上経つのに今になっても達成されず、しかも事実上その上限値 0.06ppm が基準であるかのごとく扱われる傾向がありま

す。そのもとでぜん息を患う学童・生徒が増え続けています。

自動車排ガスなど大気汚染によって苦しめられるのは私たち住民です。私たち自身の手でNO_2濃度をはかり、汚染の実態をつかみ、行政や産業界に訴えていくことが大切になっています。みんなの力で第７回ソラダス 2012 を成功させましょう。

＜終わりに＞

大阪では 40 年前、公害や老人医療問題などでの大きな府民運動が盛り上がりの中で府民を主人公にする府政を誕生させ、そのもとで公害被害者に対する救済と厳しい公害規制、そして、老人医療の無料制度などを実現し、それを国の制度にまで発展させていったという歴史を持っています。

いま大阪では、昨年 11 月の大阪府知事選・大阪市長選のダブル選挙で大阪維新の会が推す知事と大阪市長が誕生し、教育の分野では学校を“できる学校”“できない学校”に振り分けてしまう学力テストの学校別公表や、学区制を廃止し“生徒が集まらない学校”をつくり出して３年連続定数割れの学校は廃校にしてしまう教育基本条例案、職員の分野では職員評価に“相対評価”制度を導入し、上司の職務命令を絶対的なものとする職員基本条例案などが強行されようとしています。大阪市の橋下市長に至っては、名前・職員番号まで書かせたうえで「組合活動に参加したか」「誘われたか」「誘った人は誰か」など、違法・違憲の思想調査を業務命令として強行しています。

一方国の方では、日本の農業や食品、医療、労働市場に重大な影響を与えるＴＰＰ、税と社会保障の一体改革の名のもとに消費税の大幅アップ、沖縄普天間基地の辺野古への移設など、日本の針路や国のあり方にもかかわる重要案件が目白押しで審議され、強行されようとしています。

私たちの公害・環境問題をめぐるたたかいや運動も、こうした政治情勢と無関係ではありません。住民を大切にし、住民・国民を主人公とする政治に流れを変える視点も重視しながら、私たちの運動を一歩ずつ前進させていきましょう。

以上

大阪府域市町村の地震対策
中間まとめから見えたもの

防災まちづくり研究会

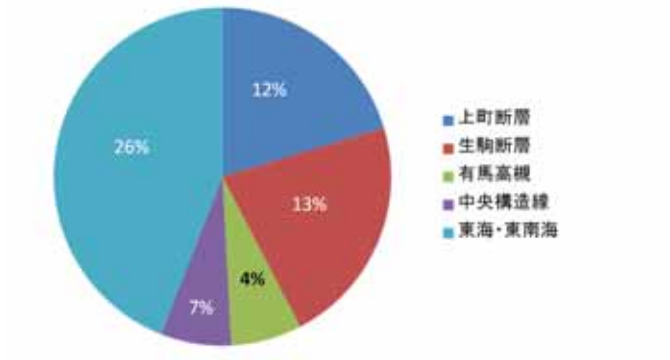
in 大阪から公害をなくす会

調査の概要

①実施時期　2011 年12月～2012年2月20日
②対象自治体　府域43市町村　回収率98%
③設問項目　12設問　52項目

設問1:現行防災計画
2:見直し計画の有無
3:住民からの問い合わせ
4:災害発生時の住民対応
5:防災対策　・・・耐震化等、ライフライン、コンビナート、地下街、超高層対策
6:行政機能・職員体制
7:防災予算
8:広域行政対応
9:停電対策
10:復興対策
11:国・大阪府への要望
12:東日本大震災への支援活動

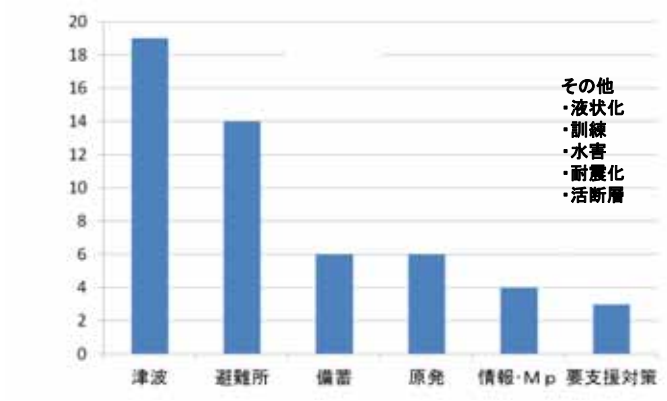
見直しで重視する地震



見直しの重点

①90%が見直す計画あり。
②原発事故は80%の自治体が想定しないorその他
③見直しの重点は　・津波・避難所・被害想定・女性保護・支援
・情報伝達方法・帰宅難民・広域連携協定
・備蓄、場所（食品・水の消費期限）ｱﾚﾙｷﾞ
情報伝達が『IT頼み』で不安を持っている自治体が多い。
停電対策が脆弱→自家発電程度・大阪市は関電と協定。
④住民参加。現状はパブコメ・アンケート程度。熊取町では住民参加型での地域版ハザードマップ策定がなされている。
⑤子どもの施設の耐震化の遅れは重大。

住民の不安（問い合わせから）



災害発生時の住民への情報提供

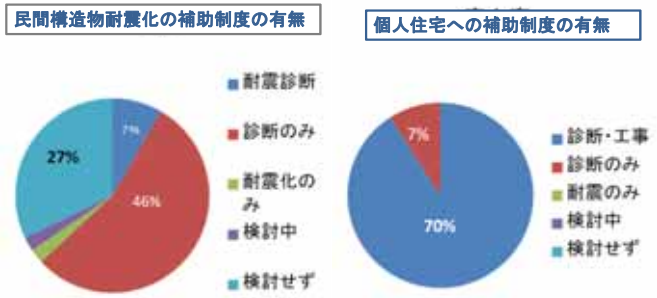
①防災無線　34自治体・80%
②広報車　22自治体・52%
③メール　16自治体・38%
④FM放送　6自治体・14%
⑤ホームページ　4自治体・9.5%
その他　岸和田ローカルTV
CATV
自治会長宛のMail
課題：電波障害
防災優先の携帯電波
広報車の音声
視力障害者対応
⑥防災マップ
「防災マニアル」「水害マップ」
『自治体版ハザードマップ』



遅れている保育園・幼稚園の耐震化

保育園　ゼロ%が13自治体・30%
保育園100%が摂津市・河内長野市・茨木市・箕面市・柏原市・
大阪狭山市・交野市・田尻町・
幼稚園　ゼロ%が9自治体。
小・中学校も低い。
反面
＊消防・体育館・警察・庁舎　100%が16自治体
＊地方財政難、補助金頼み＝避難所・救急体制優先
民間委託化で民間事業者の責任になっている。
見直しの中では、小中学校優先がだされている。

耐震化の補助制度



インフラは無防備状態

①津波・・・51%が国・府の指針待ち
②避難所・・・1894ヵ所　絶対数は足りない。
　体育館は耐震化進んでいるが校舎はなし
③仮設住宅・・・34%が確保
④ガレキ対策・・・37%が考えていない。
⑤消防体制・・・消防車・救急車はほぼ基準内
　肝心の職員は半数。
⑥液状化・・・検討する。今はなし。
⑦ダム・河川・道路・水門・コンビナート・地下街・超高層など対策なし。

職員配置・行政機能・予算

①全職員対象・・・参集は不可能・消防職員充足50%
②機能的には・・・参集体制・非常電源確保危惧
③防災予算が少ない・・・一般会計の0.0数%が大半
④広域・市町村間協定・・・それぞれ協定を結んでいる。
　実態的には検証が必要。
⑤電力確保・・・打つ手なし状況。
⑥東日本大震災にはほぼすべて職員を派遣。
　のべ12,748名。技術職の派遣が多い。

中央防災会議修正案を見る

2011年12月27日、国の中央防災会議は基本計画の修正案を提案した。まず、「南海トラフ巨大地震モデル」中間とりまとめでは、マグニチュードは9.0、想定エネルギーはこれまでの3倍。津波高は6～7m。
①行政関連施設は浸水の危険の少ない地域に設置。
②建築物の安全性（高層ビル・ライフライン・危険物施設）
③住民参加の防災活動
　「情報共有」「具体的で実践的な訓練」「多様な世代」
④緊急輸送体制
⑤避難収容・情報提供（避難は徒歩が原則）
⑥火災・停電・電波・スピーカー

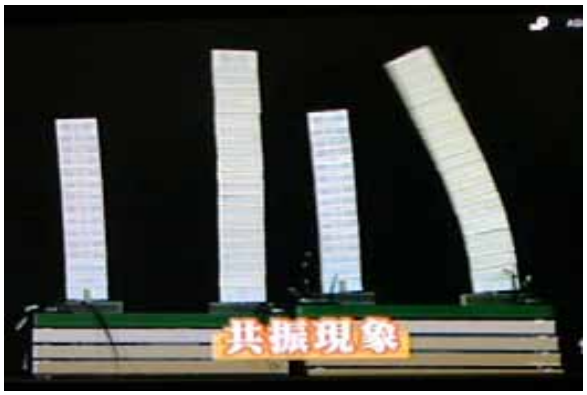
7ﾒｰﾄﾙの津波でどうなる大阪



Link to page
http://flood.firetree.net/?||=34.6411,35.1579&z=7&t=3

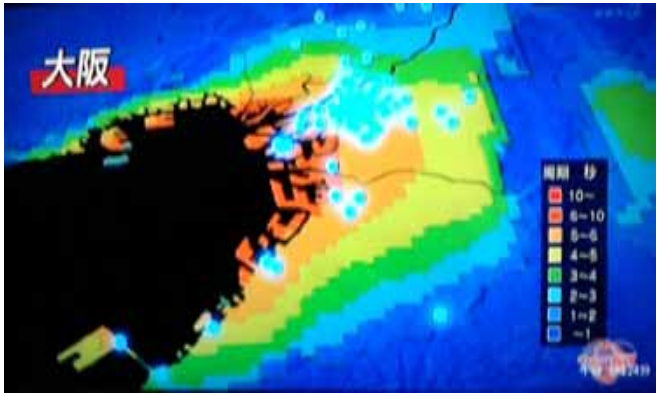
共振の恐怖7m動く「WTC」

NHK[クローズアップ現代特集より」



名古屋大学護　準教授の実験

大阪府域に点在する30の超高層ビル



福井の活断層

美浜･もんじゅの真横を通り
海にせり白木丹生断層



おわりに

①防災の基本は「安全・安心の街づくり」から。
②公共構造物の耐震化を急げ。
　大阪府域30の超高層建造物の対策を。
　危険なビルの徹底調査を。
③インフラの耐震・安全化に取り組む。
④「自分の安全は自分で守る」と言うなら住民参加が要。熊取町のマップづくりに学ぼう！
⑤情報共有システムを住民参加型で

泉南アスベスト国賠訴訟

2011 年大阪高裁判決を絶対に定着させてはならない
共同のひろがり

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会
事務局長　伊藤泰司

泉南アスベスト国賠訴訟で大阪高等裁判所（三浦潤裁判長）は 2011 年 8 月 25 日、アスベスト健康被害に対する国の不作為責任を初めて認めた一昨年 5 月の大阪地方裁判所の判決を覆し原告の請求を棄却する不当判決を下しました。

この訴訟は「国は、知ってた！できた！でも、やらなかった！」をスローガンにアスベスト被害における国の責任を追及してきたものです。一審の大阪地裁は 2010 年 5 月、アスベスト被害において初めて国の不作為による不法行為を認めました。

産業と国民のいのちを天秤にかけて判断してよい

しかし今回の大阪高裁判決は、産業発展といのち、健康を天秤にかけて国が判断してもよいとする驚くべき発想から、国の責任を認めませんでした。

1967 年の旧公害対策基本法には、「生活環境の保全は、経済の健全な発展との調和のもとで進められるべきものである」とする悪名高い「調和条項」があり、国民の批判の前に 70 年にはこの条項が破棄されました。

泉南国賠高裁判決は、この「調和条項」の再来であるとする意見があります。しかし、旧公害対策基本法の「調和条項」は、生活環境と産業発展ですが、泉南アスベスト大阪高裁判決は、国民のいのち、健康と産業発展の調和としている点で、より悪質なものであると言わなければなりません。判決は、「それらの弊害が懸念されるからといって、工業製品の製造、加工等を直ちに禁止したり、あるいは、厳格な許可制の下でなければ操業を認めないというのでは、工業技術の発達及び産業社会の発展を著しく阻害するだけではなく、労働者の職場自体を奪うことにもなりかねないものである」としました。

徹底した自己責任

一方で、労働者に対しては、1960 年前後に一部の新聞報道が行なわれたことから、マスクの着用やアスベスト粉じんが付着した作業衣を自宅に持ち帰らないことは常識であったと責任を転嫁しています。健康被害を受けた労働者や家族、周辺住民に責任を押し付ける露骨な「健康（疾病）の自己責任」論というべき暴論です。

しかし、原告をはじめ泉南のアスベスト被害者らは語ります。「マスクをつけると、苦しいし視野も狭まる。誰もつけていなかった」「もうもうと舞う石綿粉じんは、身体に良いことはないかもしれないと思ってたが、それがこんな重篤な呼吸障害やがんを引き起こすことを知っていたらこんな働き方をするわけがないじゃないか」「がんになることが分かっていてどこの母親が赤ん坊を工場であやしながら仕事をするのですか」と強く訴えています。

絶対にまけられない

この判決がもし定着するようなことになれば、原発の被害にたいするたたかいや、あらゆる公害、薬害にたいするたたかいに極めて大きな否定提起影響を与えてしまいます。どんなことがあっても負けられないたたかいだと思っています。

8 月 31 日には原告全員一致で上告をきめ、上告理由書、上告受理申立書も、11 月 22 日に提出しました。

必死のたたかい

ベテラン弁護士が、「35 年の弁護士人生で最大の屈辱だ」と語っているように、弁護団の弁護士たちもショックが大きく、落ち込みもしました。しかも最高裁のたたかいは弁護士が何度も経験することではありません。またほとんどの場合最高裁では弁論が開かれません。上告理由書と受理申立書で、如何に憲法に違反する事態であったか、重大な判例に違反するかということを説得力をもって示すことができるかどうかでほとんどが決まってしまいます。

１００８名の上告代理人

まず、上告のための印紙代が 600 万円ほど必要だということがわかり、訴訟救助（判決後まで支払いを猶予する制度）の申立てをしました。これは不当判決を出した大阪高裁第 14 民事部に提出して、第 14 民事部が「最高裁で判決が覆る可能性がないとは言えない」と判断した場合に認められます。裁判長が変わったという事情もあるのでしょうが、全員の訴訟救助が認められました。２陣訴訟が大阪地裁第 8 民事部に係属していて、10 月 26 日は最終弁論があり結審しました。弁護団は、２陣訴訟に勝訴することは最高裁闘争を展望しても決定的であることと位置づけ、不当判決からちょうど 2 ヶ月の間に 14 回の弁護団会議を開き、休みの日も返上して検討を重ねました。全国から法学者や著名な弁護士を招いて検討会を開きました。

10 月 26 日の地裁の最終弁論は見事に、地裁判決のいい加減さを語りました。知らず知らず傍聴席から拍手が起こりました。裁判長は制止しませんでした。

上告理由書、上告受理申立書の提出に際して全国の弁護士によびかけ、1008 名の上告代理人を得ることができました。

２０１２年　焦点の年

原告の多くも高裁判決にショックをうけました。しかし、大阪でも、全国でも、これまで以上の大きな励ましを受けています。10 月 6 日大阪の不当判決に対するトーク集会が開かれました。12 月 3 日には首都圏と全国の最高裁で勝利めざすスタート集会が開かれました。本当に幅広い方々から、この裁判の勝利を我がことのように位置づけた発言が続きました。

1 月 27 日から最高裁での宣伝と申し入れ活動がはじまります。月に一度ずつ実施します。

3 月 28 日の大阪地裁での 2 陣訴訟の判決があります。隔週で裁判所宣伝を行い、署名を提出します。

春には首都圏建設アスベスト横浜地裁の判決があり、今年中に首都圏の東京地裁判決があります。尼崎のクボタと国に対する裁判の判決も今年中にあります。

これらの訴訟との連携・連帯のなかで勝利をめざしていくことになります。

国の責任を明確にする国民のたたかいに水を差す狙いがあったかどうかはわかりませんが、野田内閣は、新自由主義的政策の復活・復興を使命にしている内閣です。

原発再稼働、原発輸出問題、TPP 交渉参加、普天間基地問題、「税と社会保障の一体改革」、震災を口実にしたやり方‥‥。これらに対する国民の怒りは大きくなるばかりです。

「いのちや健康を第一にする」ことは問題解決の前提です。この根本問題を揺るがせるような流れを放置することはできません。

こうした流れを止めていく国民のたたかいと一体と考えることが、泉南国賠勝利のカギでもあります。裁判官も人の子であり、世論の流れに影響を受けざるを得ないと思います。

アメリカからはじまった 99%のオキュパイ運動などと連動して、国民のいのち・健康のために国は最善を尽くさなければならないという大きな世論の構築していくたたかいと結び付けて全力をつくして頑張っていきたいと思います。

2012 年はいのちと健康を語り、連帯の年にしましょう。

寝屋川「廃プラ」公害の根絶に向けて

廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会

1．心配が現実に

8年前、廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会を立ち上げ、がんばって住民運動を続けてきました。8万の署名を2回集め、1000人集会とデモも行いました。操業後に悪臭と健康被害の訴えが急増し、市や市議会、大阪府、保健所に繰り返し健康調査を訴えても埒が明かず。7年前に裁判所に訴えましたが、仮処分、1審、2審と3連敗という結果でした。

岡山大学の津田教授による2度の疫学調査で、眼や喉が痛い、咳が止まらない、湿疹が繰り返し出る、ぜん息になった、頭が痛いなど病気のデパートのような多彩な症状を1000名を超える住民が訴えていることが明らかになりました。津田先生は、廃プラ操業後に、廃プラ施設に近いほど病気の人がたくさん発症していることを明らかにしました。そして廃プラ施設が原因であると裁判所に意見を提出しました。

小松病院の原田院長やアレルギー専門医の真鍋先生が百数十名の検診を行い、相当数の住民が、廃プラが原因としか考えられないという診断を受けました。

また、昨年、東京まで出かけ、化学物質による病気の診断で第一人者である宮田幹夫北里大学名誉教授の診断を受け、先生から、受診した全員が自律神経失調、中枢神経機能障害であり、自覚症状はなくてもそうなっている人が多い可能性がある、人生を棒に振る人が出たり、子どもへの影響が心配されるというショッキングな診断をうけました。最近も若い娘さんが顔をお岩さんのように腫らし、医者で治らず、中には引っ越した人が何人もいます。

2．被害を救済できない裁判所

しかしながら、裁判所は、優れた専門家の調査結果に基づく意見をことごとく採用せず、健康被害を訴える住民や医師の証言の申し出を却下して、耳を貸そうとしない冷たい態度を取りました。そして判決では、事業者が主張する「すべて環境基準以下であるから健康被害が出るはずがない」「（水洗いの特殊）クリーニング業をしている藤田さんのところから有害な化学物質が出ていると考えられる」など根も葉もない言い分を支持して、住民の訴えを認めませんでした。

裁判所は、科学が分からない裁判官がいること、調べもせずに行政の肩をもつことがあること、住民の健康や人権を踏みにじっても平気という、まるで江戸時代の悪代官のようなものを今も引きずっているのかと思わずにはいられません。

3．「泣き寝入りできない」と公調委に申請

といって、泣き寝入りするわけには行きません。そこで、私たちは裁判所と独立して、公害の原因を調べ、公害を根絶する目的で作られている総務省の行政委員会である公害等調整委員会（公調委）に対し、今年2月、健康被害を訴える住民51名が、公害の原因を明らかにしてくれるよう「原因裁定」を申請しました。公調委は直ちに申請を受理し、審理が始まっています。

ところがイコール社と、北河内4市リサイクル施設組合は「裁判が終わったのだから、蒸し返すような審理をするな。司法権の侵害だ、憲法違反だ」と2回にわたり公調委に申し出ました。

しかし、8月2日、第一回審問で、公調委の裁定委員長は、「裁判で確定したのは、操業停止の訴えは今後受け

付けないということだけである。公害の原因を、専門家を交え、科学的真理を追究する立場で調べて、裁判所とは別に判断をするのが公調委の職責である。事業者らが審理をするなという申し出は認められない」と胸のすく見解を明快に述べました。

11月7日には、公調委に対し、専門家による意見書と共に、51名の申請人が、自らの体験に基づく症状、どうして廃プラのせいだと思うのかを書き、また医師の診断内容をつけて全員が陳述書を提出しました。

また、新たに第2次申請人をつのり、真鍋先生に2度来ていただき、新たに10数名の申請人を準備しています。第2次申請人の特徴は、施設から2kmはなれた香里園の境橋町、そして明徳町、宇谷小学校前のダイヤパレスマンション、打上高塚町のファミーユ（てんとう虫マンション）の方など健康被害が広がってきていることです。

4．猛毒ホルムアルデヒド30倍検出

また、柳沢先生の調査結果は、太秦第二ハイツ公民館でホルムアルデヒドが、全国平均の7倍、最大値では30倍もの濃い濃度が検出されました。この物質はシックハウスの主な原因であり、また「身体がふらつく」、「味が分からなくなる」など神経症状の原因物質でもあります。さらに国際機関が発がん物質として認めており、専門家の報告によれば空気中化学物質の3%ときわめて少ないホルムアルデヒドが、逆に発ガンリスクは41%であるとされています。たいへん恐ろしいことです。

5．「守る会」会員の増加、カンパにご協力をお願いします。

一刻も早く、きれいな空気を取り戻し、健康で安心して暮らせる寝屋川を取り戻すため、地元だけでなく、寝屋川中から「守る会」の幹事を選んでもらい、会員拡大、会費やカンパ集めに取組んでいます。幹事は夏から10名ほど増え30名を超えました。枚方の元市会議員の伊藤和嘉子さんも毎回幹事会に出席していただいています。そこでは、公害問題と共に、600円のリサイクル・パレットを製造するのに5000円のコストをかけ（毎日新聞）、廃プラの回収や施設組合に4億円もの税を投入するなど環境によいどころか経済合理性さえなく廃プラは元のように燃やすことが良いことを訴えて行く議論が弾んでいます。

いま、「守る会」は資金が底をついて、来年2月23日に第2回審問に東京に行く費用など、やりくりがたいへんです。ぜひご協力をお願いいたします。1月31日には、公調委の裁定委員や専門委員による初めての現地調査があります。

これからが正念場です。頼みは、科学者が因果関係の証明を積み重ねていただくこと、申請人をさらに増やすこと、そして、世論を高めるため、多くの方に会員になっていただき、たくさんカンパを頂くことです。　エコのためといいながら、公害をおこしている寝屋川廃プラ公害はおそらく世界でも始めての新しい公害です。この1年が勝負と思っております。お力を貸してください。よろしくお願いいたします。

以　上

（資料）

公調委に申請した住民の陳述書より　　寝屋川市太秦東が丘　20代　女性

○　環境の変化

この場所に居住した理由の一つが自然が豊かで、幼い頃から風邪をよくひいていた私には環境がいいと両親が思ってくれたからです。ところが、最近は第2京阪道路の建設と共に、イコール社と4市共同施設ができて、住環境が大きく変わってしまいました。特に臭いについては耐え難いほどの異臭がします。ホームセンターなどにある芳香剤コーナーの臭いを思い出してください。その臭いに様々な悪臭（卵の腐ったような臭いなど）が混ざったようなきつい匂い

がします。暑い時期にもその匂いがあるため窓を開けるのも躊躇われるほどです。

○　健康上の変化

こちらへ引っ越してきて殆ど風邪をひくこともなく、毎日治水緑地などで遊んでいました。しかし、平成16年暮れから風邪をひくようになり、治りかけても息苦しさや全身の怠さ、無気力感がひどくなり、かかりつけ医からは「体が回復していない」との診断を受け、ほぼ毎回注射を打ってもらっていました。ところが、変な匂いを感じ始めた頃から、風邪を引くと呼吸困難に陥るようになりました。薬を飲んでも効かず、一向に治る気配がありませんでした。学校で勉強していても頭に霞みがかかったように何も入らず、得意科目であった音楽でさえやる気が起こらなかったほどでした。今年に入って保育園へ就職し、職場は大阪市内にあるのですが、仕事場に行くと呼吸がとても楽になります。しかし、寝室川に帰ってくると息が苦しくなり、家の近くになると咳が止まらず、眼のかゆみや鼻水も止まらなくなります。一番しんどいのは、仕事柄、こどもたちと走り回って遊ぶので毎日とても疲れますが、寝て2時間ほどすると咳が出てきて起こされます。そこからは眠ることができず、ほとんど寝無いで出勤することが続いています。処方される薬も強くなっていくので体にも負荷が掛かり、今では薬がないと呼吸するのさえままならないほどです。

○　健康悪化の原因

思い起こすと、私が喘息のような症状を始めて体験した頃操業が始まって6ケ月ほど経ったときで外に出ると変な臭いを感じ始めた頃でした。このようなことから、私が喘息のような発作が出たり、それが酷くなったこととイコール者の工場からの悪臭を伴う大気汚染とは何らかの関係があるのではないかと思っております。また、最近、いろいろな体の変化に気がつきました。一つ目は『味覚』です。お母さんが作ってくれる煮物やお吸い物の風味が全くと言っていいほど分からなくなってきていて、美味しいと感じなくなってきています。食欲も低下してきています。二つ目は『手足が攣る事』です。ただ座って小説などを読んでいるときなど、いきなり足がつったり、子どもと手をつないで歩いているだけで手首がつったりします。その他にもこの年齢で出るにはおかしい症状がどんどん出てきています。記憶することが苦手なのでメモを取っても、後から読んでも思い出せなかったり、忘れ物がひどかったり、健康診断では異常なしと出ていたのにもかかわらず、立ち上がると貧血を起こしたり眩暈を起こしたり、本当に毎日暮らしていくのがしんどいのです。

○私と同じ不安を感じている人たちは周りに大勢います。例えば近所に住む幼稚園に通う男の子の外で元気に遊ぶ姿を見かけなくなりました。幼稚園からバスで帰ってきた子どもたちも近くの公園では全く見かけなくなり、すぐに帰る姿をよく見かけるようになりました。

○　おわりに

二つの廃プラ処理工場からの化学物質や開通した第二京阪道路からの自動車排ガスに苦しむのは私たち近くの住民たちです。「こんなに緑いっぱいのところに住むことができてよかった」と喜んでいた住民が、その環境と健康に不安を感じているという切ない気持ちをご理解ください。そして、苦労してやっと求めたこの家でのささやかな幸せを願う私たちの夢を壊さないようご尽力くださることを心からお願い申し上げます。

ぜん息被害者の救済は待ったなし

大阪公害患者の会連合会
上田敏幸

増えるぜん息患者～20 年間で３～４倍に

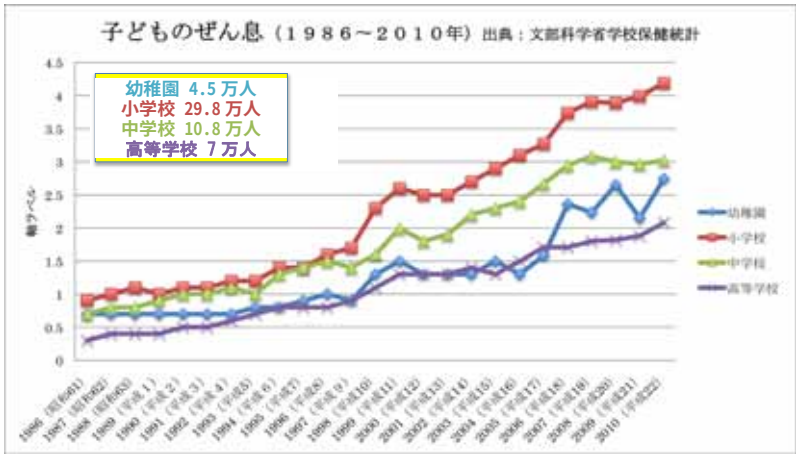
子どもたちのぜん息が増え続けています。学校保健統計（文部科学省）によると 20 年間で 3 倍になり、高校生までの子どもで 52 万人に達しています。（表）

しかも、中学生と高校生の増加率が高く、働き盛りの人や高齢者にもぜん息や慢性的な呼吸器病が増えています。2008 年８月にスタートした東京都の医療費救済制度（大気汚染に係る健康被害者に対する医療費の助成に関する条例）には、すでに 6 万 3000 人を突破、毎月 1,000 人余り増え続けています。

大阪の大気汚染の現状～幹線道路では高止まり

大阪でも、大気汚染は深刻で国が環境基準を定めている大気汚染物質のひとつ、二酸化窒素（NO2）でみると、全体としては改善が見られるものの道路沿道などの局地汚染は深刻で、多くの自動車排ガス測定局で環境基準尾上限値に張り付いたままの状態が続いています。平成 22 年度では 20 ある自動車排ガス測定局の全局で環境基準を達成したものの前年度は 2 カ所で達成できませんでした。

増え続ける子どものぜん息　**20 年間で3倍に**



「そらプロジェクト」調査～クルマが「犯人」が明らかに

「自動車排ガスが小学生のぜん息の発症率を高めている」（2011 年５月 25 日、朝日新聞）―環境省は５月 24 日、のべ 30 万人を対象に平成 17 年度から 21 年度まで５年間にわたって実施した「局地的大気汚染による健康影響調査」（「そらプロジェクト」）の結果を発表しました。調査は、関東、中京、関西の主要幹線道路沿道を対象に①学童の追跡調査②幼児の症例対象調査③成人の調査の３つで、「国内外の疫学研究の動向を踏まえた調査手法を取り入れ設計した」ものでした。

先の「朝日」の記事は、①学童調査の結果を報じたものですが、成人の調査でも高い濃度の自動車排ガスが原因で、ぜん息など呼吸器の病気を引き起こすことを証明しました。

この調査に関った専門家も「（自動車排ガスとぜん息との）因果関係の調査は継続する必要はない」と明言、「クルマが犯人」は決着ずみだとの見解を示しています。

「非喫煙者」が危ない！

今回の「そらプロジェクト」の結果は、交通量の多い幹線道路の大気汚染がぜん息を発症させること、なかでも喫煙経験のない人～「非喫煙者」が、ぜん息になるリスクが非常に高いことがわかりました。

「せめて医療費だけでも…」～被害者救済は待ったなし

もともと自動車排ガスの健康影響調査は、1988 年の指定地域解除のときに国会で付帯決議された約束です。公害健康被害補償法の改正のつど実施が求められながら 17 年間放置され、その間に大量の患者が発生しました。また、西淀川をはじめ、川崎、名古屋、尼崎、そして東京と全国で提起された大気汚染公害裁判でも「クルマが犯人」は確定していました。

環境省は、次のことを直ちにやるべきです。「科学的知見が少ない」「因果関係がはっきりしない」などの言い逃れはもはやできません。

１．自動車排ガスによる大気汚染で呼吸器病になった人たちへの救済制度をつくる～「せめて医療費だけでも無料に」の願いは、即刻かなえるべきです。

２．今なお深刻な汚染が続く道路沿道では、交通量の削減を柱とする抜本的で効果的な大気汚染対策をただちに実施するべきです。

３．環境基準が設定された PM2.5 の測定体制を直ちに確立すべきです。

請願署名にご協力ください！

私たちは今、国に対して「新たな被害者救済制度を求める」請願署名に取り組んでいます。みなさまのご協力をお願いします。

公害のない第二京阪道路をもとめる住民運動―寝屋川からの報告

公害のない第2京阪道路を求める寝屋川、四條畷市民の会

1．公害調停のとりくみ―7年間の運動でーアセスメント予測値が5倍も甘いことを立証

2004 年 7 月、公害のない第二京阪道路建設をもとめる市民 2700 名が申請し、大阪府の公害調停に取り組み、12 月 15 日に46 回目となった。本公害調停は、アセス評価書発表時から１０年を経過しており、アセスメントの見直しを求めて申請された調停である。

この点で、事業者側は、住民への説明会で、車の走行による二酸化窒素濃度の増加は、寝屋南局、小路局の近傍の箇所においては、寄与濃度は年平均値1ppb と説明してきた。しかしながら、実測は、年平均値1ppb の約5倍の濃度増加が確認された。

第二京阪道路供用前後の寝屋川市内局の NO2 データ

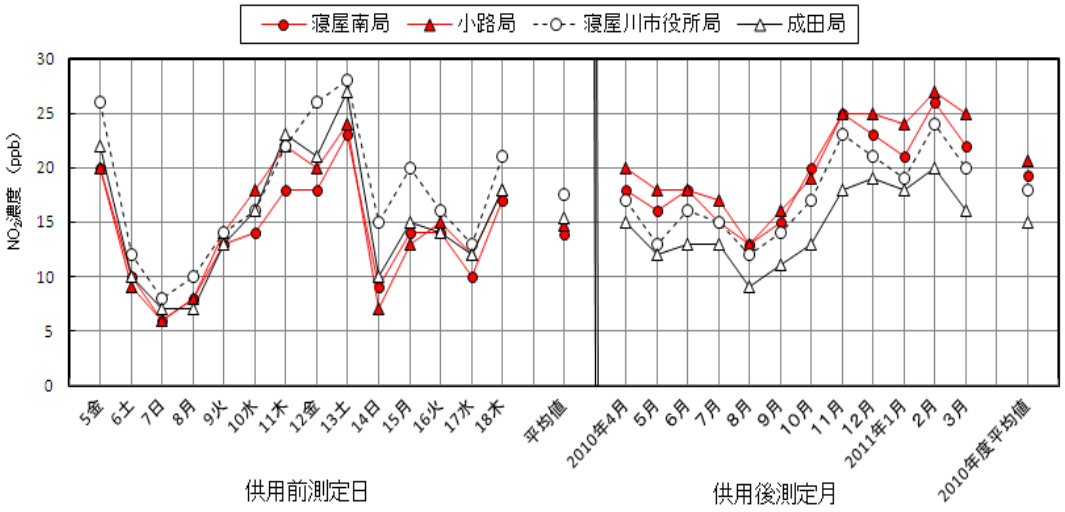


表３　第二京阪道路供用によるNO_2寄与濃度
―予測値と実測値の比較―

沿道測定地点	NO_2寄与濃度（浪速国道事務所が住民に説明した、測定地点近くの予測値）	2010年度年間値におけるNO_2増加濃度（実測値から推算）
寝屋南局（寝屋）	１ ppb	５．４ ppb
小路局（高宮・旧国道１７０号付近）	１ ppb	５．９ ppb

調停では開通前の大気環境調査をもとめる住民の声を無視することができずに、調停委員長の提案を受け入れ

るかたちで、開通前2週間のデータ提供させることができた。

2．第2京阪道路の公害調停を終えるにあたっての申請人らの要望事項

（1）アセスメントの方法とデータ処理の過程について、より詳細な情報開示をおこなうよう要望します。

供用開始後の沿道測定局のNO２測定結果は、供用前に対する供用後のNO２の増加について事業者が住民に説明してきた予測を超えています。そこで、専門家など第３者が検討できるよう、アセスメントの方法とデータ処理の過程について、より詳細な情報開示をおこなうよう要望します。

（2）今後とも環境監視の充実、強化を求めます。

環境省が5月２５日に発表した「そらプロジェクト」の報告は、幹線道路と小学生のぜん息発症率に相関関係があるというものでした。

また、供用開始後、自動車交通量が昨年１１月約6万台から、今年6月の調査で7万台から8万台に増え、大型車の混入率も増えつつあります。大気汚染等環境悪化を防止することがいっそう重要になっています。

こうした状況を踏まえ、関係機関、団体等と協議し、一層の測定局の設置など環境調査等必要な環境監視につとめることを要望します。とりわけ、PM2．５の測定と情報開示を強く要望します。

（3）調停後も、道路沿道を中心に環境保全、健康状況の把握等に関し、８者協において積極的な役割を果たすとともに、住民に対し、情報開示、説明、協議につとめることを要望します。

3．寝屋川市への取り組み―NO２濃度が予測の5倍も増加、常時監視局の設置が必要

2011 年1月 20 日寝屋川市長　馬場弘氏に要望書を提出。8月 22 日、回答をもとに市の環境政策課、都市計画部局、道路交通課、道路建設課、教育委員会と懇談をしました。

懇談では、第二京阪沿道に大気環境を監視する常時監視局を設置するよう大阪府に要請することを要望しました。上記、沿道での二酸化窒素が大幅に増加していることを指摘し、市として市全域でのNO２測定の充実、pm2.5 の測定、廃プラ施設周辺での複合汚染の監視などについて検討し、小中学生の健康診断結果の公表をもとめました。

市の回答、見解　＊市独自の NO２簡易測定を第二京阪沿道１２か所、年4回実施した。廃プラ施設と京都側トンネル出入り口に近い、寝屋川公園と府道八尾枚方線近くのしらゆり保育所で高濃度であることが判明した。簡易測定を市域にさらに広げることは検討したい（環境政策課）。＊PM2.5 の測定機については、大阪府が市役所局に設置するとしている（環境政策課）。＊小中学校の健康診断結果については、情報公開を実施する（教育委員会）。＊植樹を実施したが、育つまで時間がかかる（都市計画）。＊道路標識や安全対策など要望があれば言ってほしい（道路交通課、道路建設課）。

4．大阪府へのとりくみ―沿道への常時監視局の設置は、時期について検討。
―大阪府としてPM2．5の測定機器を１４台購入する

2011年3月3日、大阪府への要望書への回答にもとづき7月21日大阪府と懇談。

（1）（要望）第二京阪道路沿道において自動車排気ガスによる大気汚染がもっとも厳しいと予測される箇所に大気汚染防止法に基づく常時監視局を設置し、かつ二つの廃プラスチック処理施設周辺における有害化学物質の測定を実施し、情報公開を行うこと。

（回答）　大気汚染防止法に基づく環境監視は、事務処理基準で測定局の配置について「自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路交通量等の状況を勘案して配置する。」とされています。第二京阪道路沿道への常時監視局の設置については、事業者（国土交通省、西日本高速道路株式会社）と関係自治体（大阪府・寝屋川市を含む沿線5市）で構成する「第二京阪道路（大阪府域）環境監視のあり方に関する検討会（以下、「検討会」とします）」による測定結果を参考に地域ごとの配置を考慮して必要な時期に検討します。

また、検討会としては、「環境基準」「測定方法」「予測手法」の3点が確立された項目について測定することとしており、PM2.5については、「予測手法」が確立されておらず、測定結果についての原因分析や効果的な対策の検討ができないことから、現時点では、測定は行わないこととしています。今後、「予測手法」が確立された場合には、検討会の関係者で・協議・調整を行いながら適切に対応していきます。→（市民の会の意見）pm2.5は環境基準、測定器もきまり、基準にたいして地域の環境がどうかは測定しないとわからない。「予測手法」がないと測定できないという法令でもあるのですか？→（府）そういう法律や条例はありません。府として、今年、府下に14台のpm2.5の測定機を配置する予定です。→（市民の会）ぜひ、寝屋川に設置してほしい。・・・実現しました。

（2）（要望）環境施策である大気汚染常時監視業務・水質環境調査分析業務など公害・環境行政にとって必要となる環境モニタリング関係予算を削減することなく、さらなる充実を行うこと。

（回答）大気、水質の常時監視等の環境モニタリングは、環境省が示す事務処理基準などに基づき計画的に実施しており、今後とも健康被害等の未然防止や環境の現状把握に必要なモニタリングを効率的運用に配慮しながら実施していきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（ぜん息公害をなくすための基礎データを集収する提案）

道路公害をなくす住民運動の重要な目的のひとつは、子どもをはじめとするぜん息公害の根絶です。　児童生徒のぜん息被患率は、1980年頃以降、増え続けています。また、2酸化窒素濃度が高い都市部での患者が多いことが、明らかになっていましたが、この事実について、ようやく昨年5月、環境省による空プロジェクト調査の中間報告で認められました。

ところが、大阪府は、１０年前まで幼小中高生のぜん息有病者の喘息調査を行なっていましたが、突然やめ、その後、大阪府医師会が委託調査を行なっていましたが、橋下知事になって、医師会の調査も廃止されました。未来を担う、子供たちの健康状態の把握が行われないという由々しき事態です。ソラダスの取組みのなかで、各自治体ごとの実行委員会で、各教育委員会に、健康診断結果の公表と、全数調査の実施を求めることを呼び掛けます。（文責：長野　晃）

迷走する淀川左岸線（２期）事業

中津リバーサイドコーポ環境を守る会
事務局　廣瀬平四郎

類例のない構造形態

合併施行事業主体の大阪市が、平成２３年５月１０日開催の大阪府公害審査会調停委員会で、淀川左岸線(２期)事業は、延長約４ｋｍに渡り河川堤体の中に開削トンネル等が設置される全国でも例のない構造形態であると説明しました。

安全基準をクリアー

平成１６年３月に報告された「淀川左岸線(２期)の建設に関する検討委員会」が作成した「委員会総括」では、①浸透影響(降雨および河川水の浸透影響)②動的影響（地震、交通振動による影響）③静的影響(堤防盛土による地盤変状の影響等)について検討した結果、堤防の安全基準をクリアーしていると言明しています。

基本設計が２３年度末に延期

淀川左岸線(２期)事業の技術的課題は、安全基準をクリアーしているのであれば、河川管理者との協議もスムーズに進み合意に至るはずなのに、現時点まで基本設計が進まない主要な原因について大阪市は明らかにしていません。

新たな技術検討委員会を発足

これまでの「検討委員会」が、堤防の安全基準についてはクリアーしているとお墨付きをだしているにもかかわらず、なぜ新たな「技術検討委員会」立ち上げ、主要メンバーが同じ学識経験者の意見を聞けば合意に至るといえるのでしょうか。

スーパー堤防との整合性が疑問

道路構造物は、河川堤防との一体構造物として位置付けし、高規格堤防が完成するまでは、暫定スーパー堤防の一部となり兼用工作物として取り扱うという方針が確定しながら、平成２２年１１月３０日開催の大阪市と近畿地方整備局の打ち合わせでは、全区間最小土被り１メートルを０メートルへ変更し、現況の堤防高を計画堤防の高さまで低くすることが検討されています。これで、堤防の安全性とスーパーとの整合性が担保されるのでしょうか。

全ての教訓を生かして安全・安心の確保を

東日本大震災(平成23年3月11日発生)は、安全性を確保するには、従来想定外とされた事項も検討対象として対策を講じなければならないことを未曾有の被害とともに我々に教訓として示し、今後の安全基準の見直しの契機となりました。この教訓は、淀川左岸線(2期)事業について、安全基準の見直しについて、どのような影響を与えているかが問われています。

中央防災会議は、平成15年9月に東海･東南海･南海の3地震が同時に起きる場合、震度7の揺れ

と10mを超える津波による被害想定を発表しています。また同会議では、平成15年12月に東南海･南海連動地震が発生した場合の予測を公表しています。それによると、マグニチュード8以上の巨大地震が発生し、長周期を含む揺れが数分間継続し、その時の震度は大阪湾周辺で4から6程度を想定しています。また津波が発生し、津波高は1～3m程度で、大阪湾南部で地震から約1時間、北部では約2時間で津波が到達すると報告されています。現在作成中の基本設計について、高速道路下の地盤、道路躯体の強度、安全性等が、発表された想定を考慮･検討されて設計が進められているのかについて、会は大阪府公害審査会調停委員会で事業者大阪市に責任ある対策を求める活動を重視して取り組んでいます。

そして、淀川左岸線 2 期事業において，河川法令を無視して淀川の防災・治水を人為的に後退させるのか，それとも，上町断層地震にともなう防災対策や，海溝型の南海地震による津波被害や液状化被害対策を重視する、淀川下流河川管理の水準を向上させるのかが問われています。

参考資料

－地震による液状化と津波対策を－
大災害に耐える淀川堤防へ

国土問題研究会淀川左岸線調査団の 2001 年度調査報告書のうち近畿地方整備局と大阪市の河川協議が進展しない問題点について 12 月 10 日に国土研前川謙二さんが報告された要旨を掲載いたします。（文責　廣瀬）

技術検討委員会を設置した理由は

淀川左岸線（２期）事業は、長大なコンクリートボックスと鋼矢板の人工材料を土堤防に押し込「複
合型堤防」とする，国内はもとより諸外国にも前例のない計画です。定規断面に抵触する（河川法令違反）「前例のないこの計画」は，防災・治水の安全面から見過ごすことの出来ないものです。堤防の専門家は、河川堤防に提案するのであれば，２０年間程度その裏付けとなる実験と観察を、自然界のいろいろな条件下のもとで充分に行うことが大切ですと言われています。２０１１年５月に設置された技術検討委員会の設立趣意書や委員会規約には，今日までの防災・治水行政を踏まえた視点が明記されず、委員に国土技術政策総合研究所の河川研究室長を任し河川協議にお墨付きを与えて年度内に技術検討委員会を終える予定のようです。

河川管理の新たな安全神話への道か？

技術検討員会の目的は，「全長 4,300mの内 2,776mが堤防定規に抵触している実態」であるにも関わらず，河川管理者自身が「道路構造物は、河川堤防との一体構造物（兼用工作物）とし、堤防として要求される機能を満満足させることを改めて検討する」とありますが，堤防定規に抵触していても堤防の防災・治水の安全性を「検証」することが「必要」という「新たな安全過信」への道ではないでしょうか。淀川左岸線（2 期）事業計画の堤防の安全性は，

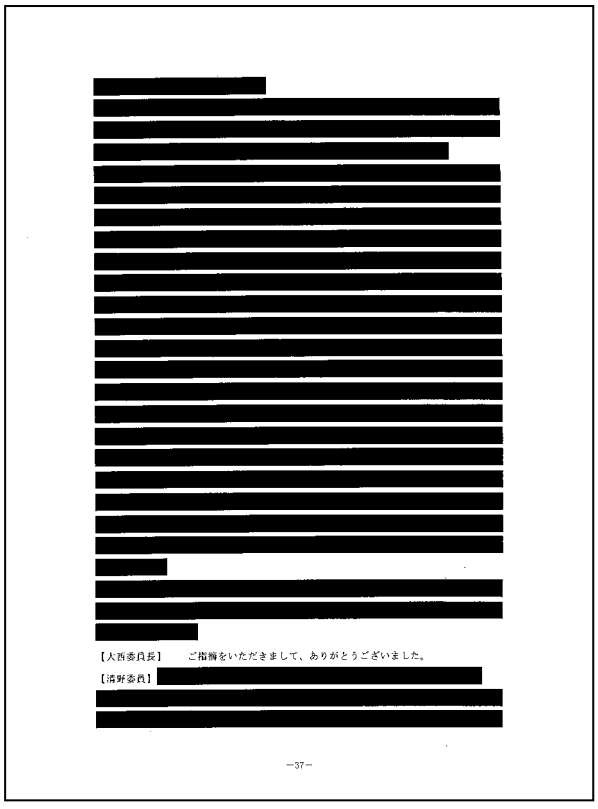
長年検討されてきましたが，兼用工作物が堤防定規に抵触しても「技術的に問題無しのお墨付き」を得たいというのが、今の河川上層部の目的のようです。淀川左岸線２期とその延伸部計画が，防災・治水に生きてきた先人達の英知と伝統を踏みにじる「事態」に踏み込む、利便性優先への技術的解答を検討する委員会であってはなりません。

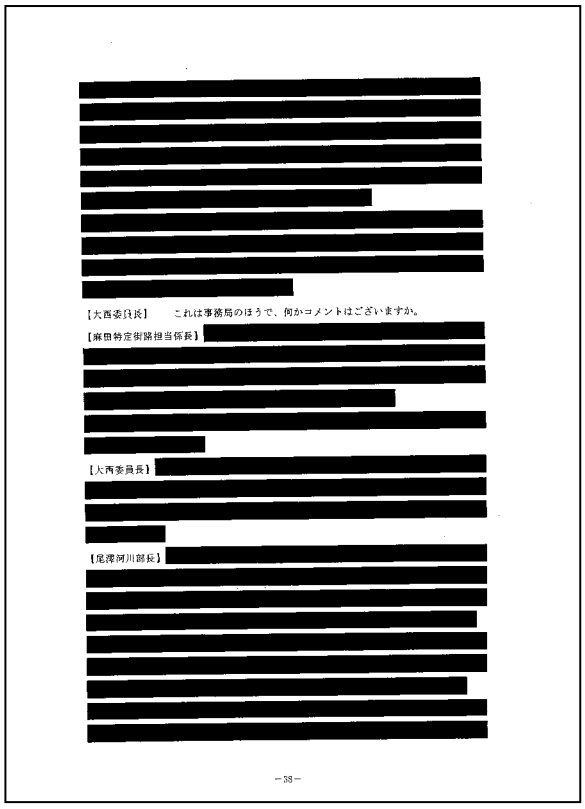
地震・津波対策を根底から見直し災害に強い街を

災害に強い街づくりのために，近畿地方整備局が責任をもって，上町断層地震にともなう堤防の被害予測と防災対策を計画し実行することが求められています。同時に，海溝型の南海地震による津波被害や液状化被害の淀川堤防への影響問題等と,「定規断面抵触堤防の安全性の検討」を区分して、委員会での技術検討は，3・11 大震災の教訓を大阪の街づくりや淀川堤防の耐震対策の総点検（再検討）などに特定すべきです。そして、淀川左岸線 2 期事業において，河川法令を無視して淀川の防災・治水を

人為的に後退させるのか，それとも，上町断層地震にともなう防災対策や，海溝型の南海地震による津波被害や液状化被害対策を重視する、淀川下流河川管理の水準を向上させるのかが問われています。

情報公開請求で出された「技術検討委員会」の議事録


【大西委員長】　ご指摘をいただきまして、ありがとうございました。
【清野委員】
－37－


【大西委員長】　これは事務局のほうで、何かコメントはございますか。
【麻田特定街隊担当係長】
【大西委員長】
【尾澤河川部長】
－38－

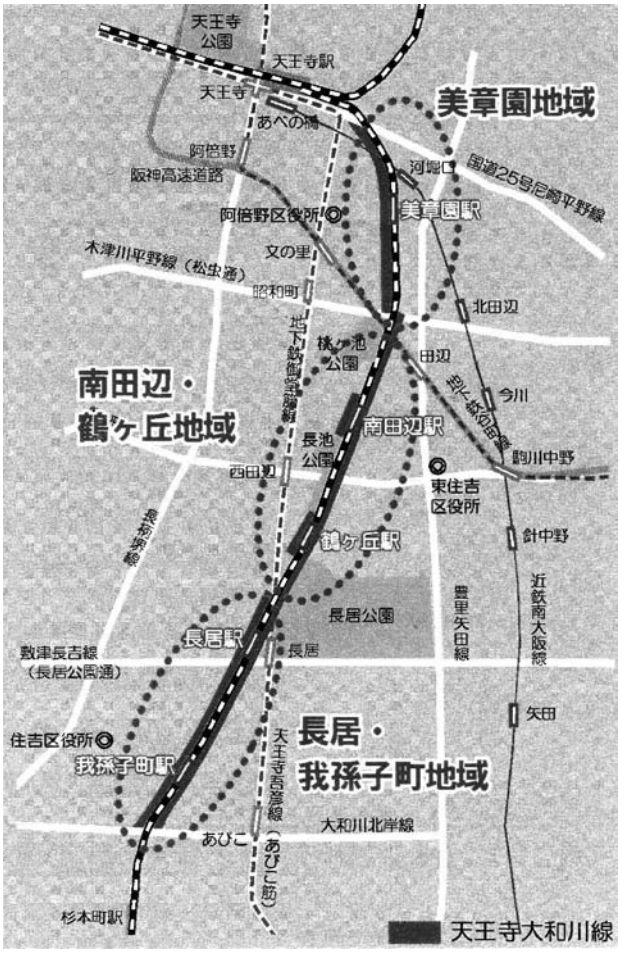
高速道路「大阪泉北線」廃止から住民参加での「風かおる“みち”」へ！

道路公害に反対し、東住吉区の環境を守り街づくりを考える連絡会　代表　松田安弘

私たちは、1994年12月から17年間「道路公害反対」「安全で安心できる阪和線高架化を」「美章園駅のバリアフリー化」「天王寺から大和川まで、風かおる“みち”に」と、運動を展開してきました。

阪神高速第２環状線構想の一環としての高速道路「大阪泉北線」計画が出された1971年以降、紆余曲折の後に1981年岸大阪府知事（当時）の下で阪和線の高架化と一体での都市計画決定となり用地買収がすすめられる一方、阪神高速道路公団による「環境予測調査書」も公表され、まさに工事着工直前という状況に直面し運動を始めました。

この計画内容は、ＪＲ阪和線高架化の上に6車線幅26ｍ、高さ20～25ｍ、一日走行車両予測13万8000台という巨大な三重構造の

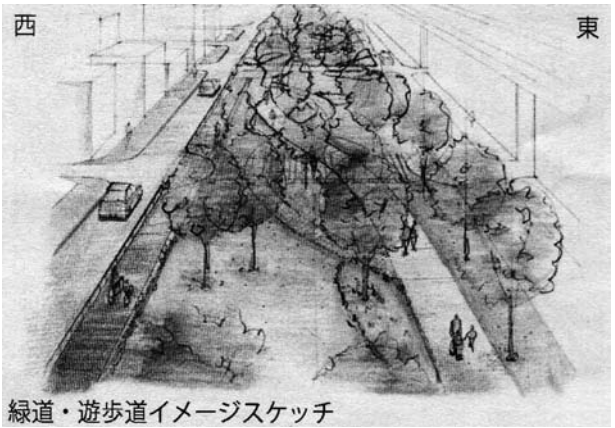




もので、天王寺から杉本町までの高速道路計画でした。

私たちは「道路公害反対」の立場から阿倍野区・住吉区の方々と一緒に運動を始め、1995年1月の阪神淡路大震災以降、私たちや地域からの計画の見直しを求める請願が相次ぎ、国土地理院発行の活断層図で長居断層の存在明示もあり安全なまちづくりを求める国民世論に押されて、ついに2004年2月に都市計画決定後で全国初となる高速道路計画廃止となりました。

一方阪和線高架工事は、沿線12の踏切で繰り返されてきた「交通渋滞」「踏切り事故（多数の死亡事故）」を根絶するため、「安全で安心できる阪和線高架化」の早期実現を



緑道・遊歩道イメージスケッチ

求めて運動をすすめてきました。1998年3月大阪市議会で「阪和線先行工事関連予算」が採択され、2000年3月より工事着工し、2004年10月に上り線、2005年5月に下り線の高架化が実現しました。

この間私たちは「泉北線・阪和線問題阿倍野・東住吉・住吉3行政区連絡会を結成し、各種学習会開催、沿線ビラ配布、沿線ウオッチング、アンケート活動、大気汚染調査、ＪＲ西日本や大阪市との『説明懇談会』を12回開催するなど、運動を展開してきました。

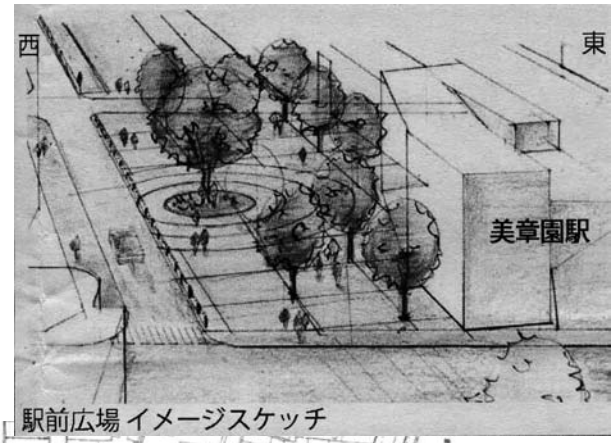
その結果、新駅舎に「エレベーター、エスカレーター（上下線）の設置」「ホームの屋根延長」などが実現し、完成後も騒音対策の交渉の結果「全線消音バラスト散布」「吸音板設置と延長」「各駅舎のホーム壁の隙間を塞ぐ」などを実施させることができました。

この阪和線高架工事によって新駅舎はバリアフリー化されますが、しかし元から高架駅であった「美章園駅」だけ取り残されます。1931年に開通という古い駅舎で、券売機まで3段、ホームまで48段の階段になっています。このような状況から1999年9月、周辺地域で私たちも一緒に運動を始め、アンケート活動の結果をもとにして、2000年5月に200名を超える賛同者で「美章園駅にエレベーター・エスカレーターの設置を求める会」を結成。毎月の駅頭署名と宣伝、学習と調査、ＪＲ西日本・大阪市・阿倍野区役所への要望行

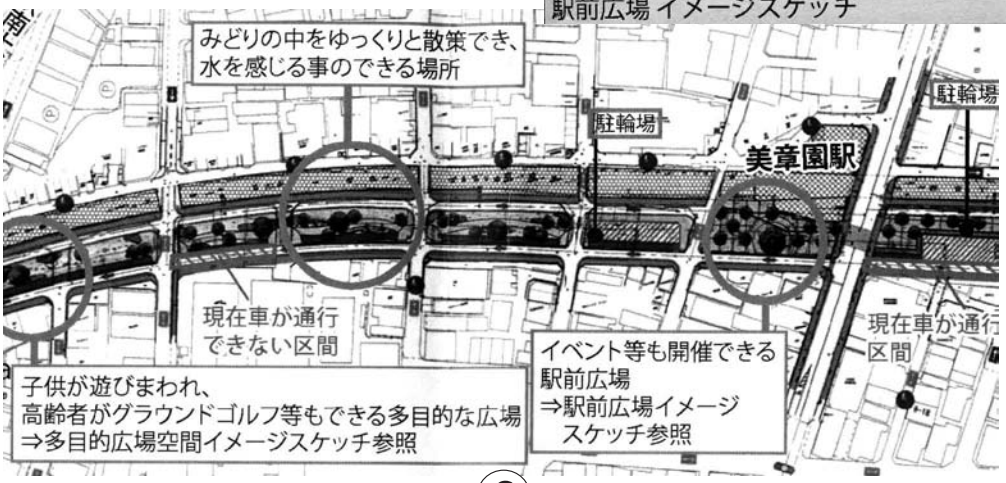


動、市議会への陳情・請願・駅周辺への全戸ビラ配布など9年越しの粘り強い運動の結果、2008年3月に美章園駅のバリアフリー化が実現しました。駅前のスロープ化、上下線のエレベーター、多機能トイレ、男女トイレ改良、階段二重手摺、ホーム音声案内の実施が、その成果となりました。

そして「高速道路大阪泉北線計画」跡地が、新たに「風かおる“みち”」（2007年12月大阪市パンフ）という豊かなみどりを中心と



駅前広場 イメージスケッチ





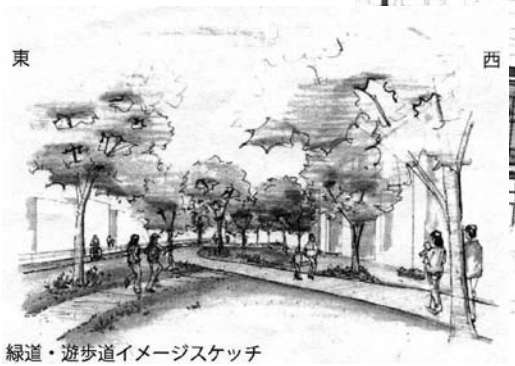
した「天王寺大和川線計画（5.5㎞）」として整備されることになりました。この計画の実施は住民参加で具体化を図るとして、3つの地域に区分した「みち・みどり会議」が発足し、09年1月から3年、町会・障害者団体・商店街などの代表と地域で活動している団体が討論を重ねてきました。私たちも３行政区連絡会と日常的に相談しながら、３つの地域で積極的に「民主的運営」「みどり豊かに・自然を大切に」実現を目指して活動をすすめてきました。その中で「通過車両は極力防ぐ」「みどり豊かな遊歩道を」「自然を大切に」と議論がすすめられ、大阪市立大学での２回の市民公開授業の開催、沿線住民を対象にアンケート活動も実施され、イメージ図までで き上がりました。パブリックコメントも昨年12月に実施され、3月末にむけて検討委員会・大阪市案がまとめられる状況になっています。



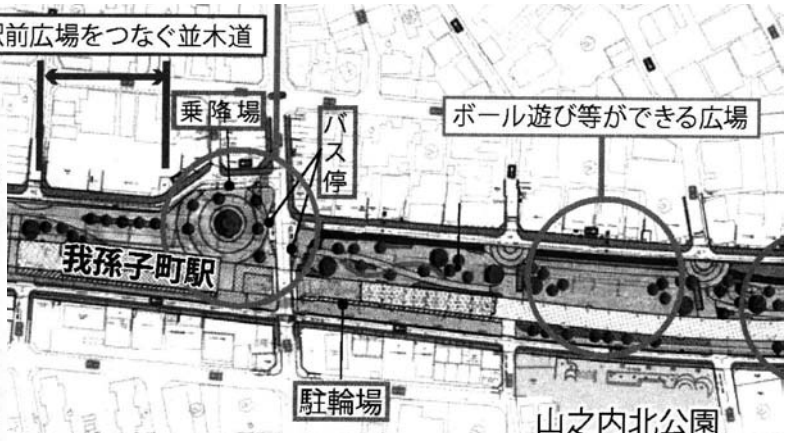
鶴ヶ丘駅前広場 イメージスケッチ

現在は、この３年間の論議到達内容（イメージ図）を広く知らせるための取り組み（イベント企画・企業や学校訪問など）の検討も始まっています。引き続き、子どもや孫の世代まで良かったと言われるものにするため、地球温暖化・ヒートアイランド対策・防災・福祉の視点から、「みどり豊かなやすらぎと憩いのひろば・公園とそれを結ぶ散策のみち」実現をめざして運動を展開していきます。

（2012. 2. 26. 公害環境デー・文責中森）



緑道・遊歩道イメージスケッチ



破局的な気候変化(1)の被害回避に力を尽くそう

(骨子)

大阪から公害をなくす会
温暖化委員会　岩本智之

１．世界の地上気温上昇は続いている

気象庁速報(2011.12)によると

➢2011年、世界の平均気温偏差は＋0.08℃で1981年以降では12番目に高い値。長期的には100年あたり0.68℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっている。長期的には100年あたり0.68℃の割合で上昇しており、特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっている。

➢日本の平均気温偏差は＋0.24℃で、1898年以降で13番目に高い値。長期的には100年あたり1.16℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出。

➢「地球温暖化は止まった」とする一部学者の主張の誤りは明らかである。

２．世界で気象災害が頻発している

2011 年に発生した主なものを見ても、世界的には

➢6月から9月にかけてインドシナ半島の大雨はチャオプラヤ、メコン河に大洪水をもたらし、世界経済にも大きな影響。また1月にはオーストラリア東部でも記録的な豪雨。

➢日本では、9 月の台風 12 号などで紀伊半島に大きな被害が発生した。

➢2010 年夏にはヨーロッパ、ロシア、アジア、北アメリカは記録的な猛暑に襲われた。

➢日本の大都市ではヒートアイランドとあいまって、猛暑が続き熱中症の被害が増加している。また都市型の「ゲリラ豪雨」も顕著になっている。

➢これらの大きな要因は、大気中の温室効果ガス濃度の増大により、地球の大気･海洋系の熱的バランスに変化をきたし、いっそう不安定が増しているからと考えられる。

３．温室効果ガス排出削減は急務

➢世界気象機関 (WMO)の温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)を運営している気象庁によると、2010年12月までの世界の濃度の観測結果では、二酸化炭素の濃度が前年か ら2.3ppm増の389ppmを記録。工業化が進む前（1750年以前）と比べて約4割増の水準だ。メタンも5ppb増の1808ppbとなった。

➢同量の二酸化炭素の298倍の温室効果を持つ一酸化二窒素は、前年から0.8ppb増の323.2ppbになっている。

➢最新に研究によれば、21世紀中に世界の平均地上気温が工業化以前より2℃以上上昇するなら、地球規模で破局的な影響がもたらされる、とされている。しかし、現在のトレンドで温室効果ガス濃度が増えるなら、間違いなくこの限度を超過することが予想される。

➢それにも拘わらず、国際社会の対応には深い憂慮を示さずにはおかれない。2011年に開かれたCOP17では、京都議定書が定めた2012年までを第一約束期間以降の枠組みに合意が得られず、各国の具体的な削減目標の策定は2013年に先送りされた。

➢この中で、日本政府は、京都議定書の第2約束期間を拒否する硬直した主張を繰り返すのみで、国際社会から大きな非難を浴びている。日本政府は、京都議定書の第2約束期間を受け入れ、国際的な公約である「2020年25%目標」を確実に達成する国内対策を進めるべきである。

４．自然エネルギー活用、大きな府民的運動で地球環境を守ろう

➢地球環境を守る上で、温室効果ガス削減を達成するためには大きな運動の盛り上がりが不可欠。
➢“原子力開発で温室効果ガス排出削減”という主張はまったく根拠のない空論であることは明らかになった。
➢原発依存から、太陽光、風力など自然エネルギー活用へ、社会のエネルギー需給のあり方を根本的に変革しなければならない。国民世論によって国、経済界の政策転換をはかる必要がある。
➢いわゆる「省エネ」「省資源」の実行に自治体のあり方にも目を向けよう。

(注１)「気候変化」と「地球温暖化」は同義語ではない。これらを混同するところから、運動面にも理論的混乱が見られる。「温暖化防止京都会議」や「温暖化ガス」なるものは存在しない。不正確な術語は避けるべきである。

公害・環境デー資料
「気候変化問題」

2010 年夏、北半球では記録的な猛暑となり、大阪でも日最高気温が 35 度を超える「猛暑日」が 31 回、日最低気温が 25℃を下回らない「熱帯夜」が 55 回を記録しました。そのため多くの人が救急搬送され、亡くなった人が続出しました。2011 年はやや緩和し、今冬は厳しい寒さが続いていますが、それでも 2011 年の世界の平均気温は基準値(1981～2010 年の平均値)に比べて+0.07℃で、1891 年以降では 12 番目に高い値でした。

このような高温度の背景には、ラニーニャや偏西風の蛇行など自然的要因や、大阪など大都市のヒートアイランドの影響もありますが、やはり二酸化炭素など大気中の温室効果ガス濃度の増加が大きく関与しています。一部の学者が“地球温暖化は終わった”と声高に言っていることには一切科学的根拠はありません。

問題は高温度に留まりません。地球の気候系が変化を来し、台風、大雨、干ばつ、熱波と寒波など「異常気象」が頻発していることです。このまま進行して今世紀後半までに、世界の平均気温が工業化以前より 2.0℃上昇すると破局的な事態が予想されると、科学者が警告しています。

世界気象機関（WMO）によると、2011 年世界の大気中二酸化炭素濃度は前年より 2.3ppm 増の 389ppm に達し、工業化以前に比べて約 4 割も大きくなっています。メタンや一参加二窒素など他の温室効果ガス濃度も同様です。

しかしながら、国際社会の対応には深い憂慮を示さずにはいられません。2011 年に開かれた COP17 では、京都議定書が定めた 2012 年までの第一約束期間以降の枠組みに合意が得られず、各国の具体的な削減目標の策定は 2013 年に先送りされました。この中で、日本政府は、京都議定書の第二約束期間を拒否する硬直した主張を繰り返すのみで、国際社会から大きな非難を浴びました。それどころか現政権は国際的な公約である「2020 年 25％目標」を放棄する姿勢をあらわにしています。

今や事態は待ったなしです。私たちは地球環境を守る大きな運動の盛り上がりで、とくに政府、産業界に対して、温室効果ガス削減の達成を強く求めていく必要があります。いわゆる「省エネ」「省資源」の実行に自治体のあり方にも目を向けましょう。

一方、“原子力開発で温室効果ガス排出削減”という主張はまったく根拠のない空論であることは明らかになりました。原発依存から、太陽光、風力など自然エネルギー活用へ、社会のエネルギー需給のあり方を根本的に変革しなければなりません。

里山の自然環境を保全し生物多様性を守る取り組み

信太山に里山自然公園を求める運動

信太の森ＦＡＮクラブ代表　花田茂義

１，　里山自然公園を求める運動とは

和泉市の北部から堺市の北西部に位置する信太山丘陵は、海抜４０ｍ～８０ｍのなだらかな丘陵（台地）が約３００ｈａにわたって広がっている。その大部分を戦前は陸軍、戦後は自衛隊が演習場として管理してきた。そのことが、開発の歯止めともなり、演習場内外の耕作地の存在ともあいまって大阪府下を代表する生物多様性に富む貴重な自然環境を残してきた（大阪府における絶滅危惧植物のホットスポット）。特に、点在する小さな湿地と草原(写真１)がこの丘陵地を特色づけている。



写真１　予定地内の草原

２００４年、和泉市は演習場内に点在した民有地を買い取り、防衛省と交換する手法で演習場内の１６ｈａの用地を取得した。その土地の利用計画は「北部公共施設事業」として大型スポーツレクリエーション施設（野球場・多目的グランド・テニスコート・駐車場など）が例示的に示されていた。しかし、和泉市の財政事情により２００５年度から５年間この事業計画は凍結されてきた。

２０１０年、和泉市は「和泉再生プラン」を策定し、「北部公共施設事業」は整備費を抑制（当初計画の半減）して２０１３年度より５ケ年計画で着手すると位置づけ、２０１１年度と２０１２年度をあり方の検討期間と定めた。

当該市有地（１６ｈａ）は、信太山丘陵を代表する湿地や草原を含み、この部分だけで約３０種の絶滅危惧種の生物が生息している。もし、大型開発計画が実行されるならこれら貴重な里山的自然環境は壊滅的に破壊されることは明らかであり、私たちは、計画の変更と自然環境の保全と活用を求めて（仮称)）「信太山里山自然公園」の実現をめざして運動を展開している。

２，　２０１１年の取り組み

①　「信太山に里山自然公園を求める連絡会」の結成　　2010 / 12 / 5

２０１０年１２月、信太の森ＦＡＮクラブなどが呼びかけて連絡会が結成された。和泉市内外の自然・文化保護団体、企業、サークル、労働組合をはじめ大阪自然環境保全協会や日本野鳥の会大阪支部などの参加もあり府下的な広がりも見せている。現在１５団体が参加している。
今年度の取り組みは連絡会を中心として展開し、以下に述べるような画期的な成果を残した。

②　「要望署名」「請願署名」運動　　2011/ 4 月～8 月



写真２　里山公園をよびかけるリーフレット



信太山開発反対1万人

連絡会、和泉市に署名提出へ

和泉市がスポーツ施設の整備を検討してきた信太山の市有地（約16ha）について、関西の15の自然保護団体でつくる「信太山に里山自然公園を求める連絡会」は22日、生態系の保全や整備計画の変更などを求める約1万人分の署名が集まったと発表した。24日に辻宏康市長に提出して要望する。

同会によると、現地の湿地や草原には、サギソウ（ラン科）など多くのレッドデータブックで絶滅危惧種などに指定されている希少な動植物が約30種確認されており、同会は自然公園としての活用を主張してきた。

市は2003年、現地に総額約25億円で野球場や広場などを整備する計画を発表。財政難のために05年度から凍結していたが、昨年、11～12年度に事業のあり方を再検討した上で、13年度から予算を半減させて事業を再開すると決めた。

この日、堺市役所で記者会見した同会の花田茂輝事務局長は「大阪府下を代表する貴重な自然資源を守るには、今回が最後のチャンス。予想を大幅に上回る数の署名が集まり、活動のバネにしたい」と話している。

同会は9月3日午後1時半から和泉市立コミュニティセンターで、信太山の自然保護を考える集いを開く。問い合わせは、花田事務局長（0725・44・8404）。

読売新聞　8／23　朝刊

朝日・毎日
産経も報道

議会への「請願署名」と市長への「要望署名」で、それぞれ次の事柄を要望した。

議会への請願　：「生物多様性基本法」の精神、「和泉市環境基本条例」等にのっとり、信太山丘陵の市有地（１６ｈａ）の野生生物の生態系を保全し、里山的自然環境の保全を図ること」

市長への要望　：１，（市議会への請願と同じ）
２，該地域を「里山自然公園」として活用を図ること。
３，当該地域に計画されようとしているスポーツ施設は他の場所で実現に努めること。

８月２４日に和泉市議会、和泉市長へそれぞれの署名を提出した。

和泉市議会への請願署名　１０，３６８筆
和泉市長への要望署名　　１０，７６３筆

署名数は当初の予定数を大きく上回り、どちらも１万筆を超えた。連絡会参加団体や連絡会会員や協力者の奮闘があった。「公害環境デー」の参加団体からの署名にも勇気をいただいた。署名に協力いただいたすべてのみなさんに改めて深く感謝を申しあげます。

連絡会としても初めて街頭に出て、１３回に及ぶ駅頭や商店街で署名を呼びかけた。その際の宣伝リーフレット（写真２参照）２万部は大阪自然環境保全協会の支援で作成した。

提出した「要望署名」を前に辻宏康和泉市長は、「１万人の署名は重く受け止める」「私も署名活動をしたが１万人はすごい」「８年間、見直しはしてこなかったので今どうしますとは云えないが自然を残しながらどう活用していくか考えていきたい。」と述べた。

③　和泉市議会　自然環境の保全を求める請願を採択　　2011/ 9/ 30

和泉市議会へは、請願人を立て（連絡会会長）署名簿を添付し、３名の紹介議員を経て提出した。９月市議会「都市環境委員会」で付託審議されることになった。

９月１５日：和泉市議会　都市環境委員会が開かれ、市議会始まって初の請願人の意見陳述が行われた。（条例改正で請願人にも意見陳述を認めることになり第１号）
委員会採決の結果、７名の委員の内賛成３名となり少数不採択となった。

９月３０日：和泉市議会　本会議　都市環境委員会報告を受け、賛否討論の上採決。
２２名議員中　賛成１２名　（反対１０名）・・・**賛成多数により採択**
賛成政党・会派：レインボいずみ（３名）　日本共産党（３名）
公明党（５名）　五月会（１名）

僅差ではあったが和泉市議会は、「信太山の自然環境の保全を図ること」を議会の意志として示した。国際的にも自然環境が課題となっているとき、和泉市議会はからくも見識と良識を示したといえる。開発賛成派からの厳しい切り崩しにも勇気を持って賛成していただいた議員もあった。賛成していただいた議員諸氏に深い敬意を表します。

市議会の請願採択は、和泉市にとっても、私たちにとっても画期的な出来事であったといえる。大きな一歩であることは間違いないとしても（仮称）「信太山里山自然公園」の実現までには予断を許さない状況は続いている。

④　連絡会主催　「信太山丘陵を守る市民の集い　２０１１」　2011/ 12/ 4

９月３日に準備した集会は、台風接近・暴風警報発令のため中止を余儀なくされ、それに代わるものとして、１２月４日「信太山丘陵を守る市民の集い　２０１１」を開催した。

と　き：２０１１年１２月４日（日）　pm1:15～pm4:00
ところ：和泉市立和泉図書館集会室
基調講演：「信太山の保全について」森本幸裕　京都大学大学院教授　緑地学

「市民の集い」は２０１０年に続いて２回目、集会では、森本幸裕京都大学院教授が、信太山の湿地を調査研究した成果にふれながら各地の里山の状況や保全の課題などを講演。今後の課題についていくつかのヒントをいただいた。署名運動や請願採択の経過報告、信太山を歌ったフォークソングの発表があり、熱い意見が交換された。参加者８０名。

⑤　環境省「モニタリングサイト１０００」に参加　2011/7 月　12 月

環境省が全国１０００ケ所のモニタリングサイトを選び、１００年間の長期にわたって環境を調査する事業に日本野鳥の会の依頼で参加。信太山丘陵の市有地を含み５ケ所を定め「草原の野鳥」のサイトとして受諾。夏期（７月）と厳冬期（１２～２月）に調査を行った。

３，　これからの課題・方針

和泉市が事業計画を検討するとしてきた最終の２０１２年度を迎える。要望署名、議会請願採択などを受けて市がどのように計画を変更するか注視せねばならない。まさに正念場とも云える重要な年を迎える。一層、智恵を結集しながら後世に悔いのない取り組みを進めたい。
また、ＦＡＮクラブは連絡会に結集して行動しながら、里山自然公園にむけて主体的な力量をたかめる課題もある。さしあたってＮＰＯ組織の立ち上げを準備していきたい。
毎月、第４日曜日の午前中は現地の調査・観察会を予定。(問い合わせ 0725-44-8404 花田まで)
引き続きご支援を訴えます。

「ソラダス 2012」住民による NO_2 大気汚染監視運動の大切さ

公害環境測定研究会

1. はじめに

「ソラダス」とは、住民自身の手で大阪の NO_2（二酸化窒素）大気汚染を測ろうという住民運動です。私たちの手で、大阪全域にわたり、日時を決めていっせいに測るのです。これまで 5～6 年ごとに実施してきており、「ソラダス 2012」は本年 5 月 17、18 日を予定し、準備を進めています。測定のための「天谷式カプセル」もみんなで手作りします。そのカプセルをみんなで手分けして、大阪府下で約 9000 個を取り付けます。どなたでも参加できます。このような住民による NO_2 汚染大気監視の運動はいろんな意味で非常に重要です。今回の運動は、大阪の NO_2 汚染を全体として鳥瞰し面的に比較することができます。石油や天然ガスなど燃料の燃焼によって排出される汚染物質は多種類ありますが、それらの代表特性値として NO_2 を測定するのです。これまでの主な結果を図１に示しました。過去４０年間のその一部の結果ですが、それでも、近年も大気汚染は大阪の都市部だけではなく、周辺にまで拡大しており、「大気汚染問題は解決した」という状況ではありません。

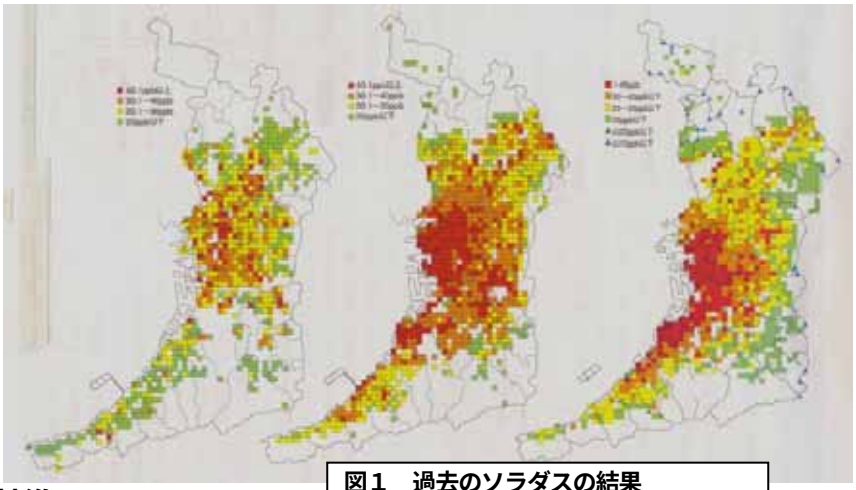


図１　過去のソラダスの結果
左から 1978 年、2000 年、2006 年

２. 人の健康を守るというより、行政の都合で運用されている NO_2 環境基準

環境基準は、汚染の評価、汚染対策や排出規制、被害補償など、環境行政全般にわたる重要な指標です（表１）。ですから何よりも人の健康を守るために運用されるべきです。現行の NO_2 環境基準は 1978 年に日平均濃度 40～60ppb という幅で設定されました。しかし国行政はその最悪値 60ppb を環境基準として運用しています。環境基本法では国行政に環境基準の達成を義務付けていますが、基準設定以来、30 年以上経った今になってもまだ達成されたとはいえません。環境基本法は国や行政に常に適切な科学的判断を加えて基準を見直すよう義務付けています。この間環境省自身が実施した 1986～90 年、1992～95 年、最近の 2005～09 年などの健康影響調査において、現行環境基準以下でも健康影響が明らかになっているのに基準は 30 年以上改定されないままになっています。これらをみると NO_2 環境基準は、人の健康よりも行政の都合で運用されているといわざるを得ない現状にあります。

	日本の環境基準	WHOの指針値（2005年改訂値）
SO2	日平均値；40ppb以下(1973. 5.16告示) 1時間値；100ppb以下	日平均値；7ppb（20μg/m3） 10分平均値；175ppb（500μg/m3）
NO2	日平均値；40～60ppbまでのゾーン内又はそれ以下(1978. 7.11告示)	年平均値；20.4ppb（40μg/m3） 1時間平均値；102ppb（200μg/m3）
PM	SPM；日平均値；100μg/m³以下、1時間値が200μ/m³以下(1973. 5.8告示)	PM10；年平均値20μg/m3、日平均値50μg/m3
	PM2.5；年平均値15μg/m3以下、日平均値35μg/m3以下(2009.9.9告示)	PM2.5；年平均値10μg/m3、日平均値25μg/m3
Ox	1時間値；60ppb以下(1973.5.8告示)	O_3；8時間平均値47ppb（100 μg/m3）

■総じてWHO指針値に比べ、日本環境基準は緩い
■ SO2 ；WHOは2005年に指針値を大幅に強化した
■NO2；WHO指針値は日本基準の下限に相当する
■オキシダントは定義異なるので直接比較できない

表１　日本の環境基準と WHO 指針値

3. 信頼性低下が心配される国行政の大気環境監視

信頼できる、正確で的確な大気環境監視（汚染濃度の測定）は、すべての施策の出発点となる最も基本的な環境行政の業務です。しかし、最近 NO_2 などの濃度測定法が変更されましたが、新測定法（乾式法）は従来測定法（湿式法）よりも測定値が低く出る傾向がみられるのに、データが補正されないままの測定点がみられること（表２）、環境部局の規模縮小や他部局との統合、測定機器管理の民間業者任せが進んでいること、あるいは測定点の変更で測定データの継続性が低下したり、住民が設置を要請しても応えられていなかったりなど、行政による監視は信頼度が低下しているようで心配です

表２　大阪市内各測定局NO_2年平均値の推移

NO2年平均値 ppb　大阪市内一般局															
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
国設大阪	34	33	34	34	33	32	31	30	31	28	29	28	27	29	25
旧済美小学校	34	33	33	35	35	34	33	35	34	31	30	26	25	25	22
此花区役所	37	36	37	38	37	36	35	35	34	32	30	28	27	29	26
平尾小学校	37	35	34	37	34	34	31	34	31	30	30	26	27	28	25
淀中学校	33	32	35	34	34	33	26	28	25	26	26	26	24	25	23
淀川区役所	34	33	35	34	35	33	32	33	33	30	29	29	27	26	24
勝山中学校	31	31	33	32	33	32	31	30	30	28	28	27	26	26	23
大宮中学校	32	32	33	33	33	32	31	31	30	28	26	25	25	26	23
聖賢小学校	33	33	34	35	33	33	31	32	30	29	28	27	24	25	23
清江小学校	37	35	38	37	35	35	33	34	33	28	29	27	28	28	23
摂陽中学校	35	32	34	37	35	33	32	34	31	28	27	26	25	26	23
今宮中学校	37	35	40	40	38	37	35	37	35	30	31	29	29	29	27
堀江小学校	37	36	37	40	36	34	34	36	35	32	32	29	29	27	25
南港中央公園							34	36	33	31	31	30	29	30	28
NO2年平均値 ppb　大阪市内自排局															
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
梅田新道	45	46	44	45	46	44	43	45	43	42	43	40	35	34	32
出来島小	42	43	47	48	46	44	46	48	47	45	38	38	36	36	32
北粉浜小	44	42	45	45	46	45	44	41	40	38	37	34	31	32	33
杭全町交差点	46	48	46	48	46	49	41	42	41	39	39	36	36	37	34
新森小路小	44	45	50	49	46	45	43	44	43	41	40	41	40	39	36
海老江西小	46	44	44	45	41	42	45	45	37	34	32	30	29	30	28
今里交差点	49	48	51	52	52	50	50	50	46	44	44	42	42	40	37
茨田中	41	43	45	46	44	43	43	45	44	38	36	35	34	34	32
住之江交差点	45	42	46	49	46	43	38	40	39	37	37	37	36	36	34
上新庄交差点	38	40	44	46	44	43	42	37	36	35	35	33	32	32	30
我孫子中	44	42	48	50	47	36	34	36	35	33	31	30	29	30	25

バックグランドが黄色になっているところは、乾式法に切り替えた局で、明らかに低下傾向です。淀中学校では、それまで３０代であったものが、いきなり２０代の中程になっております。自動車排出ガス規制が効果を現れつつあることは認めますが、切替タイミングとこれだけあっていると、それだけではないと考えられます。

測定法変更（乾式法の導入）に伴う測定値の低下（大阪市内）まとめ

- 年平均値：全局平均してＮＯはおよそ２４％、NO_Xはおよそ１８％、NO_2はおよそ１０%低下していると見られます。
- NO_2 日平均値の９８％値：全局平均しておよそ１３％低下しており、環境基準４０－６０ppb と比べて看過できない大きさです。

4. なかなか進まない自動車排ガス汚染対策

窒素酸化物、粒子状物質、光化学オキシダント、揮発性有機化合物などの大気汚染の主な排出源は自動車、中でもディーゼル自動車です。1992 年、10 年後に環境基準を達成するとして実施された自動車 NOx 総量規制法は効き目なくて失敗、引き続いて 2010 年度達成目標として導入された自動車 NOx・PM 法でも達成されず、いまだ沿道を中心に深刻な自動車排ガス汚染が続いています。最近発表された環境省の調査でも、自動車排ガス汚染による健康影響が明らかになっています。電気自動車の普及も乗用車中心であり、肝心のディーゼル車では見通しは不明です。

5. 微小粒子（ＰM2.5）の健康影響と汚染状況

最近の国による微小粒子（PM2.5）の健康への影響を調査研究した結果からも明らかに問題があるといえます（図２）。これからPM2.5が体の組織の非常に多くの部位に作用し健康を害することがわかります。

なお、２００６年のソラダス運動では、PM２．５の簡易測定（それでもやや高価な測定です）も自主研究として取り組みました（図３）。よこ軸は、カプセルでの二酸化窒素ガス濃度で、縦軸がPM２．５の濃度です。

＜呼吸器系への影響＞
◇ヒトの気道や肺に炎症反応を誘導
◇抗原反応亢進するアジュバント効果、ぜん息、アレルギー性鼻炎悪化の動物実験
◇呼吸器系感染の感受性亢進の動物実験
＜循環器系（心血管系）への影響＞
◇期外収縮（不整脈の一種）や徐脈など心臓機能変化を起こす
◇血管病変の悪化を促進し、心臓の圧負荷を増大
◇自律神経機能に影響を及ぼす
◇血液凝固系活性化し血栓形成誘導。血中フィブリノゲン増加、血栓症の臨床報告など。血液性状変化は冠動脈閉塞、肺塞栓症、末梢血管抵抗増加など心臓圧負荷増大。
◇超微小粒子は血液中に浸出し血管系や中枢神経系に侵入
◇肺高血圧症、心筋梗塞などの症状を悪化させる
◇他の汚染物質との複合汚染効果
＜免疫系その他への影響＞
◇肺マクロファージ殺菌能生低下、インターフェロン産生抑制などで感染抵抗性が低下
◇アレルギー性疾患を悪化
＜変異原性・遺伝子障害性及び発がん影響＞
◇変異原性・遺伝子障害性認める微生物・細胞実験や動物実験
◇DEPのヒト発がん性を認める疫学調査。発がんメカニズムを解明する調査研究
◇都市大気微小粒子にはDEPや燃焼由来粒子が含まれていることから、発がん性有する

図２　**微小粒子の健康影響調査研究資料レビュー（H20年４月中央環境審議会大気環境部会資料より）**

このようにきれいなプラスの直線関係が得られています。従って、NO_2を把握すれば、微粒子の濃度も大体予測できます。

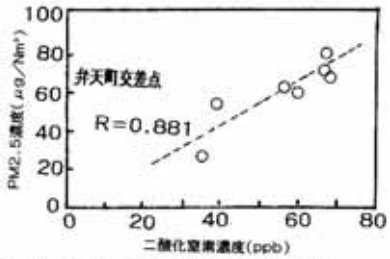


図３　簡易測定でのPM2.5とNO_2との対比

６．増え続けているぜん息、呼吸器系健康障害

文科省が集計している学校保健統計によれば、小・中学校学童、高校生などのぜん息被患率が年々増大しています。中でも大阪の被患率は全国平均の数倍もあります。成人でも呼吸器系の健康障害で苦しんでいる人はたくさんおられます。（図４）

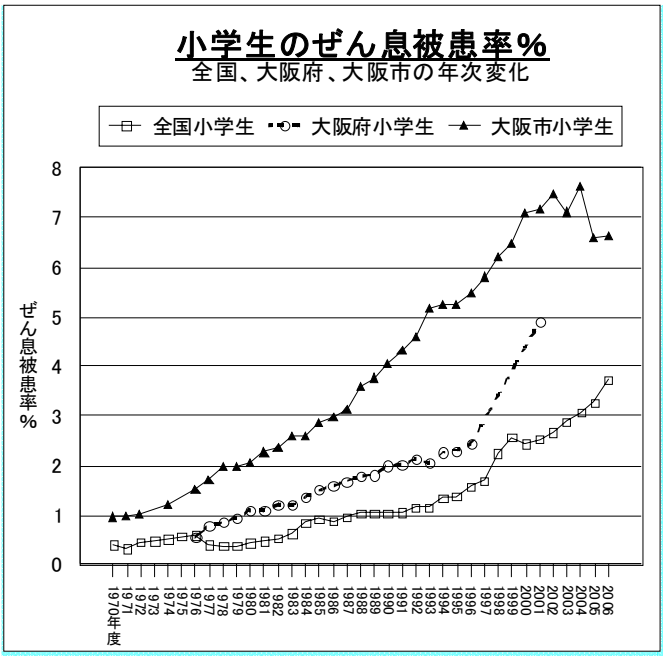


図４　大気汚染と子どものぜん息被患率の相関（2010年測定研究会年報　長野　晃，喜多善史）より引用

７．住民や被害者自身が環境監視を行っていく運動が大切

大気汚染はいまだ健康障害を増大させる状況にありますが、そんな中で環境行政は、環境基準を機能不全に陥らせ、最も基本となる環境測定の信頼性も低下させるような、怠慢と言わざるを得ないあり様になっています。

私たち大阪に暮らす住民からみれば、大気環境は決して安心できる状態にはなっていません。自動車排ガスなど大気汚染によって被害に苦しめられるのは私たち住民です。私たち自身の手で

NO_2濃度を測り、汚染の実態をつかみ、行政や産業界に訴えていくことが大切です。

「ソラダス2012」NO_2測定運動に、皆さん参加しませんか。天谷式カプセルは、大阪でも全国でも長年活用されてきた、私たち住民でも扱いやすく、精度も悪くないNO_2簡易測定法です。NOxやPMなどいろいろな大気汚染の主な原因は自動車排ガスです。NO_2を測れば、現在の大気汚染の実情がわかります。**「ソラダス2012」運動は、趣旨に賛同される方なら個人でも団体でもどなたでも参加できます。測り方は簡単です。NO_2濃度をみんなで一緒に測りませんか。**

「原発ゼロの会」発足の趣旨と要求

原発ゼロの会・大阪　事務局

昨年３月１１日の東日本大震災、それに伴って発生した福島第１原発の事故を受けて、私たちは「原発問題について大阪でどう取り組むか」の議論を重ねてきました。そして、その集約点が「原発ゼロの会」発足への「呼びかけ文」です。ここでは「原発ゼロの会」発足の趣旨となる「呼びかけ文」と国や大阪府・大阪市、関西電力に対する私たちの要求を掲載します。

（1）呼びかけ文（２０１１年9月7日）

原発をなくし、自然エネルギーを推進する
新しい府民運動にぜひご参加ください

東日本大震災による被害は、被災地はもちろん日本全国にも大きな影響を及ぼしています。中でも東電福島第一原発の災害は、事故収束への見通しも立たないだけでなく、原子力発電は、事故を絶対に防ぐことは技術的にも困難であり、ひとたび重大な事故を起こせば事態を制御できなくなるという、他の事故とは全く異なる危険な実態を明らかにしました。また、原子力発電によって日々生成される放射性廃棄物は、その処理方法も見つかっておらず、危険な高濃度放射性物質が溜まる一方であることも明らかとなりました。外部に放出された放射能による汚染は大気、海洋、土壌などあらゆるところに広がり、農業、畜産、漁業、産業などすべての分野に深刻な被害を及ぼしています。地域住民の内部被曝問題も深刻で、子を持つ親に大きな不安を与え、長期の健康追跡調査が求められる状況です。

いま国民の中からは、歴代の政権と電力業界が繰り広げてきた原発の「安全神話」に厳しい批判の目を向け、地震国・津波国である日本は原発とは共存できない、後世に大きなツケを残す原発は推進すべきでないと、原発の廃止を求める声が大きくなっています。また、ドイツ、スイス、イタリアなどで原発から撤退する方針が明確に打ち出されるなど、原発依存からの転換をめざす動きは福島原発事故をきっかけに世界的にも広がっています。

私たちは、福島第一原発災害がもたらした重大な被害を教訓に、今こそ原発依存の電力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギーを推進することが強く求められていると考え、次のような大きな府民運動を呼びかけることにしました。

私たちが求めるのは次の二点です。

①原発は地震国日本にとっては余りにも危険です。原発は廃止して、ゼロにしましょう。

②日本の電力・エネルギー政策を自然エネルギーの方向に大きく転換しましょう。

私たちは、この要求で一致する団体・個人のみなさんに、一緒に運動しませんか？　と呼びかけます。そして、原発問題について身近なところから語り合い、学び合い、交流しながら、この要求を実現するために、署名活動や集会、街頭での宣伝などに取り組み、大きな世論をつくっていきたいと思っています。当然、政府をはじめ大阪府や大阪市などの各自治体、関西電力にも、この二点をもって、積極的に働きかけます。

私たちは、こうした府民運動をすすめるために仮称「原発をなくし、自然エネルギーを推進する大阪連絡会」（略称：原発ゼロの会・大阪）を立ち上げたいと思っています。そして、原発をなくし、自然エネルギーの推進を願うたくさんのみなさんと手を携えてこの府民運動を大きく盛り上げていきたいと考えています。

ぜひ多くの府民のみなさんがこの運動に共にご参加していただくことを心から訴えます。

（2）原発ゼロの会・大阪の国と大阪府・大阪市、関西電力に対する要求

1）国に対して

①全ての原発を早期に廃止してゼロにすること。原発の新規建設は認めないこと。

②日本の電力・エネルギー政策を自然エネルギーの推進に大転換すること。

③国と東京電力は放射能汚染被害者に対し全面的な損害賠償を行うこと。除染など放射能汚染対策を徹底的に行うこと。

2）大阪府に対して

①大阪府は「原発ゼロ宣言」をし、原発の早期廃止・自然エネルギーの推進に全力をあげることを政策決定するとともに、国と関西電力に対しても強く要請すること。

②福井の原発群で過酷事故が起こった場合のシミュレーションを行い、対策を立て、府民に公表・周知すること。大阪府として関西電力と原子力安全協定を結ぶこと。

③大阪府として人・金・物など必要なものを集中投入し、自然エネルギー政策を各市町村、住民、業者、専門家と一緒になって積極的に推進すること。

3）大阪市に対して

①大阪市は「原発ゼロ」宣言をし、原発の早期廃止・自然エネルギーの推進に全力をあげる政策決定し実行するとともに、大阪府と国に対して強く要請していくこと。

②関西電力筆頭株主として、関西電力に対し原発の廃止と自然エネルギーの推進を強く要求すること。大阪市として関西電力と原子力安全協定を結ぶこと。

③市内の自然エネルギー資源を調査・検討し、大阪市に合った自然エネルギー政策を策定し積極的に推進すること。

4）関西電力に対して

①原発の建替えや増設、新規建設はいっさい行わず、30 年を経過した原発から廃炉にしていくこと。現在停止中の原発は再稼動しないこと。

②原発立地周辺の地震・津波・断層を再調査し、稼働中の原発の耐震安全性、過酷事故への対応策の強化をふくむ総点検を行い、全情報を公開すること。

③若狭湾の原発が事故を起こせば大阪にも重大な被害が生じることは明白。原子力安全協定を大阪府・大阪市とも結ぶこと。

④自然エネルギーへの転換がすすむよう電力会社として積極的な役割を果たすこと。

関西電力との話し合い懇談会・要請・交渉について

電力労働運動近畿センター
文責・坂東 通信

１．関西電力との話し合い懇談会のきっかけは

２００４年8月９日関電美浜原発３号機の二次系配管破断事故で１１名死傷者が発生した。それに関する説明会を『ライフライン市民フォーラム（ＬＬＣＦ)』として求めたこと。当時関電は頑なに説明を拒み続けたが、粘り強く要請と説得を重ねて２００５年2月７日に第１回の説明会の開催にこぎつけたこと。その説明責任を果たすように下段の関電ＣＳＲ憲章・行動規範を中心に据えた話し合い要請・説得したこと。

関西電力グループＣＳＲ行動規範の中から第５項から引用

5　透明性の高い開かれた事業活動

○社会のみなさまとのコミュニケーションを積極的に行います。
○事業活動に対して、お客さまや地域社会のみなさまが抱いておられる意見･要望などを幅広く収集し、それを社内で共有し業務改善につなげます。
○業務に関する記録は厳正に取り扱います。
○業務運営上の不具合が発生した場合は、迅速かつ的確に事実を報告します。

２．関西電力との懇談会は、今日まで引き続き開催されています

2005 年 2 月 7 日第１回から 2011 年 11 月 16 日第１３回まで、年２回開催のペースを行ってきました。中心課題としては、原発問題が中心となりました。その他課題でも、ＣＯ２削減・自然エネルギー・電気料金なども取り上げてきました。原発問題はある程度専門性が求められており、一般的には判りにくい問題であることも否めないものであります。

『ライフライン市民フォーラム（ＬＬＣＦ)』はライフライン（電力・ガス・通信・水道・道路・鉄道など）に携わる個人・団体と消費者・市民団体・原発団体・公害団体・婦人団体・その他民主団体などで構成しています。事務局団体として電力労働運動近畿センターが担っています。

もうひとつの団体『ＮＰＯ法人エネルギー未来を考える市民株主と仲間の会』は関電の株主と支援会員で構成した組織であり、定期株主総会で関電経営層への質問と提起をおこない首脳陣へのチェック役割と各種情報が上がっていることの確認の場でもあります。

ＬＬＣＦ発足の動機は、２１世紀における電力会社の在り方、エネギー政策の提起など、社会的チェック機能の役割を果たすべく上記の団体・個人のみなさまが 2003 年 7 月 30 日から結集されたものであります。すなわち、下からの民主的規制の典型を行うべきとの考えであります。

３．福島原発事故を受けて様変わりした関西電力の対応

ご存知の福島原発事故で関電をめぐる情勢も激変したことはご存じのとおりであります。「安全神話」が崩壊しているが、関電は相変わらず「安全神話」の亡霊に侵されていることも観ておくことであります。しかし今日の電力会社として説明責任を果たさなければ立ち行かなくなってきていることも事実であります。

福島原発事故以降「原発をなくして自然エネルギーへ」の声が大きく世論の風も電力会社への逆風となってきています。そのことが今日「あの頑なな関電して各種団体へ門戸を開くことに」なってきています。

その交渉・要請・懇談などについて若干のまとめとして、次のことが言えるのではないか。「対決型と対話型」の双方の立ち位置を取り入れながら懇談してきました。たしかに、対決型では双方ともに原則論を打ち出して「スッキリ」した感はありますが、次へのステップとしてはなかなか困難な点もあります。対話型は徹底して双方の「話をよく聞く」としたものであります。

そして、こちらからは、必ず具体的課題で事前に簡潔に要請文書として公的文書へ仕上げておくことが大切であります。一定の日程を確保して事前に提出しておくことも、時間がないとか日程がないとかの口実を相手から言わせないこと。それは、関電は役所以上に官僚的組織であるからです。

４．具体的に評価としている側面

①懇談会のテーブルを確保していること（２時間確保）
②こちらの具体的な質問には、誠実に回答していること（基本点での相違点はあるもののこちらの意見も聞く耳を持っていること）
③情報公開が遅れていますが、最低限度の情報は回答しています（関電発電所ごとのＣＯ２排出量を回答したことなど）
④各種団体の要請などが関電への官僚的態度を少し続ではあるが変化として表れていること

原発ゼロへ！

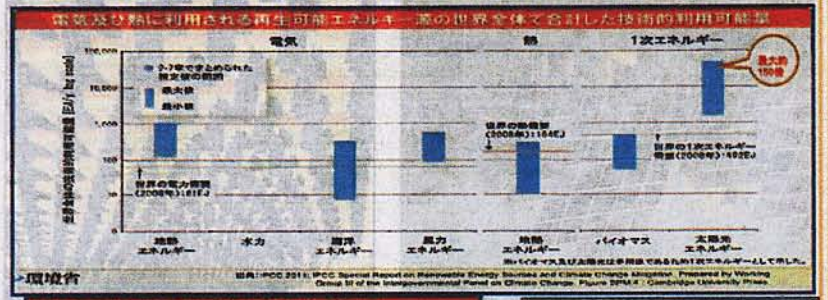
自然エネルギーの飛躍を

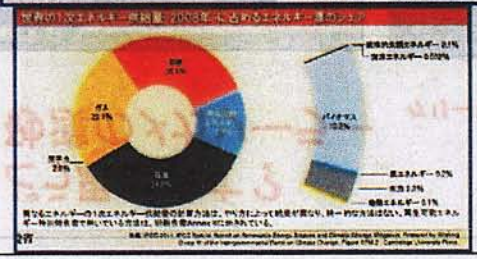
2012.02.26

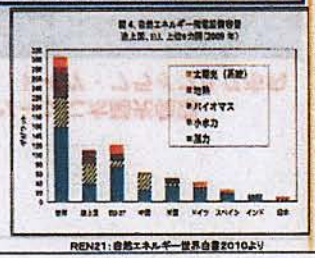
藤永のぶよ

21世紀。自然エネルギーの時代

IPCC第3作業部会は、5月9日総会で「再生可能エネルギー報告書」を発表
2050年、再生可能エネルギー比率が最大77%にCO2を2/3削減可能と提言







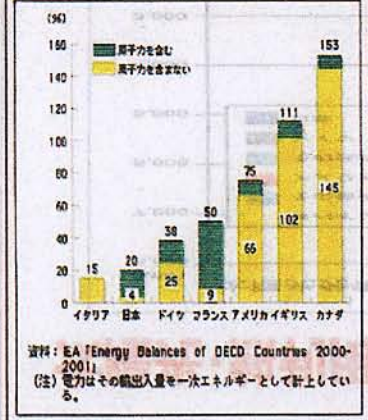
REN21：自然エネルギー世界白書2010より

各国における2020年の再生可能エネルギーの導入目標一覧

国名	再生可能エネルギーの割合	
	2005-2008年実績	2020年目標
デンマーク※	17%	30%
ドイツ※	8%	18%
スペイン※	9%	20%
フランス※	10%	23%
イタリア※	5%	17%
オランダ※	2%	14%
オーストリア※	23%	34%
フィンランド※	28%	38%
スウェーデン※	40%	49%
イギリス※	1%	15%
EU27カ国計※	9%	20%
中国	8%	15%
エジプト	4%	14%
ブラジル	43%	—
インド	31%	—
インドネシア	3%	15%(2025年まで)
タイ	4%	8%(2011年まで)
日本	3%	—
韓国	1%	5%(2011年まで)
米国	5%	—
カナダ	16%	—

注：※印のついたEU諸国は、2005年実績、最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合
それ以外の国々は、2006年実績、1次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの割合
資料：欧州議会採択文書及びRenewables 2007 Global Status Report より環境省作成

世界のエネルギー自給率と豊かな日本の自然エネルギー



資料：IEA「Energy Balances of OECD Countries 2000-2001」
(注) 電力はその純出入量を一次エネルギーとして計上している。

表1 一次エネルギーの自給率

新エネルギー源在量	物理的限界潜在量	電力量	情報源
太陽光発電	79億8400万KW	8兆3927億Kwh	*2
風力発電	14億7176万KW	2兆5785億Kwh	*2
小水力発電	1212万KW	458億Kwh	*3
バイオマス	1500万KW	711億Kwh	*1
廃棄物発電	1464万KW	513億Kwh	*1
天然ガス電熱併給	1億5280万KW	4417億Kwh	*1
燃料電池	1159万KW	914億Kwh	*1
合　計	96億4728万KW	12兆4951億Kwh	

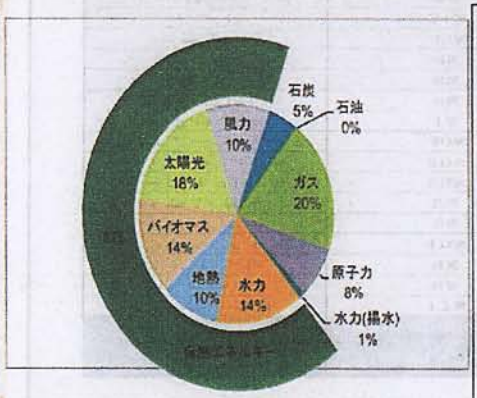
年間発電電量約5000億Kwhの13倍

情報源先　*1は資源エネ庁　総合エネルギー調査会部会資料
2は資源エネ庁新エネ部環境
3は資源エネ庁第5次発電水力調査　　地球温暖化防止シンポ　吉井英勝氏資料より藤永作成

2050年自然エネルギー70%戦略

CO2削減率：2000年比　76.1%削減（洞爺湖サミットで日本の約束　2050年に80%削減）

自然エネルギー比率：2000年5.4%→2050年69.7%　エネルギー自給率：2000年5.4%→2050年51%



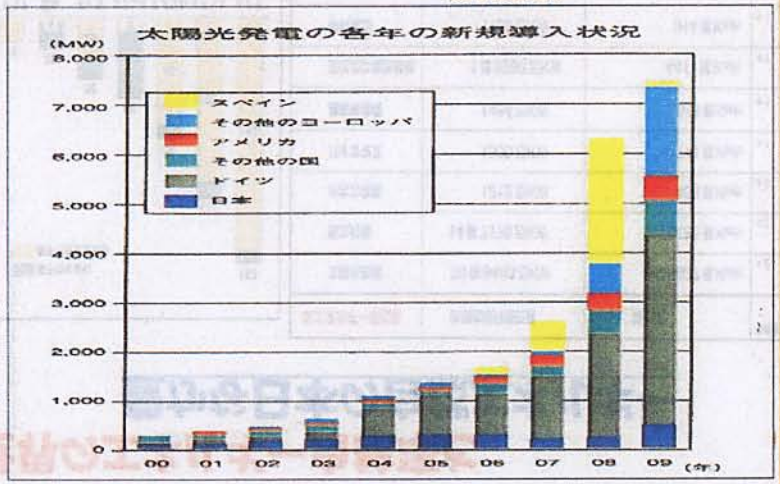
種別	系統電源	分散電源	電力量合計[億kWh]	設備容量[百万kW]
石炭	300	115	415	5.6
石油	0	0	0	0.0
ガス	1,289	353	1,642	34.2
原子力	644	0	644	11.0
水力(揚水)	87	0	87	19.8
水力	1,181	13	1,194	27.6
地熱	720	106	826	11.8
バイオマス	359	823	1,182	15.9
太陽光	150	1,350	1,500	142.7
風力	876	0	876	50.0
合計	5,605	2,761	8,366	318.5

【表1】2050年の電力供給

ISEP:環境エネルギー政策研究所発表資料

太陽光・熱利用

・シリコンタイプ
単結晶型、多結晶型・薄膜型
・CIS（化合物系太陽電池）
銅・インジウム・セレン等レアメタル使用
・色素増感太陽電池、有機薄膜電池など
実用化研究中



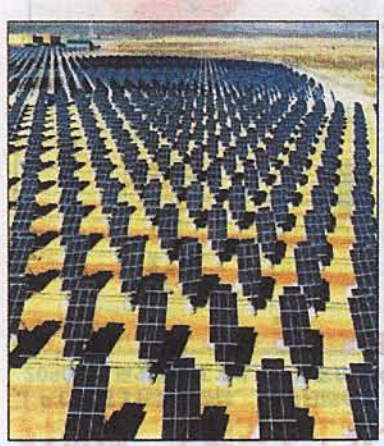
フューチャーサイエンスシリーズ④より

太陽の光と熱を活用した発電
日本でも原発28基分の発電計画がある

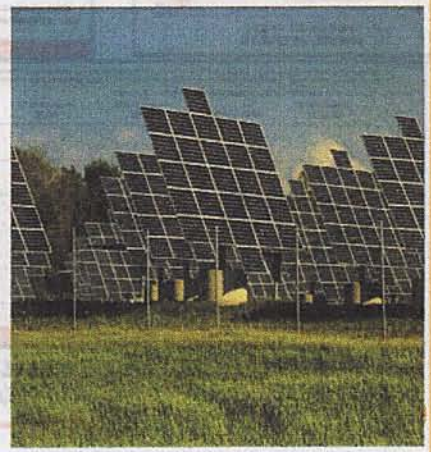


どう思います？
砂漠のメガソーラー

クリーンゾーンに太陽光発電
ドイツ・フライブルグ市内



砂漠のメガワットソーラー



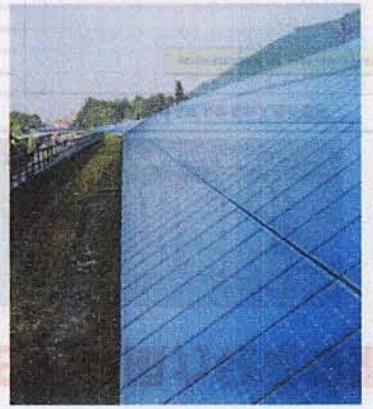
こんな街も・・・
群馬県太田市553戸のソーラ発電



PAL Town 城西の杜　790戸の住宅の70%でパネル設置。
落雷の多い地域での実証実験として2002年から推進。

ドイツの太陽光市民共同発電所

市民共同発電所 B31



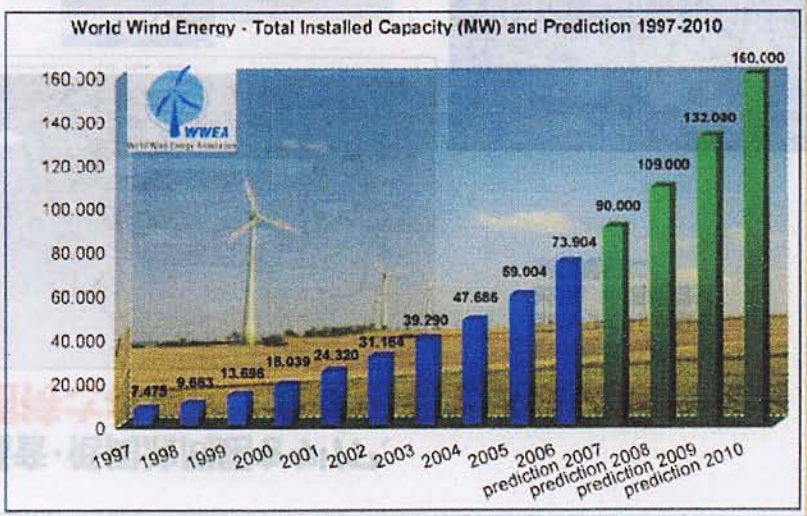
- ソーラーパネル：Sanyo製 出力336kWp
- インバーター：Siemens製
- 総投資額：191万6千ユーロ
- 公募投資額：62万ユーロ（85名）
- 年間発電量：34.1万kWh（約100世帯分）
- 電力買取額：49セント/kWh
- 年間販売額：約16.7万ユーロ
- 20年間の販売額/総投資額＝174%
- 予想配当額：
  - 2007~2020：4.5%/年
  - 2021~2023：15%/年
  - 2024,2025年：22%/年
- 2006年6月稼働。現在までの発電量は予想を10%上回っている。

市民が造った太陽光発電所

ボッポおひさま発電所



世界の主力・風力発電（160GW）



世界の風力発電設置状況

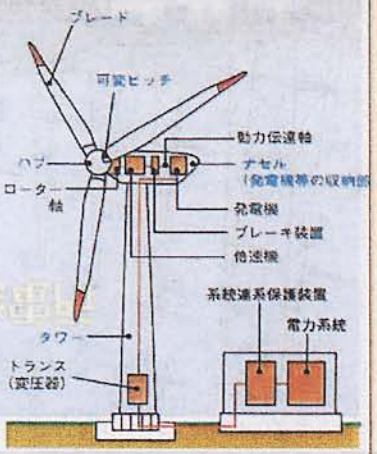
世界累計設置容量（2010年末）

順位	国名	容量（GW）
1	中国	42.3
2	米国	40.2
3	ドイツ	27.2
4	スペイン	20.7
5	インド	13.1
6	イタリア	5.8
7	フランス	5.7
8	英国	5.2
9	カナダ	4.0
10	デンマーク	3.8
	その他	26.5
—	世界全体	194.4

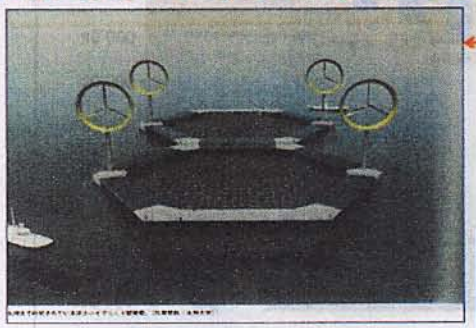
世界新規設置容量（2010年）

順位	国名	容量（GW）
1	中国	16.5
2	米国	5.12
3	インド	2.14
4	スペイン	1.52
5	ドイツ	1.49
6	フランス	1.09
7	英国	0.96
8	イタリア	0.95
9	カナダ	0.69
10	スウェーデン	0.60
	その他	4.75
—	世界全体	35.80

基本的な風力発電の仕組み



騒音・低周波問題をクリア、期待される洋上風力・洋上水素発電



水の電気分解で水素をつくり、船で搬送。水素発電や燃料電池に



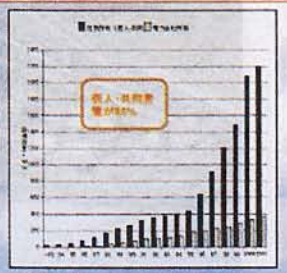


1985年に「非原発」を選択した国 デンマークの風力発電

個人および共同組合所有方式



風の牧場　ユトランド・ヘアニング市



EU圏唯一のエネルギー自給率100%超
国内に設置された風力発電5082基・出力342万KW、電力供給率約22%。
全エネルギーの17%が再生可能エネルギーによる（風力・バイオ）
石炭換算244万t・CO2：574万t削減

2009年完成稼働中
20万世帯の電力を賄っている。

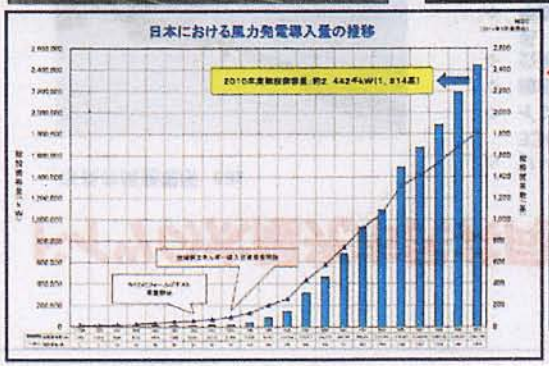
日本の風力発電設置状況



北海道・宗谷岬ウインドファーム



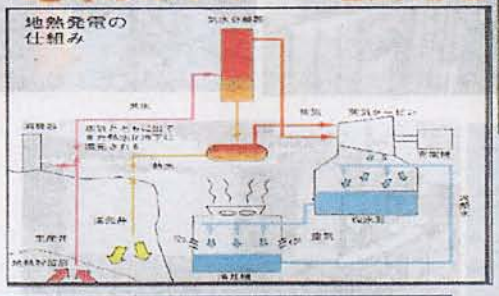
三重県青山高原風力発電51基



市民共同発電所10基1.5MW　0.7%

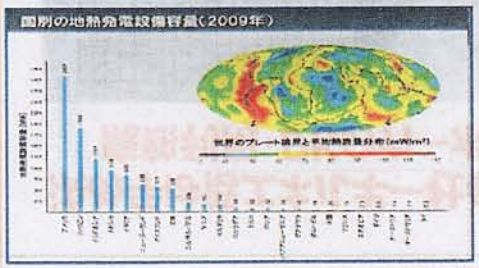


地球がボイラー？地熱発電





熱水を低沸点媒体と熱交換し、
この蒸気でタービンを回す
「バイナリーサイクル方式」が開発されている。
1925年　館岩で1.12kW
1966年　岩手県松川発電所営業運転
現在　18か所（事業用13か所・自家用5か所）
＊東北電力澄川発電所で三菱マテリアルが初に搭載
課題：熱資源の80%が国立公園内に
　　地元温泉との相互理解
世界トップクラスの技術輸出を





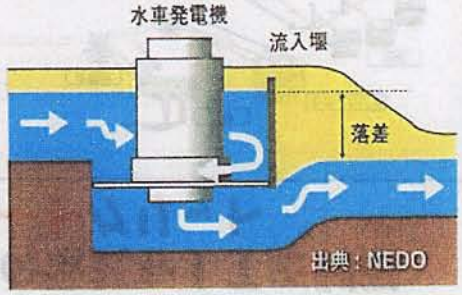
アイスランド・レイキャビック近郊の地熱発電所　出典：ウイキペディア

小水力の可能性

出力1000KW以下の小水力発電に注目
水力発電は効率抜群
（入った水はほぼエネルギーに転換）
・農業用水路
・渓流水利用
・上下水道利用
・工場内水利用
課題は　発電コストの低減



中小水力発電のしくみ
（農業用水路を利用した場合）



脱原発：ドイツの自然エネルギー
国土の特徴が生む小水力発電

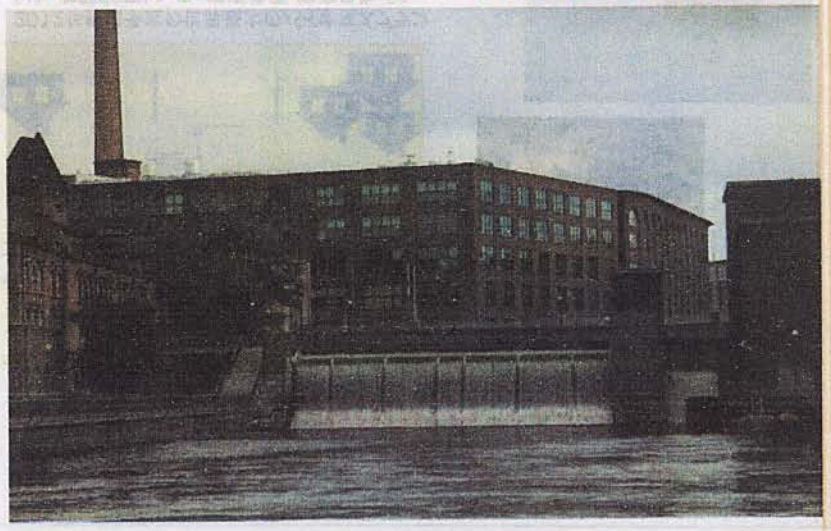




川幅8mに4mの人工落差

年間100万Kwh発電し400世帯に送電

フィンランド・タンペレー市内の水力発電

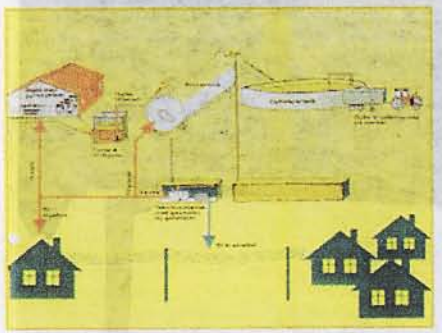


高知県・梼原市　自然のまんまの小水力発電



高知県梼原町の梼原川小水力発電所
環境破壊型の大型ダムではなく、
簡素な仕せらさに人工落差6m・出力53kwの水車で発電
昼間は学校の電気に夜は82基の街灯の電気にしている。

デンマークのバイオガスプラント
日本には年間9000万トンの畜産糞尿



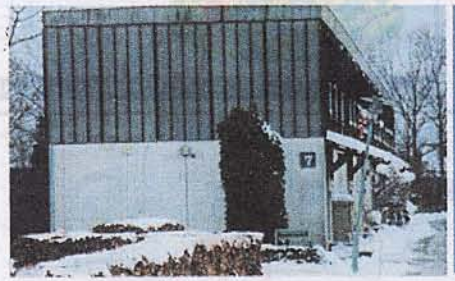


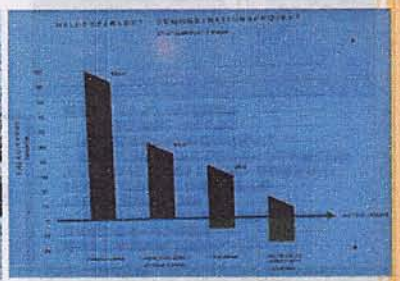


2012年完成予定の世界最大のバイオマスプラントは、年間50万トンの、家畜糞尿・家庭の生ゴミ・食品事業所から廃棄される食品残さなど有機性ごみを嫌気性発酵させ、1840万㎥のメタンガスを吸収、12500世帯に、電力と熱供給をすすめる予定。

ステファン・スズキ氏資料より

決め手は低エネルギー社会
廃熱利用・DKのカーボンニュートラ住宅



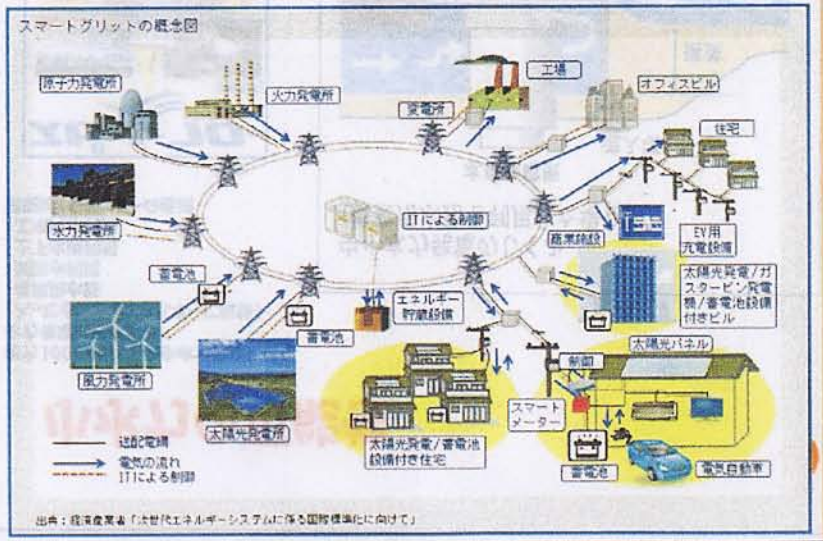








自然エネルギーの電気をＩＴで制御
スマートグリット



出典：経済産業省「次世代エネルギーシステムに係る国際標準化に向けて」

大阪府知事　殿

大阪府の公害対策・環境行政に対する 2011 年度の重点要望

２０１１年１１月２２日
大阪から公害をなくす会
会長　金　谷　邦　夫

大阪から公害をなくす会は、１９７１年２月に“公害による被害者を救済せよ”“公害をなくし、安心して住める環境を”などの要求を掲げて、被害者団体、住民運動団体、市民団体、労働組合、学者・個人などによって結成されました。

私たちはこの４０年間、一貫して大阪の公害・環境問題に取り組んできました。特に今年は、３月１１日の東日本大震災の発生によって、地震・津波対策とともに原発の問題が切実な課題として浮かび上がってきました。そうした情勢を踏まえ、私たちは府民の環境、生活、経済を守る立場から、大阪府の公害対策・環境行政に対する重点事項として以下の点を要求します。

大阪府としてこの切実な要求を真摯に検討し、その実現に向けて具体策を取られるよう強く要望します。

（1）原発問題・自然エネルギーの推進について

①原発事故は最大の環境破壊・生活破壊という認識に立って、“原発ゼロ・自然エネルギー一推進”宣言を行うなどし、原発の早期廃止・自然エネルギーの推進に全力をあげることを政策決定すること。

②福井の原発群で過酷事故が起こった場合のシミュレーションを行い、府民に公表・周知徹底すること。大阪府として関西電力と原子力安全協定を結ぶこと。

③自然エネルギー一推進に必要な人・金・物などを集中投入し、各市町村自治体、住民、業者、専門家一体となって自然エネルギーを強力に推進すること。

（2）地震・津波対策など大阪の防災問題について

①東海・東南海・南海地震や上町断層帯直下型地震が発生した場合の地震・津波の大きさと被害を、専門家の意見を入れて正確に予測し、公表すること。

②東日本大震災では、港・湾岸の船・コンテナ・石油タンク等の破壊が原因で火災が発生し、町全体を焼き尽くすという事態が発生している。大阪湾の現状について点検し、結果を公表すること。

③巨大地震が発生した場合の地盤の液状化、高層ビル、巨大地下街問題、津波による浸水などについて予測し、結果を公表するとともに対策を立てること。

④災害直後の対策本部として、また、復興対策の拠点として、大阪府が果たさなければならない役割は決定的に大きい。東日本大震災による震度３の地震であれほど大きな被害が出る咲洲庁舎（旧ＷＴＣ）は府庁としてまったく相応しくない。一刻も早く撤退すること。

（3）被害者救済について

①泉南でアスベストによる健康被害について国家賠償を求める被害者の運動がある。府としても被害府民を救済する立場に立って、国に対し早期救済を要望すること。

②寝屋川の「廃プラ」処理場の周辺住民から健康被害が出ているという訴えを真摯に受け止め、公衆衛生に責任を持つ府として保健所や府立公衆衛生研究所の機能を総動員して実態調査を行うこと。

③国のそらプロジェクトでも自動車排ガスとぜん息の発症には関連性があると認めた。局地汚染対策を進めるとともに、高速道路公団や自動車メーカーの負担も求め、未認定・未救済のぜん息患者等の救済制度を早期に創設すること。

（4）公害・環境行政について

①府立環境農林水産総合研究所は、大阪の環境の監視や調査・保全で重要な役割を果たしてきた。その公的責任を維持し、発展させるためにも独立行政法人化の方針は撤回すること。

②府の環境監視業務について、“特例市並み”の名のもとに市町村への「権限委譲」が行われているが、財源や人材もない市町村とって大きな負担であり、住民の不安も大きい。「権限委譲」は行わず、公害監視に必要な体制を府として確保・維持すること。

③本年３月に策定された「新環境総合計画」について、ＮＯ2 の環境保全目標は「0.04PPM 以下とする」ことを明確にするとともに、環境行政における大阪府の役割、権限、責務を補強すること。

④呼吸器系疾患だけでなく循環器疾患にも重大な健康被害を及ぼす物質としてＰＭ2.5 が問題となり、国のＰＭ2.5 に関する環境基準も設定された。大阪府として早期に観測体制を整えて実態把握をおこない、実態を公表すること。

⑤2000 年以降、大阪府の保健所が大幅に削減されてきた。保健所は公衆衛生のトリデである。府民の健康を守る保健所の削減政策を改め、強化・拡充の政策に転換すること。

（5）地球温暖化防止について

①自然エネルギーの推進は、地球温暖化の防止にもつながる大事な取り組みであり、地球温暖化防止の観点からも自然エネルギーの推進を強力に進めること。

②地球温暖化の防止は、府と各市町村自治体が連携し、府のイニシアティブのもと各市町村自治体単位で行政、住民が一体となって推進することが大事。各自治体の温暖化防止対策がすすむ支援を行うこと。

③地球温暖化の防止につながり、また、電力・エネルギー問題を解決するもう一つの課題として、省エネ・低エネルギー社会の実現に向けて、イニシアティブを発揮すること。

④ＣＯＰ17 では、「共通だが差異ある責任」の原則に立って全ての国に法的拘束力をもつＣＯ2 削減計画が締結されるよう努力することを国に働きかけること。

以上

第４０回公害環境デー
集会アピール

私たちは今日、「みんなで考えよう、大阪の防災」をテーマに、第４０回公害環境デー「大阪から公害をなくし、地球環境を守り、環境の保全・再生をめざす第４０回府民集会」を開催しました。

府民の皆さん

昨年３月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者 19,167 人、家屋の全・半壊 371,725 戸など、未曾有の大災害をもたらしました。同時に発生した福島第 1 原発の事故は、政府・東電の「収束宣言」にもかかわらず、今にて収束の目途も立たず、強制退去を命じられた周辺住民は、今も避難生活を続けています。

府民の皆さん

地震・津波、原発の問題は、大阪にとっても深刻です。

地震では、東海・東南海・南海の３連動巨大地震や上町断層帯直下型地震などが、近い将来高い確率で発生すると警告されています。大阪の場合、地震による被害とともに津波による浸水と家屋の倒壊、コンビナート・ガスタンクの被災による大火災、地盤の液状化、地下街や高層ビル問題など、より深刻な事態が予想されます。阪神大震災と東日本大震災を教訓にして、今こそ地震と津波、大災害から生命・絆・都市を守る取り組みを共にすすめようではありませんか。

原発では福井県の若狭湾に、“ 原発銀座 ” と言われるほど沢山の原発があります。もし福井の原発で福島同様の事故が起これば、琵琶湖の水が汚染され、直ちに私たちの飲料水がなくなる事態となります。原発はいったん苛酷事故を起こせば制御できない事故となり、放射能は空気・水・大地・海を汚染し、農業・漁業・観光・産業などあらゆる分野に深刻な打撃を与えます。加えて放射性廃棄物の処理･処分方法がないという根本的な欠陥を持っています。私たちは、環境と生活を根こそぎ破壊してしまう原発はなくしてゼロにすること、日本の電力･エネルギー政策を自然エネルギーに大きく転換すること、この２点を共通の要求にして、府民運動を大きくすすめましょう。

府民の皆さん

大阪では 40 年前、公害や老人医療をはじめとする府民運動の盛り上がりの中で、“ 府民が主人公 ” の府政を誕生させ、そのもとで公害被害者の救済や老人医療無料制度を実現し、さらにそれを国の制度にまで高めていった歴史があります。

今、大阪では、昨年 11 月の大阪府知事選挙、大阪市長選挙で誕生した知事、市長が、“ 選挙で勝てばそれが民意 ” とばかりに、教育に行政が介入し、生徒に “ 競争原理 ” を持ち込む教育基本条例案、職員を上司に服従させる職員基本条例案などを強行しようとしています。大阪市では職員の思想・信条にまで踏み込む職員アンケートが、市長の業務命令で強行されました。私たちは、大阪府や大阪市に対して憲法と民主主義の遵守を強く求めます。

これらは、一見自治体労働者に対する攻撃のように見えますが、結局は知事・市長にばかり目を向け、住民 “ 目線 ” のない職員、住民要求を無視する自治体づくりに行き着きます。

住民のいのちと暮らしを第一に考えることこそ自治体本来のあり方です。

自治体に本来の姿を取り戻させ、公害対策・環境行政を前進させ、私たちの要求を実現していくために、草の根からの府民運動を大きく広げましょう。

２０１２年2月２６日

第４０回公害環境デー